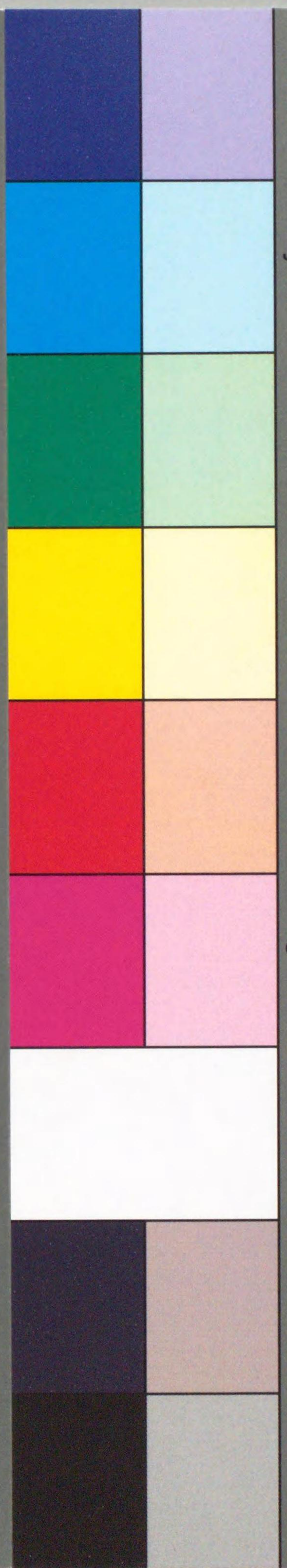


Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

GE361  
H7

滿洲國地方事情 A 第十九號

奉天省  
開原縣事情


滿洲國地方事情編纂會





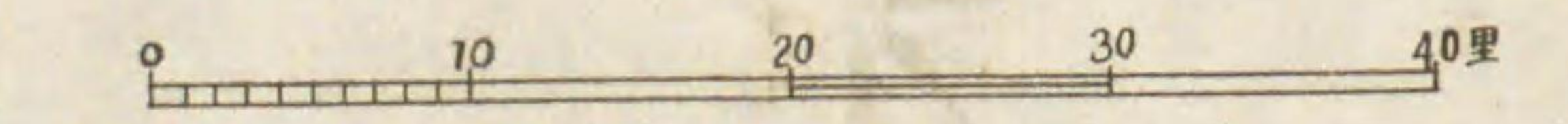


# 開原縣境詳圖



開原縣內郵政路線表

<p>(1) 孫白路 張相屯、貨郎屯、汪家、東門、八棵樹、官廳、古塔子、王家、城子、甸子、李家、下清河、上清河、大孤家、子家、台、上荒、地、土、口、子、莊、子、白、銀、河、</p> <p>(2) 孫通路 許家台、小、李、台、二、寨、子、後、馬、園、子、八、寶、屯、雙、雲、堡、雙、樓、台、三、台、子、通、江、子、古、城、堡、四、家、子、北、山、屯、台、子、甸、田、家、窩、欄、巴、爾、虎、營、子、小、灣、屯、十、社、</p>	<p>(3) 孫夏路 大孫家、台、偏、坡、台、大、山、崗、堡、大、白、廟、子、孟、家、寨、成、城、堡、營、山、堡、子、園、山、槐、上、汪、家、甸、英、城、子、下、肥、地、付、家、莊、肥、地、破、車、甸、夏、家、堡、子、</p> <p>(4) 孫四路 榆樹、堡、馬、園、子、北、英、城、子、王、家、窩、欄、虎、頭、兩、孤、家、子、雙、樓、台、三、台、子、通、江、子、古、城、堡、四、家、子、北、山、屯、台、子、甸、田、家、窩、欄、巴、爾、虎、營、子、小、灣、屯、十、社、</p>	<p>(5) 孫九路 三、台、子、二、台、子、八、里、橋、六、八、里、莊、二、道、甸、三、道、甸、楊、堡、家、油、坊、大、堡、孟、家、屯、及、城、子、北、山、屯、七、家、窩、欄、周、家、窩、欄、大、廟、甸、五、家、堡、子、佟、家、屯、潘、家、屯、關、家、屯、王、家、窩、欄、打、車、甸、馬、大、屯、榆、樹、小、台、子、九、社、</p> <p>(6) 鐵線路 鐵、線、路、平、頂、山、頭、堡、固、清、水、甸、子、孫、家、台、腰、寨、子、六、寨、子、大、高、屯、七、英、子、屯、</p>
--	--	---

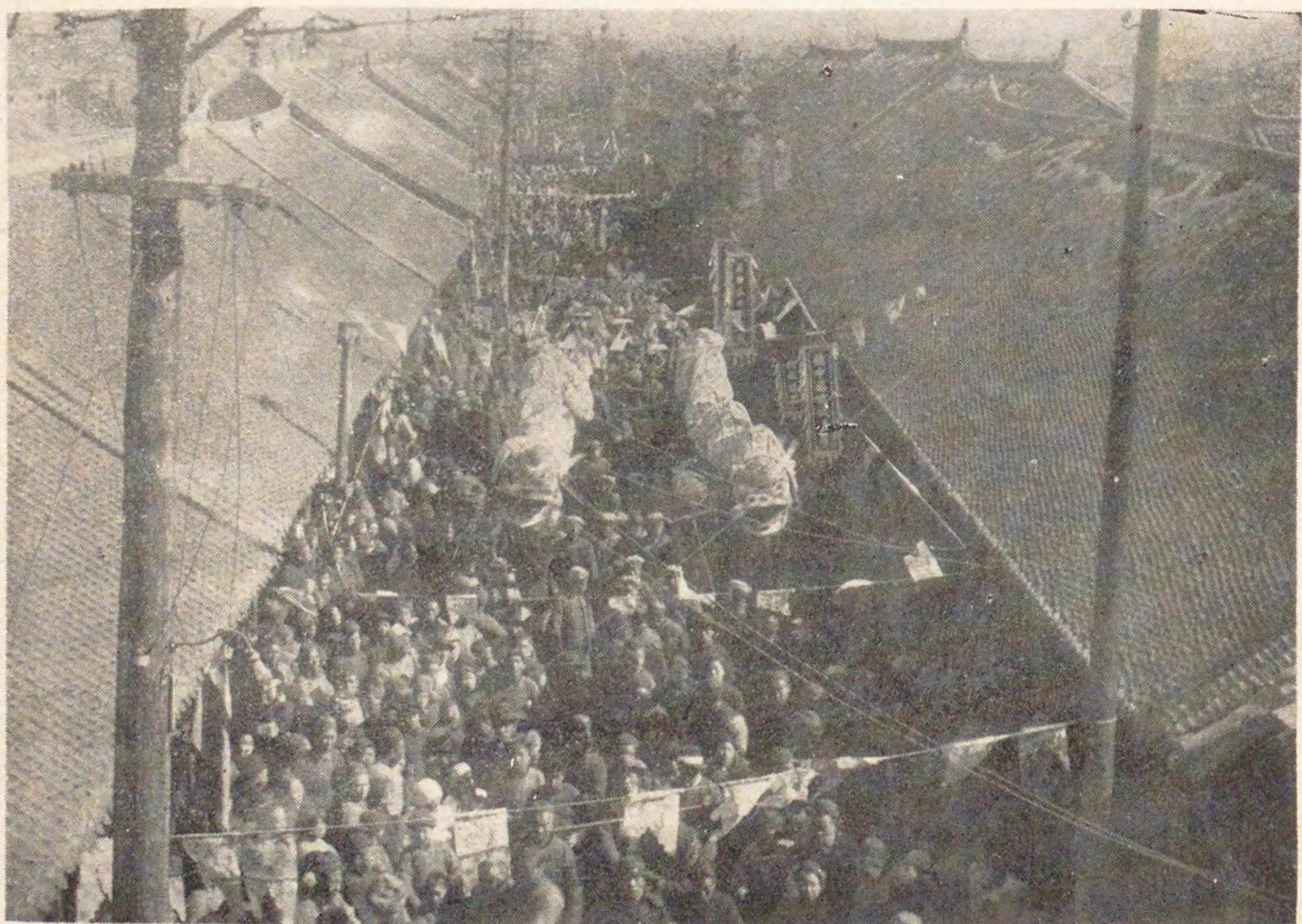


圖例	說明
○	省界
□	縣界
▭	市界
▭	鎮界
▭	村界
▭	河
▭	鐵路
▭	電報
▭	電話
▭	道
▭	區立學校
▭	公安分隊
▭	公安中隊
▭	公安分隊
▭	橋
▭	柳
▭	所





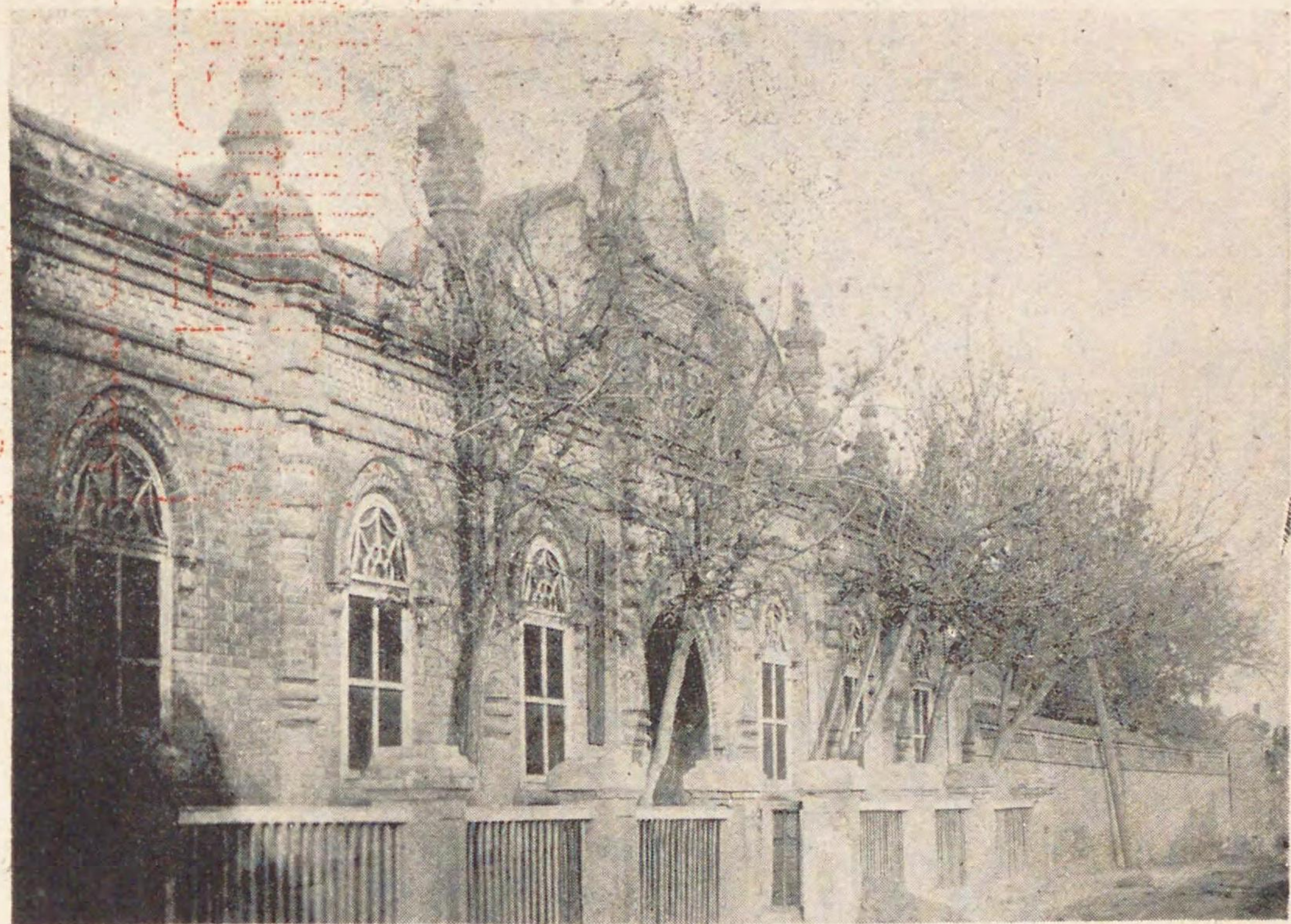
開原城内鐘樓



御大典の喜びに溢るる開原城内



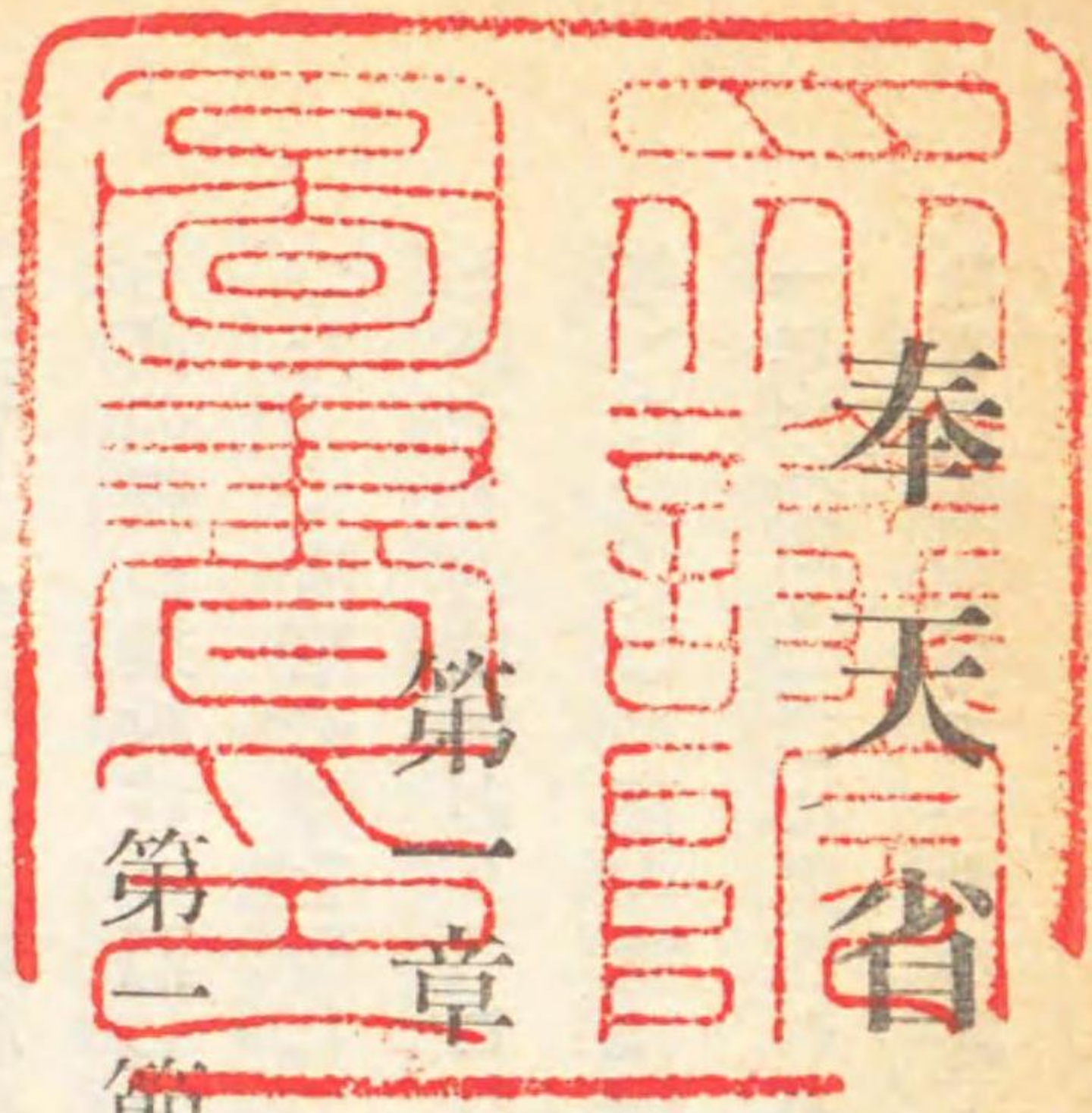




開原城内男子師中學校



開原城内崇壽寺大塔



# 奉天省 開原縣

## 第一章 總說

### 第二節 縣の歴史

#### 第一項 元代以前の開原

白頭山に發する高峯蜿蜒として西に走り果てるところ、千古の流れ絶えぬ遼河の原、漠々と開けて萬物生育する。何時の頃よりか人この地を呼んで開原と云ふ。

東山の嶺に慈愛の陽光を拜しては、名ばかりの穴居をあとに、狩獵に、漁撈に、或は野生果實の採集に、生活資料の獲得のために出かけては、落陽の赤く遼河の面に映える頃歸途に着く人、群、民族がこの地に生を享けたであらうことは容易に想像される。こゝから遙に西南に當る黃河流域に咲いた漢民族中心の文化は、周代(前一二二一—前二五六)に至つて禮樂、制度と、のひ、自ら中華、中夏などと誇稱するとき、彼等漢人は此等の民族を名指して、北狄とし肅慎と呼んだのである。

その後漢代には挹婁と、南北朝時代には勿吉と、隋時代には靺鞨と云ふ何れも肅慎の後裔である。



周末春秋戰國の時代に、その内亂に乗じて、現在の所謂關内に侵出したことも屢々であつたが、燕の六世昭王のときその將奏、開が長驅して遼東を侵し、遼陽附近まで占領したことがあつた。

秦(前二四六—前二〇七)の統一事業が完成して、天下を三十六郡に分ち、滿洲には遼西、遼東の二郡を置、開原は遼東郡に屬したと漢書には記録されているが、その支配力がどの程度に及んだかは疑問とするところである。

漢代となり武帝は朝鮮南滿洲の一帶に四郡を置くなど治績を擧げたが、昭帝(前八六—前七四)の頃から漢勢力の後退始まり、北滿にあつた濊貊の後裔である接餘族の一部は松花江平原から鴨綠江流域に移住して、高句麗國を建てた、時に元帝の建昭二年(前三七)に當る。

高句麗の獨立と新國家の建設は全滿原住民の自覺を促し、好き刺戟となり、全面的な動搖を誘起して、漢の滿洲征覇は危殆に瀕したが、後漢の光武帝(二五—五七)立つて、來寇の烏桓族を招撫し、之を遼東一帶に移し、高句麗太祖王(五三—一四五)の優勢な攻撃を防がしめたので、漸く漢勢力の維持を見ることが出來た。桓帝の頃(一四七—一六七)から高句麗の進公益々烈しさを加へ、占領さるゝには至らなかつたが、東から河を下つて西に來襲することしばしばであつた。(清原に源を發して西に流れて鐵嶺を過ぎ、遼河にそゞ柴河が、開鐵兩縣境と交る地點柴河堡に、通稱高麗城ウリヤンと稱する古城址あり、これが高句麗との關係如何は後日の調査を俟つこととする)故國原王の一三年(東晉の康帝建元元年)(三四三)に高句麗は朝鮮の平壤へ遷都したため、遼東への壓迫暫時うすらいだが、文咨王の三年(齊の武帝永明十一年)(四九三)に遼西の慕容氏衰微し、中國はまた南北朝對立して相争ふの間隙に乗じて、遼東一帶に進出してより大なる版圖を得て一大國家となつた。開原がこの高句麗の版圖に屬したことは云ふまでもない。

隋の文帝(五八九—六〇四)、煬帝(六〇五—六一六)は何れも高句麗遠征に失敗し、唐起り、太宗自ら出征指揮して貞觀一九年(實藏王四年)(六四五)遼東を陥れたが、糧道絶えて撤退し、再擧を計つたが果さないで去り、高宗のとき高句麗にとつて盟軍である百濟唐軍に敗れ(六六三)、次いで平壤陥り、實藏王降つてさしもの高句麗亡んだ(六六八)。此に於て唐は平壤に(後遼陽に移す(六七七))安東都護府を建て、開原には黑水府を置いて督都、刺史をして治めしめた。

これより先き、原住民族である靺鞨の最南部にあつた粟末靺鞨はもと高句麗に屬していたが、高句麗の滅亡後大祚榮出て部長となり、開原の東方清河の上流英額城附近で唐軍を取り、更にその東北方輝發河の邊に震國を樹立、後渤海と國名を改稱した。開元四年(七二二)に唐の玄宗によつて渤海郡王に封ぜられ、忽汗洲都督に任ぜられた。當時の開原が渤海と唐との何れの勢力下にあつたかは不明であるが、何れにもせよ、兩者の間に保たれた平和は、開原の地にも唐の文化殊に佛教を移植して來たもので、現存する城内の大塔の如きはその好き紀念である。

臨潢に起つた(九一六)契丹は(後に遼と改めた)忽汗城に渤海を亡ぼし(九二六)唐末及び五代八十餘年の紛亂を機として漢勢力を驅逐して全滿を占有した、開原は遼陽を首府とする東京道に屬し、今の縣城に咸州、尙州(同州)肅州の三州が置かれた。咸州の治所を咸平縣といふ。

黑水靺鞨(女眞)は始め渤海、遼に屬してあつたが、阿骨打出て遼に背き(一一一四)自ら帝と稱し、國を金と云ふ(一一一五)遼陽を始め各地の遼の勢力を撃破し、遂に中京大定府を陥れて遼を顛覆した(一一二五)金は遼代の開原附近を咸平府として、咸平路に屬せしめ別に左の四縣を領した。金は遼代の咸平縣を初め咸州路、後に咸平路の治所となし、天德二年(一一五〇)咸平府を置き、大定七年(一一六七)咸平縣を改めて平郭縣と云ふ。



銅山縣 遼代の尙州(同州)で金代に銅山と改稱した場所は現在の中固附近である。

慶雲縣 遼代初め檀州後の柞州で金代には州を廢して慶雲縣のみ存した。

清安縣 遼代の肅州で金の皇統三年(一一四三)州を廢してたゞ清安縣となつた、場所は今の威遠堡門附近と思はれる。

榮安縣・歸仁縣・玉山縣。オノン河畔に即位した(一一〇六)成吉思汗は大舉南下して金の都燕京を攻め、南宋また機を得たりとして北上して金を突いた。このとき金は滿洲にある遼の遺臣を疑つて壓迫したため、その内の一人である耶律休哥は却て蒙古に服して開原に據つて、金の遼東宣撫使蒲鮮萬奴の大兵を敗つた。滿洲に興つた金は遂に河南の蔡州に亡んだ(一二三四)。元は初め金の咸平府をそのまま踏襲してその治所を開原縣城に置いた。元來至正二年(一三四二)之を咸平縣と改稱した。亦至元二十三年(一二八六)遼陽行中書省治所が開原城内に設置され、更に至元二十四年以前に開元路の治所を今の農安から開原に移した。これから咸平の別名を開元と呼ぶこととなり、開元が對音の關係から開原となつたものと考へられる。

### 第二項 明代の開原

元の順帝北歸の後、開原の東北である金山で明の太祖が元の遺將納哈出を敗り、遼東遼西一帶とともに、開原地方は明の有に歸することとなつた(一三八七)。これよりさき明は遼東經略につれて軍政官廳として、洪武四年(一三七二)に定遼都衛を置き、同六年(一三七三)には遼陽に府縣を置き、同八年(一三七五)には都衛を改めて遼東都指揮使司として府縣を廢し、衛合計二十五を置いた。開原には洪武二十一年(一三八八)に三萬衛を置き(場所は現在の縣城の西門外なり)洪武二十六年(一三九三)遼海衛とよに涉り、永樂七年(一四〇九)には安樂州、自在州の兩州を開原城内に増置し、

何れも新附の女眞を管理せしめ遼東都指揮使司の指揮下に屬せしめたが、後自在州は遼陽に涉つた。

明領有當初の開原には女眞の居住する者少くなく、開原以北は女眞族の專居するところであつた、即ち開原の東北一帯には建州女眞あり、北方には海西女眞あり、西北地方には兀良哈<sup>オラハカイ</sup>あり、その外哈達<sup>ハタ</sup>、葉赫<sup>イエヘ</sup>等の部族もあつて各民族間の紛糾は屢々惹起され、加ふるに女眞族の勇武は明朝(漢族)にとつて一大恐威であつたので、その操縱懷柔策として永樂三年(一四〇五)開原城南(現在の第三區馬市堡の地点なり)及び城西北方に官營の馬市を開設して前者は海西・建州・野人等の三女眞との間に、後者は兀良哈との間に、互市を許した。けれども、この種の彌縫策は功を奏せず、女眞、兀良哈等の侵入來寇は止まず、正統七年(一四四二)ついに自衛防禦のため邊牆起工の止むなきに至つたのである。その後東邊(安東——開原)西邊(山海關——開原)の兩邊が開原を尖端として數多の堡と共に完成したが、なほ來寇絶へず、三萬衛都指揮劉旺がその子答廝とよに城西の古城堡で戰死したのも此の頃のことである。その他明は貢道を制定するなど對女眞策を怠らなかつたが、邊吏の腐敗甚しく交易に來る女眞を欺瞞愚弄し、或は當時南支から來つて馬市附近にあつた漢人の商賈また狡猾にて、純樸な女眞を詐騙して不當の利を貪るなど、女眞の憤激をかふもの多く漢族との間は兎角圓満を欠き、殊に成化三年(一四六七)の役の後には愈々險惡化し來つた。正徳年間(一五〇六—一五二二)に至つては明の防備崩れて亂れ開原城外數里の地には賊寨あり通過貨客の掠奪をほしむにするやうな状態となつて明の威信地に墜ちたのである。

正統二年(一四三七)の春、現在の興京縣である蘇子河の溪谷に移住した建州女眞から、嘉靖三十八年(一五五九)奴兒哈赤が生れ、長じて各地に轉戦し女眞のため大いに氣をはき、萬曆四十四年(一六一六)可汗の位に即いた。ついで撫順



を陥れ、天命三年（一六一八）葉赫を攻め、翌年薩爾滸に明の大軍を敗つて興清亡明の端緒を開き、同年六月兵四萬を率い大舉して開原城に迫つた、當時開原城にあつた明將總兵馬林・及副將千化龍・參將高貞・遊擊于守志、守備何懋官等は城によつてよく防いだ、遂に敗れて何れも城中に戦死し、權署道事推官鄭之範だけが遁れ脱した。清太祖は考ふるところあつてか明の城廓を毀ち、改めて新しく築城したこれが即ち現在の縣城である。かくて開原は明に代つて清が領有することゝなつた。

### 第三項 清代以後の開原

開原を陥れた（一六一九）清軍は勢に乗じて南下し、鐵嶺、瀋陽、遼陽、廣寧を取り、天命十年三月（一六二五）瀋陽城に遷都した。こゝを本據に遼西の寧遠、山海關を攻略せんとしたが利あらず太祖死し（一六二六）その子太宗立つて太祖の遺志をつぎ、寧遠を討ち、朝鮮に遠征をなし、或は遠く迂回しては明の背後山東に轉戦した。然れども太宗また志を得ずして崇徳八年（一六四三）盛京に死す。順治帝幼にして立つ、明に李自成の亂あり、吳三桂を助けて北京に入る（一六四四）。明の遺臣、敗殘兵を追つて清の威力南支に及ぶ頃世祖殂し、時に八才の康熙帝即位す（一六六二）間もなく三藩を被り、亦は不斷の對南方戦争の兵站地として糧秣壯丁は徵發され、只管荒廢の一途を辿つたものである。この恢復のために清朝は順治元年（一六四四）遼東招民開墾例を、順治十年（一六五三）には遼東招民授官例を制定して漢民族移住の助長策を採つた。民治機關即ち漢人統治の機關である縣を開原に設置したのは康熙三年（一六六四）で開原縣は奉天府に隸屬した。これ以前は何か軍政機關があつて天總六年（一六三二）盛京に設けられた六部の命を受けたものと思はれる。

この頃「從來國內に於ける漢民は、滿人と同一村落に居住するを以て、利益の多くは、彼等滿人に侵擾せらるゝを免がれず。太宗仍りて命じて漢民と滿人を分住せしむ（稻葉君山著清朝全史上卷三七二頁）と云ふ。（この分住状態は第三章地方制度に記す）斯うして保護政策と相俟つて漢民の流入は老大となり、康熙七年（一六六八）には政策一變して遼東招民開墾例、同授官例を撤回し、封禁令を宣布するに至つた。次いで乾隆五年（一七四〇）には原籍地への送還迄をも令したが、北支難民の流入は防ぎ得るところでなく、遼河を利用して北上する流離の群は邊牆にさへぎられるところ通江口から東に折れて、開原及びその以南即ち明時代の滿漢混住の地に横溢することゝなつた。（當時の地積戸口に就ては後に記す）斯る巨大な漢民の増加は戦勝者であり征服者である滿洲族と、戦敗者であり被征服者である漢民族との主客の位地を顛倒するに至つた。それは漢民族のもたらした商業、高利貸資本と、滿洲族固有の封建制との争覇が、旗民不交産例を以てしても、民典旗地の陸續として出現した如く、後者の敗北は法令のよく制禦し得るところではなかつた。次いで日露役の洗禮を経て清朝没落し、二十年間の混沌たる民國とはなつたのである。

## 第二節 建國以降現勢一般

九、一八の砲聲は翌朝十時頃開原に傳つた、當時事態の進展見透しつかず、たゞ不安に包まれ乍らも官公署は平常通り執務し、商戸は營業を續けてゐた。廿日頃の縣長佟玉瑋氏は自ら委員長となつて、地方紳士を集めて地方維持會を組織し、善後處置に當ることゝなつた、然るに事變の進展と、避難者の歸來、流言飛語の充満等に恐れをなして縣長以下各科長夫役に至る迄、警察隊と共に城北第三區方面に逃走せり。斯る内に十月一日、午後八時各地に轉戦した開原守



備隊(第五大隊第三中隊)は飯田七郎大尉の指揮の下に南門より堂々入城、嚴正に治安を確保し、人心の安定を計りたれば、漸次平穩に赴きたり。次に自治指導委員會の作製に係る概史を掲ぐ。

九月十八日事變以後自治會概史

民國二十年十月一日 縣長佟玉璉氏事變後間もなく地方維持委員會を設立し縣政に當り居りしも其活動敏活を缺き無秩序無政府状態にして遂に拾取すべからざるに至り十月五日逃亡せり續いて十月十日高財政局長及尹、公安局長逃亡す。  
地方維持委員會は十月一日より十月十一日迄存續し當時の委員左の如し。

委員長	佟玉璉	副委員長	王久
委員	康作民	委員	趙幼樵
同	王作霖	同	王錫九
同	王子民	同	朱子青
同	羅化南	同	曹霖甫
同	徐榮鄉	同	趙治安
同	趙紹軒	同	丁一青

同 十月十二日 關東軍の意圖によりと稱して來城自治分會員を任命し縣公署に一泊して歸る、當時入城せるもの左の如し  
松岡勝彦、廣田宇與記、太田隆造、皆川忠三、佐藤福次郎、田中樟吉、奥村政男、神吉龜造、山田孝太郎  
平本彌太郎、福田幸次郎、岡藤三、中村良助、小山仙吉、木村藤之助、杉田榮二、佐藤安吉、岩本工一  
自治分會の委員左の如し。

委員長	王作霖	副委員長	康作民
副委員長	趙家幹	委員	丁一青
委員	羅化南	同	王保如
同	徐榮鄉	同	趙一琴
同	王子民	同	趙治安
同	朱子青	同	全子章
同	曹霖甫	同	關仲三
同	程星五	同	邊樹棟

顧問を左の二名に定めらる。

久保清市郎 森田一

同 十月十四日 守備隊近藤中尉田中憲兵分遣隊長を顧問として招聘

同 十月十六日 近藤中尉田中憲兵分遣隊長顧問辭退

同 十月十九日 治安上電話方面の監視を必要として電話局に日本郵便局員を派遣し置くこととし田中孝子氏來城監督することとなり。

同 十月二十三日 附屬地公會堂に於て臨時自治委員會を開催(出席委員數十四名)

守備隊長飯田大尉憲兵分遣隊長田中特務曹長監席更に左記六名の顧問招聘を決議す。

佐竹令信 上郡山九効 川島定兵衛



千々和正彦 藤井武夫 松本辰吉

同 十月廿八日 顧問の擔任部署、久保(財政)、小島(財政)、森田(財政)、松本(警衛)、藤井(司法)、上郡山(總務)、佐竹(總務)、千々和(教育)と決定週二回の定例委員會を開催することとし顧問は其都度出席指導することとす。尙ほ司法に大下繁雄警衛に大橋謙吾助理員と決定赴任す。

同 十一月六日 警衛課助理として川中盛雄赴任

同 十一月九日 澤井指導員横尾従事員赴任

同 十一月十日 蛸井指導員赴任委員長としての業務を掌理することに決定す。

同 十一月十六日 藤井氏現地指導員に就任決定

同 十一月十八日 飯田守備隊長田中憲兵分遣隊長監席の上指導員蛸井、澤井、藤井の三氏並に舊顧問六名出席解散式を擧ぐ。

同 十一月廿日 警務課助理として半田治夫赴任

同 十一月廿一日 自治會紀念祭舉行

同 十一月三十日 警務處參事として大橋氏司法處參事として大下氏警察教官として田中、半田の兩氏自治執行委員會にて招聘することに決定。

同 十二月三日 縣公署任命羅化南の參事及助理員として佐伯正氏高橋良進氏を税捐局に田中孝子氏を郵便局へ招聘することに決定。

同 廿一年一月二日 澤井指導員は綏中縣指導員として赴任

同 二月十日 横尾従事は奉天靖安游撃隊へ赴任

(以上)

三月一日の建國と共に自治會解散し、その晩春蛸井氏を始め各指導員は北滿救濟其他の工作に赴き、縣には佐伯正氏高橋良進氏、山本定氏等留り外には縣境に横溢する匪賊の討滅工作に、内には縣財政の確立に努力されたり。十月末宮内參事官、及五島副參事官の着任を見て従來の日系職員は山本氏を残して去り、次いで奉天保安大隊長たりし常守陳氏縣長として新任、自治執行委員長、縣長たりし丁一青氏より引繼ぎたり。大同二年に入つては尙草賊の蠢動する者ありしもその數少く、日本軍の分散配置、警察機關の整備強化に連れて、治安の維持なり、事變後城内に避難せし者も歸村し民は近來稀に見る豊作と共に王道の御世を和樂するに至れり。更に縣の財政も大同二年七月一日に始まる大同二年度から漸次軌道に復し、歳出入共に平常化することゝなつた。越えて翌年三月一日、登極の大典を迎へて民心愈々安定、建國の大精神に則る大目的に向つて縣は全速力を以て驀進しつゝあり。

### 第三節 縣制及官公吏

本縣の縣制は大同二年十二月一日より民政部訓令第五三三號による「各縣臨時改組辦法」に依つて改組を實施し、従前の實業局を廢して内務局及び文書股、行政股を新設した。但し縣會計に於ける負制類似の辦公費制度は大同二年七月一日新會計年度の開始とゞもに一掃した。

大同三年二月末日現在の組織及定員表は次の通りである。

#### 開原縣公署組織及定員表

奉天省 開原縣







縣別	縣長	科局長	視學	股長	科員	僱員	夫役	合計
開原	一	三		六	一五	一九	九	五二
濟陽					三	七	三	一八
黑山		一						一
鐵嶺					一			一
昌圖				一		一		一
西安					一			一
法庫		一						一
遼陽			一			二		三
關州								一
撫順								一
西豐						一		一
撫寧					一			一
福建	一	五		二	三	三	一	八
計								八五

上記表の他に同人官吏として、參事官一名、屬官(副參事官)一名、警務指導官(巡官)四名計六名勤務してゐる、參事官、屬官が建國後中央より正式の任命を受けて着任したのは大同元年十月である。警務指導官の中三名は昨大同二年十一月末新しく配屬されて着任したものである。

## 第二章 地誌風俗

### 第一節 地誌

#### 第一項 位置地勢

本縣は短形に似た形をなしてゐる。北は邊牆を以て伊通、昌圖に界し、南は山嶺にて鐵嶺に接し、西は遼河に臨んで法庫を望み、東の方東邊の連峯を遙にして清原に隣する。これを緯經度から見れば、西は東經一二三度四三分、東は一二四度四三分。北は北緯四二度四八分、南は四二度八分である。

地勢は縣の東西を大約四分して、東の四分の三は山岳地勢、西の四分の一は平野と云ひ得るであらう。東方の山中に發して西流して遼河にそゞろ河流を北から數へれば、西豊に發する寇河、清原からの清河、縣内東山に出る沙河、清原を源として鐵嶺に流入する柴河の四河である。東方一帯の道路はこの四河に沿つて延び、その文化圏は四河の峽谷毎に區分されてゐる。西方は昌圖から南流する亮中河が遼河に流入するの他北方に若干丘陵の起伏するのみで概ね平かである。

#### 第二項 戸口

太古は知らず、康熙三年一、四〇〇戸の招民が來住し、同年五〇〇戸の流徒を入籍したと縣志(咸豐年版)にあり。同年行差人丁二、一六二名と云ふ。云ふまでもなく當時の丁は人頭税の課税對象であつた爲めに、脱税の故に最小限度



の數で實際はこれ以上であつたものと推定される。咸豐四十七年に於ける左の數はこの間の事情を如實に物語つてゐる。

民人	六、九九九戸	男女計	四九、二五三名
旗人	二、一五二戸	男女計	二二、三六二名
合計	九、一五一戸		七一、六一五名

清末學校開設の爲めに調査した戸口は

男女	四六、二四〇戸	男女	三二八、四六三名
----	---------	----	----------

であり、

光緒三十三年法庫縣の設治にともなふ減少は

男女	三、二〇八戸	男女	一六、一八六名
----	--------	----	---------

宣統三年伊通縣からの編入は

男女	一、七一七戸	男女	一一、八五〇名
----	--------	----	---------

民國五年の調査に據ると

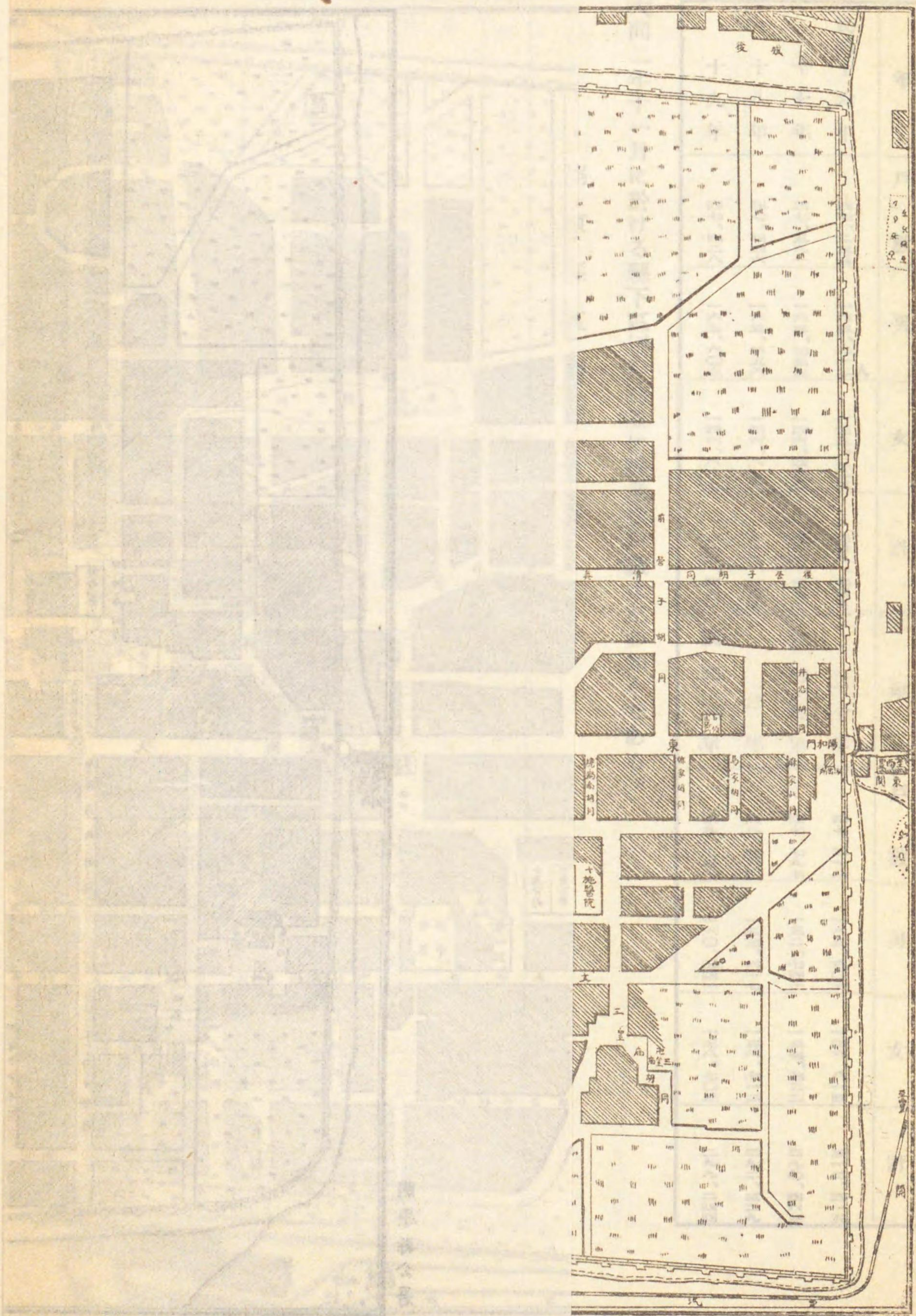
男女	五五、〇五四戸	男女	一九〇、九四〇名
----	---------	----	----------

計	男女	男女	一六二、三〇〇名
		計	三五三、二四〇名

であり、民國十四年清源縣設治による減少及び當時の自然増加は不明であるが、民國十六年以後現在に至る戸口は次の通りである。但し外國人を含まず。

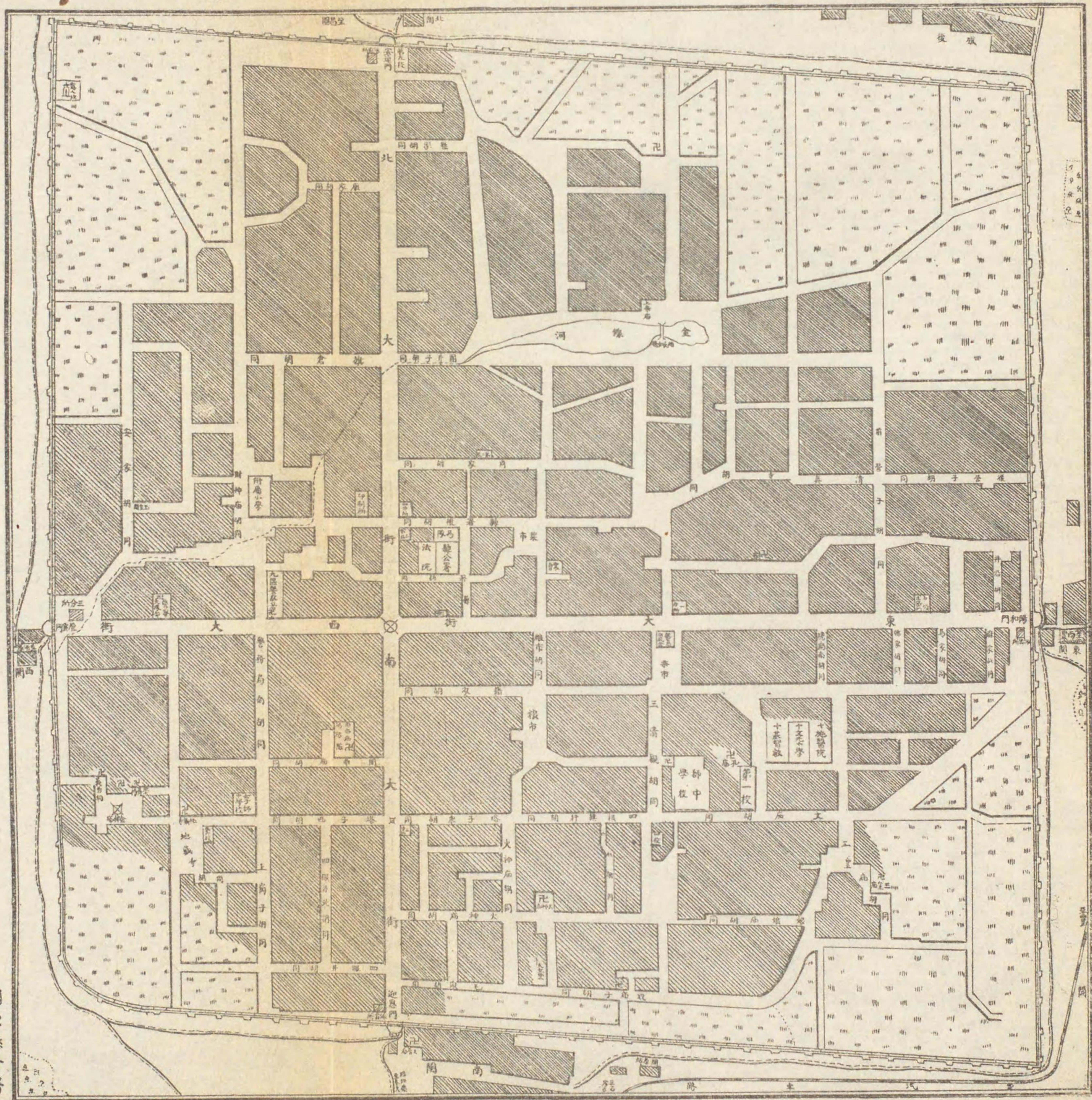
開原縣戸口表 (自民國十六年至康德元年)

開原市街圖





# 開原市街圖



開原縣公署

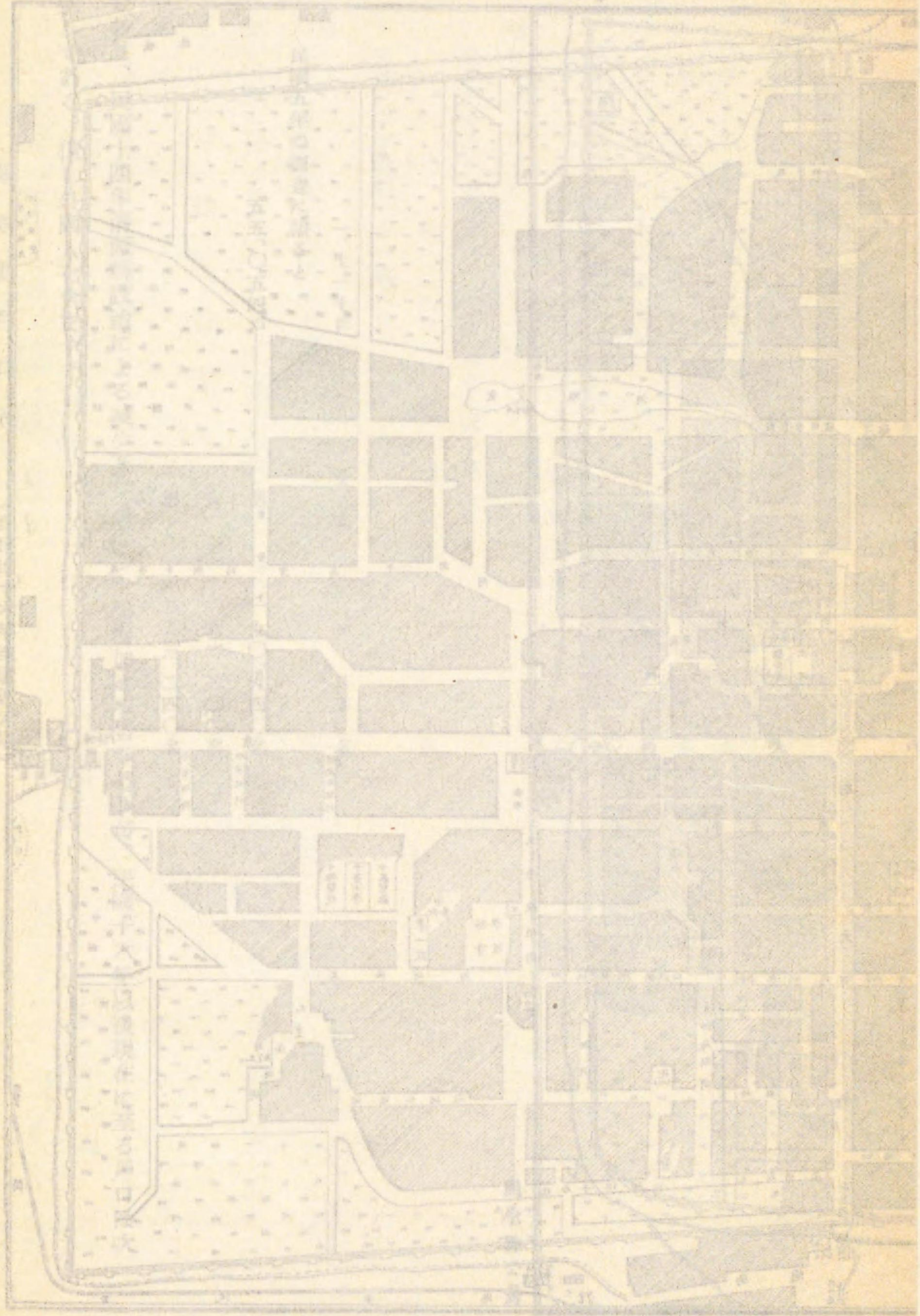
清末學校開設の爲めに調査した戸口は  
 光緒三十三年法庫縣の設治にともなふ減少は  
 宣統三年伊通縣からの編入は  
 民國五年の調査に據ると  
 であり、  
 民國十四年清源縣設治による減少及び當時の自然増加は不明であるが、民國十六年以後現在に至る戸口は次の通りである。但し外國人を含まず。

開原縣戸口表 (自民國十六年至康德元年)

調査年	男	女	計
清末學校開設の爲めに調査した戸口	男	女	計
光緒三十三年法庫縣の設治にともなふ減少は	男	女	計
宣統三年伊通縣からの編入は	男	女	計
民國五年の調査に據ると	男	女	計
民國十四年清源縣設治による減少及び當時の自然増加は不明であるが、民國十六年以後現在に至る戸口は次の通りである。但し外國人を含まず。	男	女	計
民國十六年	一九〇、九四〇名	一六二、三〇〇名	三五三、二四〇名
民國十七年	一一、八五〇名	一六、一八六名	二八、〇三六名
民國十八年	三二八、四六三名	四六、二四〇名	三七四、七〇三名



開原市圖



年	戶數	男	女	計	年	戶數	男	女	計
民國十六年	四七,二四五	一六三,二二三	一四五,五三三	三〇八,七五五	二十年	四七,四一八	一六五,〇六一	一四六,八二四	三一一,四二五
十七年	四七,五九一	一六三,七五三	一四六,四五五	三一一,二〇七	大同元年	四七,七九七	一五三,七四二	一三七,七三三	二九〇,四六三
十八年	四七,四四六	一六五,三五八	一四六,八三一	三一一,一八九	二年	四八,九八〇	一五三,六一七	一三八,七二二	二九二,三三九
十九年	四七,四二八	一六五,六〇三	一四六,八一七	三一二,四二〇	康德元年	四九,三三二	一六〇,五五四	一三六,七〇三	二九七,二四四

大同二年十一月に於ける縣下區別戶口並に職業別戶數は左の如くである。

開原縣區別戶口表

區別	戶數	男	女	計	區別	戶數	男	女	計
第一區	四,七四二	一六,六八〇	一五,三三九	三二,〇一九	第六區	四,一五八	一三,四八五	一二,一〇四	二五,五八九
第二區	四,九五六	一七,九三五	一五,五六六	三三,四九一	第七區	四,三三三	一六,四八一	一四,七九九	三一,二八〇
第三區	四,五七七	一四,三三三	一三,九八七	二八,三二〇	第八區	五,五七六	二〇,三七八	一八,三五二	三八,六三〇
第四區	九,五九二	二七,四九〇	二四,七四〇	五二,二三〇	第九區	三,五六五	一一,五五〇	九,五〇四	二一,〇五四
第五區	七,四九一	一五,二九一	一四,四三三	二九,七二四	合計	四八,九八〇	一五三,六一七	一三八,七二二	二九二,三三九

開原縣職業別戶口表



區別	學	軍	政	農	工	商	其他	計
第一區	三六〇	三五	一五一	四、一三六	一一	五六	—	四、七四三
第二區	一四〇	三〇	—	四、一〇八	五六五	一〇五	—	四、九五六
第三區	三三九	三	—	四、一七六	二〇	四七	—	四、五七七
第四區	四九八	—	六九	八、五七六	一五五	二四七	四五	九、五九二
第五區	四一九	八	六三	六、七六二	九七	一五〇	—	七、四九一
第六區	九二七	七〇	六〇	三、二三四	五〇	三〇	—	四、一五八
第七區	五四七	—	一三	三、六五五	一〇	二六	—	四、三三三
第八區	八二二	—	—	四、四八四	一七四	九八	八	五、五七六
第九區	八九三	四三	五九	二、一〇一	五九	四〇八	三	三、五六五
合計	四、七九三	一八九	四五	四、二二八	一、二四三	一、二六八	五六	四八、九八〇

以上の諸調査が不完全であることは、もとよりその説明を待つ迄もないが、實地調査員である警士の現在の能力を以てしては、充分を望むこと不可能である。今後の改善に待つ可き點多大である。なほ往時の戸口の詳細なる考証は後日に譲ることとする。

### 第三項 主要都市

縣城は清河と澗河の合する地點の右岸、巍然たる古城壁に取圍まれて在り、その包む所の人口二萬を越え、縣公署、

地方法院、檢察廳、水利局等の官衙相列び、更に師範、高級中學、初級中學、女子師範中學、職業學校等教育會と共に設置され、中央銀行を始め大小の各商店は商務會の下に結合し、或は農務會、金融合作社等枚擧するに遑なく、全縣の政治的、經濟的中心地點たるを失はないのである。この縣城のために市民會が組織されてあるが後に記すこととする。

附屬地に接近した地點に小孫家台村がある。都市と稱する程のものではないが、人口が他村に比して多く、第四區警察署、附屬地商務會設立の小學校、區立小學校等があり附屬地と不離密接な關係に於て發展した街である。衛生其他種々の施設は今後充分考慮されねばならない。

石家台は附屬地の東に隣接して、開豊鐵道の終點驛の所在地で、民國時代には市政公所が置かれたこともあり市街は區々整然として、相當大規模である。

清河峡谷の上流に八棵樹がある。第二區警察署があり、該地方の中心地を爲し、往時開原への東邊道方面からの出廻はこの地を通過したものである。事變後治安上の大影響を受けたが、治安の回復と、清原への交通によつて將來相當の發展性があるものと看取される。同地の南山には大同二年九月一日匪勢の夜襲を撃退して名譽の戦死を遂げた大橋曹長以下三勇士の紀念碑が樹つてゐる。

開原の西に慶雲堡がある。縣下最肥沃な第五區の中心地であり、同區警察署所在し、通江口への順路に當り、古來有名な處である。

柴河上流の下肥地は上肥地と共に第八區の主要部落であり、砂金の産地を以て天下に名あり、第八區警察署、區立小學校等あり。



第四項 氣象

大同二年四月以降、縣城東門外の縣立農事試驗場に於て觀測した氣象は次の如くである。なほ農事試驗場の位置は北緯四十二度四十三分東徑百二十四度五分である。

(一) 氣溫

日々の午前十時に於ける溫度、最高低溫度、及びその較差、この四者の月平均と一ヶ月中に於ての最高低溫度を左に示す。

月別	午前十時	最高	最低	較差	月最高	月最低	月別	午前十時	最高	最低	較差	月最高	月最低
大同二年四月	二、三	五、一	四、七	九、八	一七	零一〇	十月	九、一	一三、二	一、四	一、八	一九、六	零四、五
五月	一六、五	三三、三	七、九	一四、三	三〇	一、四	十一月	二、八	六、一	零六	二、九	一三、八	零一、六
六月	二二、五	二七、二	一五、一	一二、一	三四、二	六、三	十二月	零五、八	二、三	零三、三	一五、五	零三、一	零三、一
七月	二五、八	二九、九	一九、九	一〇、〇	三七、五	一〇、八	大同三年一月	零一三、六	零九、四	零三、八	零一三、四	零四、三	零三、七
八月	三三、四	三六、六	一五、一	二一、五	三四、五	二、一	二月	零六、〇	一、三	零一四、三	一五、六	四、二	零一九、七
九月	一七、八	三三、六	九、一	一三、四	二七、六	一、六	三月	零六、〇	一、三	零一四、三	一五、六	四、二	零一九、七

(二) 天氣

天氣を晴、曇、雨、雪の四種大別すれば左の如くである。

月別	晴	曇	雨	天	雪	天	晴	曇	雨	天	雪	天
大同二年四月	一七日	八	七	五	五	一	一九	一九	九	三	一	一
五月	一九	七	一〇	六	五	一	一九	七	七	一	三	一
六月	一四	五	一〇	六	五	一	一九	七	七	一	三	一
七月	一七	五	一〇	六	五	一	一九	七	七	一	三	一
八月	一四	七	一〇	六	五	一	一九	七	七	一	三	一
九月	二一	六	七	五	五	一	一九	七	七	一	三	一

(三) 降水量及蒸發量

月別	降水量	蒸發量	月別	降水量	蒸發量	月別	降水量	蒸發量
大同二年四月	〇、五	三、六	八月	五、六	五、〇	十二月	〇、四	一、四
五月	一、四	三、六	九月	一、六	三、七	一月	一、〇	一、〇
六月	一、五	五、一	十月	一、〇	二、四	二月	一、〇	一、〇
七月	六、〇	六、五	十一月	〇、三	一、八	三月	一、〇	一、七

(四) 風



月別	和風	強風	靜風	強風の方向	月別	和風	強風	靜風	強風の方向
二年四月	一日		一日	西	十月	一日		一日	西北
五月	一五日			西	十一月	一日		一日	西北
六月	一日		一日	東	十二月	一日		一日	東
七月	一三日			北	三年	一日		一日	東
八月	一四日			北	月	一三日		一日	東
九月	一一日			北	月	一三日		一日	東

### 第二節 風俗

#### 第一項 概況

縣下の民風は概して慇懃にして且つ淳朴である。これは縣民の定着性が齎らしたもので、新開地に於けるが如き粗野性が無い。言語の如きも附屬地附近の苦力層を除いては悉く地方色豊かな變体的北京語を用ひてゐる。

#### 第二項 種族

本縣に於ける滿漢兩民族を主とする種族の交渉史は、既に縣の歴史の項にて述べた通りであるが、その他回々族、朝鮮族、日本族等あり、それを數的に見れば次の如くである。

開原縣民國五年種族別戸口 (民國六年版開原縣志)

種族	戸數	人口		種族	戸數	人口	
		男	女			男	女
漢族	四、二七〇	一四、六三三	二九、六七六	日本族	三六	四三	四二
滿洲族	一、三三七	四、五六八	四、〇九二	英國族	一	二	一
回々族	五〇三	一、六四四	一、四三三	佛國族	一	一	一
朝鮮族	二六	七〇七	五七	計	五五、〇五四	一九〇、九四〇	一八二、〇〇〇
計	七、一七六	二六、一三三	二六、一三三	計	五五、〇五四	一九〇、九四〇	一八二、〇〇〇

開原縣大同二年種族別戸數表

(大同二年末縣下農村調査に據る)

種族	戸數				種族	人口			
	第二區	第三區	第四區	第九區		第二區	第三區	第四區	第九區
滿洲族	九四	一、七六〇	一、四八八	七六九	朝鮮族	八〇	一一一	一一五	一九
漢族	三、八五五	二、九三三	七、七七七	一、四三六	日本族	二	一	一	一五
回々族	一五三	三〇	六二	二七五	英國族	一	一	一	三
蒙古族	一	一	一	二	計	五、〇〇四	四、八三三	九、三九二	三、五三九
計	五、〇〇四	四、八三三	九、三九二	三、五三九	計	五、〇〇四	四、八三三	九、三九二	三、五三九

以上の如く漢族は三分の二以上を占め、最も優勢なる地位を示し、言語、風習等は大いに他種族を感化しつつある現情なり。

#### 一、漢族

漢族は商賈として、官公吏として、將亦大地主として、或は高利貸其他として、成功せる者から、下は苦力に至る迄、

奉天省 開原縣



各階級に普く勢力を張つてゐる。漢民族性の特質を現はして、農商を問はずギルド的共同意識濃厚なるも、利己性に富み國家意識は欠ぐるものと概念し得る。その生活と感情は遠き將來は知らず、現在に於て「血は水より濃し」の諺の通り、彼等の内地である所謂「關内」と密接なる關係がある。

二、滿洲族

民國成立以來「在旗」と稱して、旗人なることを表示するのを快としなかつた滿洲人は、新國家の建設後、民族意識の濃厚になつて來たことは否めない事實である。彼等は昨今自ら「眞正的滿洲人」「本當の滿洲人」と稱してゐる。殊に彼等滿洲人の崇敬の的である新皇帝の御即位はこの事象に拍車づけたと云ひ得る。數は漢族の半分にも足りないが、大部分は農村の中流階級にあり、その堅實なる力を充分に評價せねばならない。滿洲語、文字は既に死に瀕してゐるが、第五區老虎頭、大灣屯、小灣屯等には日常之を用ひてゐる者がある。世人は此等の人をシンボー人と呼んでゐる。

三、回々族

回々族が本縣に始めて來たのは前清康熙の世であり、當時新疆、甘肅、青海一帶にあつた回々族を懷撫しその反亂を防止する策として、當地方に移住せしめたによる。來住當時は同族間には回々語を以て意思を通じ漢族に對しては漢語を用ひたとの事であるが、漸次漢文化に同化し、今日回々語を解する者は極く稀である。移住當初、保護政策、迎合政策として、牛の屠殺と、牛肉販賣の獨專權を與へたるにより、今日に於ても彼等の職業は、宰牛、牛肉販賣、飲食店（店先に「清真古教」と記す）等であつて、他の農工商業者なく、僅に冬期間牛肉商を營み、春夏兩季は牛糞を利用して小規模の農作に従事するものがある程度である。

風俗習慣として特に異なる點は、葬儀に關しては、彼等の信仰の中心である「清真寺」（禮拜寺とも云ふ）に常に一個の棺材を用意し置き、死人あるときは、白布で包みたる上この棺に納め、遺骸だけ官山墓地に土葬し棺は持ち歸り、幾度も繰り返へし使用するものである。

婚禮は簡單で、「燒香」、「拜天地」等のことなく、同教徒の娘を漢人に嫁がせることは絶対になく、逆に漢人の娘を娶る場合はあり得るものときは、同族間の嚴重な慣習である豚肉排食を守らせることゝなつてゐる。このことに就て殊に甚だしいのは、漢人の使用する井戸と共用することさへ嫌なことがある。

回々教徒の數は少いが、本縣の前任縣長丁乙青氏の如き、この回々教徒の出身である。

四、蒙古族

本縣の北端にある長棚の外、即ち現在の昌圖縣内には相當蒙古族の居住する者あるとの事であるが、本縣では問題でない。但し本縣公署内務局長金子章氏は蒙古旗人の出身である。

五、朝鮮人

本縣内への朝鮮人の移住は古くからであるが、劃期的に多くなつたのは大正八年である。これは當時の萬歲事件に起因する種々な經濟的、政治的壓力によるものと解される。來住した者達は小作人として水田を拓きその業とした。現在に於ても、附屬地内に於ける精米業及び巡捕、料理飲食店を除いた大部分は農民である。その滿人地主との間に取交される小作契約の如きも一、二年の短期なのを例として、永續性なく、住居も簡單に、春耕に際して農地に入り、秋季收穫を終へて附屬地内に歸來する風習あり、従つて縣内に於ける居留人口も常に變動して正確な數は捕捉し難いが、現在



までの附屬地を除いた縣内のみの累年概数は左の通りである。

開原縣内朝鮮人居住數表

大正五年	二六八	昭和二年	一九四五人
大正八年	六六	昭和三年	二〇四八
大正九年	一四九	昭和四年	二二四三
大正十年	一四九	昭和五年	二三二〇
大正十一年	二六一	昭和六年	一七九六
大正十二年	三七一	昭和七年	二六八六
大正十三年	三七五	昭和八年 (大同二年)	三五八一
大正十四年	四四八	昭和九年 (康德元年)	四三二二
昭和元年	六五五		

善良な鮮農は、滿人地主の歡迎する處であり滿農との間も平和圓滿であるが、鮮人の智識分子と稱すべき者の中に、往々座して食する種の不心得者が、縦横に策動して、滿人に不當な要求をなしたり其他滿人の心証を害すること多く、算盤の上では利益の多いことを熟知し乍らも、「障らぬ神に崇りなし」の類で、鮮人に土地を貸付けることを極度に恐れ避ける風がある。

六、日 本 人

附屬地を除いた縣内に居住する日本人は現在十九戸三十七名であり、賣藥商、雜貨商等である。滿洲側の官公署及び

其他の機關に勤務してゐる日本人は、縣公署に六名、税捐局一名、金融合作社一名、軍政部無電台一名計九名である。

七、英 國 人

縣内の基督教會牧師リツトルウッド(滿名林德五)夫妻及び、仁愛醫院を經營する女醫閔惠普、文光女學校の女校長金愛理女史の四名で、數は少いが滿人の信仰を相當力強く集めてゐる。

八、佛 國 人

第八區靠山屯の天主教牧師として一名の佛人が居住してゐる。

第三項 衣 食 住

軍閥の昔政、兵匪の横行引き續いて起つた農産物の暴落は、縣民の大部分を占める農家、及び農家に寄つて業を営む商工業者の生活を窮迫のドン底に突き落した。

事新らしく説明する迄もないが、本縣民の衣食住を次に略記する。

縣民の多くは一尺一角内外の藍色布を四五年以上も着用し、着換のない許りでなく、甚だしいのは同一の布を夏には單衣に、冬には棉花にするものもある。

食事は、主食とするのは城内、農村を通じて高粱飯で、山東出身の苦力、工人、種園子等は包米で作つた「大餅子」を好み、大米(白米)飯を主食とする者は極く少數で、農村の有産家の老人又は城内に居住する有産者(全城内戸數の百分の二程度)に限つてゐる状態である。食事の回數は、農民は秋の收穫後から、春の施肥開始頃までは一日二回で、他の



期間は三回であり、農民以外の筋肉労働者は清明節から立秋まで二回で他は三回、上記以外の者は年中二回である。農村での一人の食費は月額一圓五角から二圓まで、一人當り平均毎月二斗の高梁を消費する。また毎月一日、十五圓、正月、秋我が家に收穫物の取り入れが終つた時、等には酒（普通に白酒である）と肉の菜を添へて馳走する習はしである。

家屋は城外では草房大多數を占め、瓦房は極く稀であるが、城内では草房少く瓦房が多い。城内での家賃は事變直後から最近まで避難者の來住するものが多かつたために暴騰したが、今日では平常に復して普通一間房子半年十五圓から五十圓までである。當地では借家の場合、陰曆の二月から八月迄と、八月から二月迄との二季契約で、半ヶ年一季分の家賃を前拂することになつてゐる。次に家屋内の照明であるが、日露戦争以前は都々棉をよつて芯を造り、これに豆油を以て用をたしてゐた、其後相當餘裕のある家は洋油を用ひるが、なほ豆油を用ひる者が多い。電燈は附屬地、附屬地に接続してゐる石家台、小家孫台、及び事變後點燈された城内のみであるが、それも負擔力のある家に限られてゐる。

#### 第四項 家族關係

特記すべきことなし。

#### 第五項 娛樂機關

附屬地には常設の芝居あり、縣城、中固等の地に芝居の臨時興業がある他、娛樂とも稱すべき機關なく、過節に於ける飲酒と添菜、或は廟會に際しての參拜位である。

#### 第六項 祭禮、儀式

縣下の主なる祭禮は左の通りである。（何れも陰曆）

三月二十八日	南關天齊廟會	四月二十八日	藥王廟會
四月 八日	石塔寺廟會	四月十八日	龍潭寺廟會
四月十五日	三皇廟會	六月 六日	虫王廟會
四月十八日	娘々廟會		

冠婚葬祭は各種族毎に異つてゐる。

### 第三章 地方制度

#### 第一節 行政區劃

本縣城外を八ヶ區に分ち、區々は獨立村及び聯合村がある。各村には村公所が置かれてあるが、各區には區公所なく、警察署又は區農務會長が之を代行してゐる。村の制度は、大體民國十八年秋施行された遼寧省村制大綱によるものと云ひ得る。一ヶ村の住民三百戸以上を獨立村となし、三百戸未滿のものは附近の各小村を聯合して一村を組織し、その中戸口の最も多きものを主村、他を副村と稱してゐる。これを聯合村と云ひ、その名稱は主村の名稱を共用するのが常である。次に本縣下の村名及び聯合村の場合の主副村名を列記することとする。

開原縣村名表

奉天省 開原縣



村名 第一區 主村 副村

尙陽堡	尙陽堡	尙陽堡河南、放牛勾、蓮花勾、西河勾、靛池勾。
佟家屯	佟家屯	大嶺勾、王家堡子、柴家嶺。
王家窩棚	王家窩棚	潘家屯、關家屯、安靜勾。
方家屯	方家屯	西石人勾、東石人勾、楊家堡子。
大金家勾	大金家勾	小金家勾、廣東山、城場勾。
下老谷峪	下老谷峪	東老谷峪、西老谷峪、丁家溝、馬家林子。
太平村	太平村	上斛米勾、下斛米勾、大榆樹、大甸子、施家勾。
孔台勾	孔台勾	鄭家堡子。
石家堡子	石家堡子	峪家堡子、佟家堡子。
新立屯	新立屯	大崧、新立屯河北。
張相屯	張相屯	黃泥崗、石灰窖子。
刁皮屯	刁皮屯	沈家堡子。
太平勾	太平勾	柳樹勾、曹家堡子、下鵲雀勾、小馬家勾、上鵲雀勾。

村名 主村 副村

曾家屯	曾家屯	羅家堡子、腰堡。
聶家勾	聶家勾	紅花甸、卜家屯、灣子屯。
汪哆囉東		
後楊木林子	後楊木林子	前楊木林子、曹家溝。
八社	八社	郎家屯、下窪子。
前馬家勾	前馬家勾	尹家堡子。
後馬家勾	後馬家勾	山咀子、潘家窖。
八棵樹	八棵樹	夏家堡子。
耿王庄		
葉家堡子		
陳家堡子		
八道崗子	八道崗子	魏家燒燭。
王泉城	王泉城	小三家子。
古城子	古城子	
官糧窖		
荒地		
二道勾		

大三家子	大三家子	廖家勾。
柞子勾	柞子勾	楊地勾、西南勾、黑貝。
李家台		
下清河	下清河	下地。
中清河	中清河	上清河。
新邊	新邊	灣子勾。
尖山子		

第三區

前馬市堡	前馬市堡	後馬市堡。
秀水甸子	秀水甸子	孟家屯。
四家子	四家子	何家堡子、廖家窪子。
塔子勾		
養馬大屯		
打車勾		
開原站		
九社	九社	楊家店。
趙家台		
三家子	三家子	孤家子、馮家屯、李家屯。
敦軍廠		

花園	花園	東關、城後。
北泉眼勾	北泉眼勾	老虎勾、南嶺山屯。
榆樹堡	榆樹堡	蕭台子。
紀家屯	紀家屯	二道河子。
威遠堡		
北嶺山屯	北嶺山屯	大獅子勾。
周家窩棚	周家窩棚	毛家窩棚。
下城子		
雙城子		

第四區

小孫家台		
大孫家台		
張相公屯		
貨郎屯	貨郎屯	大孟家屯。
偏坡台	偏坡台	小八家子、雙龍崗、花鹿台。
東十八道崗子	東十八道崗子	西十八道崗子、下房申、南台。
大山崗堡		
大東勾	大東勾	大南勾、榆台。
中固	中固	趙家勾。



滿洲國地方事情

一五四〇

新屯 新屯 西地。  
 沙河子 沙河子 清水勾子。  
 後富家屯 後富家屯 前富家屯、清水泉子。  
 小高力屯 小高力屯 六寨子、大冲屯。  
 王廣福屯 王廣福屯 英守屯、後新坡。  
 大高力屯 梁家台 小山崗堡。  
 梁家台 梁家台  
 梅家寨  
 五寨子  
 義和屯  
 腰寨子  
 二寨子  
 許家台  
 榆樹堡  
 小李台 小李台 頭寨子、小孟家屯、小九社。  
 大九社 大九社 小八社、王喜台。  
 四寨子 四寨子 三寨子。  
 瓜台子 瓜台子 馬園子、高台子、台子勾。  
 石家台 石家台 三台子。

後八里橋子 後八里橋子 前八里橋子、賀家屯、婁相屯。  
 二台子 二台子 謝家屯、五里堡子。  
 慶雲堡 慶雲堡  
 八寶屯 雙樓台 雙樓台 二道勾。  
 雙樓台  
 古城子  
 六家子  
 西三台子 西三台子 高家窩棚。  
 西孤家子 西孤家子 左家窩棚。  
 王家屯  
 唐相台  
 老虎頭  
 北花樓 北花樓 茨林子。  
 丈勾子 丈勾子 桑墩子。  
 大灣屯 和順屯 娘台。  
 和順屯 和順屯  
 二社  
 樣堡 樣堡 胡家窩棚、吳家台子。

四社 四社 富家屯、英城子。  
 十社 十社 二台子。  
 前三台子 前三台子 羅城。  
 前施家堡 後施家堡 後地戶。  
 興隆台  
 馬架窩棚  
 北英城 北英城 關公台。  
 二社窩棚 二社窩棚 前三家子、後三家子、董孤家子。  
 南英城 南英城 九間房。  
 六社 六社 南花樓。  
 後馬園子 後馬園子 前馬園子。  
 馬千台 第六區  
 田家窩棚 田家窩棚 巴虎營子。  
 二道勾 二道勾 螞蟻屯。  
 頭鴨房 頭鴨房 二道房、小劉屯。  
 小灣屯 小灣屯 金勾子。

後三台子 後三台子 大劉屯、牙口子、代家屯。  
 古城堡 單樓台 單樓台 東四家子。  
 單樓台 買家屯 買家屯 西四家子。  
 大李家窩棚 大李家窩棚 小李家窩棚。  
 台子勾 台子勾 公合村。  
 新安堡 新安堡 和氣堡子。  
 十八家子 十八家子 太平勾。  
 青羊堡 青羊堡 後三道勾、橫道河子。  
 姜家油房 姜家油房 放牛勾、楊堡。  
 黃龍崗 黃龍崗 北關。  
 頭道勾 頭道勾 八里庄。  
 三道勾 三道勾 老鶴堡。  
 第七區  
 嵩山堡 嵩山堡  
 蕪線堡 蕪線堡 榆樹勾。  
 半拉山子 半拉山子 達子房、上土口子。  
 大康屯 大康屯 媽媽貨郎、小康屯、鄂家堡子、孤家子、靠山屯。

奉天省 開原縣

一五四一



英城子	英城子	葉子園。	上肥地	上肥地	盤嶺勾、石門勾、河南街。
邱家屯	邱家屯	達子勾、籍家勾、齊家屯、關門山子	破車勾	破車勾	付堡子。
山槐	山槐	上老邊、下老邊。	黃旗寨	黃旗寨	卸甲勾。
上水峪	上水峪	下水峪、頭道勾、二道勾。	藍旗寨		
馬家寨			曾家寨		
金家寨	金家寨	三家子。	上頂子		
陳家屯	陳家屯	南腰堡。	小粟子		
大紅石	大紅石	雙台嶺。	大寨子	大寨子	山後、槍桿峪。
孟家寨	北腰堡	石旺勾、下土口子。	靠山屯	靠山屯	呂家屯、東營。
大白廟子			柴河堡	柴河堡	郭家勾。
沙河堡	沙河堡	小白廟子。	上黃屯	上黃屯	下黃屯、盛家屯、蔣家屯、干家屯
下肥地			乾河子	乾河子	茫家屯、朱荒地、郭家屯。
上汪家勾	上汪家勾	下汪家勾、上三家子。	一面城河南	一面城河南	下三家子、一面城河北。
開家屯	開家屯	于當舖。			西場、打虎庄、四道溝。
南山	南山	楊木林子、劉家堡子。			
付庄子	付庄子	腰堡、代庄子。			
撈貝	撈貝	十八家子、三道勾。			

### 第二節 鄉村制度

#### 一、區

區に區公所のないことは前述の通りであるが、區としての共有財産もあり、又區としての支出もあり、例へば區の自衛團經費、區立學校の經費等で、これを處理する爲には區農務會長(區内村長の選舉による)及び區學董、警察署長が之を代行して、別段何等不都合を生じていない。徒らに各種各級の役所を設けることは、老百姓にとつて有難迷惑で、區公所等を設置することは避けるべきであると考へられる。

#### 二、村

一箇處に居住する住戸の多少によつて、獨立村或は聯合村の主村及び副村と その名稱は異なるけれども、各村はそれぞれ固有の歴史と生命をもつていゝものである。この事實を無視した一切の法令、政策は百害あつて一利なしと認めるの他はない。

村はその村界内に在る住戸の共同的な利益を持つてゐる。それは俗に會地と稱せられる共有地(熟地・既耕地)及び牧養山等の土地・村公所・學校・橋梁等の築造物等である。牧養山は徵税しない爲め調査未了であるが、第四區に於ける會地の地積を次に記すこととする。但しこの數は最小限度である、それは軍閥の欺瞞政治に慣れた農村の人達は、沒收を恐れて全部を調査表に記入しないからである。

開原縣第四區村會地調査表

(大同二年十二月調査)



地	積	村	數	地	積	村	數
無所有			一二	自二〇一畝至三〇〇畝			四四
自一畝至五〇畝			四	不明			四
自五一畝至一〇〇畝			二	計			三〇
自一〇一畝至二〇〇畝			四				

次に村としての會計がある、村民共同の利益の爲めに支出され、村民の負擔に歸するものである。これは「村花銷」と呼ばれてゐる。支出は自衛團費・區立學校費・農務會費・村立學校費・村長副俸給・差役工資・會丁薪餉・事務費等で臨時的には待兵費或は匪徒の強要等があり、それに對する收入の途は極く一部分を戸口として、他の大部分を土地に分課する。その一畝當り年額は左表の通りである。

開原縣村費一畝當り年額負擔表

村費額	第二區	第三區	第四區	合計	村費額	第二區	第三區	第四區	合計
圓角分	村	村	村	村	圓角分	村	村	村	村
三一六	一	一	一	一	四〇	一	二	一	三
二九	一	一	一	一	四二	一	一	一	二
三〇	一	一	一	一	四三	一	一	一	二
三四	一	一	一	一	四五	一	一	一	三
三五	一	一	一	一	四六	一	一	一	三

四八	一	一	一	一	九五	一	一	一	一
五〇	一	一	一	一	〇〇	一	一	一	一
五二	一	一	一	一	〇六	一	一	一	一
五三	一	一	一	一	〇九	一	一	一	一
五五	一	一	一	一	一〇	一	一	一	一
五六	一	一	一	一	一〇	一	一	一	一
六〇	一	一	一	一	一三	一	一	一	一
六三	一	一	一	一	一四	一	一	一	一
六五	一	一	一	一	一五	一	一	一	一
七〇	一	一	一	一	一八	一	一	一	一
七二	一	一	一	一	一九	一	一	一	一
七五	一	一	一	一	二〇	一	一	一	一
七八	一	一	一	一	二〇	一	一	一	一
八〇	一	一	一	一	二二	一	一	一	一
八二	一	一	一	一	二三	一	一	一	一
八四	一	一	一	一	二四	一	一	一	一
九〇	一	一	一	一	不明	一	一	一	一
九二	一	一	一	一		一	一	一	一



以上決してすくない負擔が、農村經濟に如何に影響するかは後に記すこととする。因に村會計は年二季に分つを常としてゐる。村には上記の會計事務其他を取扱ひ又は集會の爲めに村公所が設けられてある。村公所は普通二間乃至五間の建物で至極簡單なものである。滿洲事變後、聯合村の場合に、副村と主村との聯絡を欠き副村も獨立して村公所を設けて、亦單獨に會計をなしていたが、漸次主村に統一され協力する傾向を辿つてゐる。村公所には事務員として一名の雇員を置いている、その俸給年額六十圓乃至百二十圓程度であるが、その人選に際しては情實に左右されて優秀なる人材が得られず、縣としては希望者を考查訓練して資格を與へる方法をとるが至當であり、目下村公所助理員講習所を開設し講習中である。

### 第三節 自治制度

王道自治は我が滿洲國建國の大精神である。國家の自治は村自治に始まる。村自治の運用如何は、國家の盛衰を左右する。因て村自治運用の當事者にその人を得なければ王道國家の將來また寒心に耐へないものがあるであらう。かゝる重要な任務を村の村長と會員は背負つてゐる。以下少くし本縣に於ける村長と會員の現情を見る。

滿洲事變後亂れて、副村にも村長と稱するものがあるに至つたが、主村への統一とともに、主村の村長が事實上聯合村の村長となつた、従つて副村の長を村副と稱してゐる。最近にては聯合村の村長を決定する場合には副村も參加して名實共に聯合村の村長たる資格と力を與へてゐる。獨立村の場合には問題はない。

村長の決定方法は、次に述べる村會員の中から有徳の者を互選投票で決める。別段選舉運動の様なことはなく、云はず語らずに最適任者が擧げられる。

村長は村によつてその額は一定しないが、村費の中から年額百圓乃至二百圓の俸給を受け、公用で出張の際は特に實費旅費をとつてゐる。

村長の任期は大體一年を原則としてゐるが、二年・三年、まれには九年の村もある。

村長は村の單なる公僕ではなくして、徳治の中心人物であり、私心なき村民の好き善導者であらねばならない。然るに亂時には望ましい人物が村長となることを忌避する傾のあることは、止むを得ないとしても眞に惜しいことである。現在の村長の大半が望ましくない人物で、財産ある有力者に對しては村費の要求すらなし得ず、力弱き貧農にのみ轉嫁し、村政の公平は地に墮ち、村民の福利は無視され、かくて蒙る村民の痛苦は、國地稅捐の増減の比ではない。村長の改選と、純眞な村公所助理員の派遣は緊急のことに屬する。

惟ふにこの種の悪性な村長は勿論事變前と雖もあつたことで、民國時代無道な軍閥者流の壓政に、優秀な村長は姿をひそめて、村長の地位と權力を悪用して、我慾に迷ひ、村民から集めた村費を濫費する等の村長が輩出し、官廳の監督不行届とともにその風甚だしく、遂には村長輕視の氣風さへ醸生された。健康な自治の發展の爲めには、良質村長の絶對的な掩護と、惡質墮落村長の排除が必要であらう。

會員とは又俗に糧戸とも云ひ、その資格は村の情況によつて異つてゐるが、土地、家屋等の不動産をその村内に有していることを絶對條件としてゐる點は共通である。土地の所有高を二十畝以上、或は五十畝百畝以上と各村で慣習上定めてゐる。會員の數は全住戸の百分の三乃至十である。會員は任期なく又報償もない名譽職である。



村に於ける各種の事はこの會員の合議によつて決定される。即ち會員は村政一切への發言權を有している譯である。村長が如何に良き人を得ても、會員が不良であるならば、圓滑な村自治の運行は不可能事となる。會員の選良また重要事である。

會員が有産者に限られておることからして、その運用される自治なるものが、大多數を占め且つ發言權のない無産者に如何なる効果をもたらすかは、先づ會員自身の徳性の自覺裁斷に待つと共に、監督者の注意を要する點であり、特に村費其他經費の負擔に就てその公平を期すべきである。

#### 第四節 縣城市民會

縣城は住民三萬に近く全縣下の約十分の一を占め、政治的には行政・司法・其他の官公署在り、經濟的には商工業殷盛を極めて本縣の中樞部である。然るに郷村の村公會にも、適するやうな自治機關なく、城内自衛團、街路燈、消防隊等は商務會でその事務を執り、清潔衛生は別に衛生組合會を設けて管掌しておつたが、その成績擧らず、事務の敏速を欠くばかりでなく、經費の徵收其他の點に於て面白からぬことが多かつたので、この惡習を一掃すべく三萬市民の要望により縣城市民會が組織されるに至つたのである。

本縣々長の推選により市民會成立準備委員八名の決定を見たのが大同三年一月十四日であり、その翌日縣公署會議室に準備委員會を開催して、左の如き規程を審議可決、直ちに縣長の認可を経て市民會が成立した。

#### 開原縣城市民會規程

##### 第一章 總 則

第一條 本會ハ開原縣城市民會ト稱ス(以下單ニ本會ト稱ス)

第二條 本會ハ開原縣城内居住ノ滿洲國市民ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ開原縣々長ノ監督ヲ受ケ市民ノ自治生活ノ向上發展ヲ期スルト共ニ市民相互ノ福利増進ヲ謀リ以テ

滿洲建國ノ精神ニ副フヲ目的トス

第四條 本會ノ事務所ヲ縣城内東街ニ置ク

##### 第二章 機 關

第五條 本會ニ第三條ノ目的ヲ實現スルタメ意思ヲ決定シ執行スヘキ委員會ヲ置ク

第六條 委員會ハ八名ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七條 委員ハ名譽職トシ縣長ニ於テ適任ト認ムル者ヲ推選ス

第八條 推選サレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒絕スルコトヲ得ス

第九條 委員ノ任期ハ終身トシ縣長不適任ト認メタルトキハ隨時之ヲ免ス

第十條 委員會ニ委員長副委員長各一名ヲ置ク

第十一條 委員長副委員長ハ委員ノ互選ニヨリテ決ス、得票同數ナルトキハ縣長之ヲ決ス

第十二條 委員長ハ本會ヲ代表シ事務ヲ統轄ス

第十三條 副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長不在ノトキハソノ職務ヲ代行ス



- 第十四條 委員會ハ委員長之ヲ召集毎月二回例時會議ヲ開催シ必要ニ應シ臨時會議ヲ開催ス  
第十五條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非レハ開議スルコトヲ得ス  
第十六條 委員會ノ決定ハ多數決ニヨル、可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス  
第十七條 委員會ノ決定事項ハ縣長ノ認可ヲ經テ後實施ス

### 第三章 事務

- 第十八條 本會ノ事務ヲ處理スルタメ事務員雇員各若干名ヲ置ク  
第十九條 事務員雇員ノ採用ハ委員長ノ推薦ニ依リ委員會ノ決議ヲ經テ決定ス  
第二十條 事務員雇員ノ俸給待遇ハ別ニ之ヲ定ム

### 第四章 經理

- 第二十一條 本會ノ經費ハ市民之ヲ負擔ス  
第二十二條 經費ノ負擔方法ニ就テハ別ニ之ヲ定ム  
第二十三條 本會ノ會計年度ハ國ノソレニ依ル  
第二十四條 課金ノ徵收ハ年四回トス

### 第五章 附則

- 第二十五條 本規程ノ改廢ハ委員會ノ決議ヲ經テ縣長ノ認可ヲ經ルヲ要ス  
第二十六條 本規程ハ縣長認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の通り委員は官選であり、名譽職である。委員の官選であることは現情に照して妥當であり、推選する側にその人を得るならば、形式的な投票選舉に勝ること百倍である。委員は文字通りの名譽職で、日々事務を閑する委員長と雖ども一切の報償を受けない。只管自己の共同態の利益を祈念する有徳の士にして始めて始めて、その職責を完うするに足るものであると云ふことが出来るであらう。左の八氏が第一次の委員に選ばれたが、全市民の爲め、市民會成立の精神を体してよく精勵努力せられ着々成果を収めつゝあることは、慶賀に耐へない。

委員長 趙鴻業氏・副委員長 霍雲閣氏・委員 杜鳳岡・趙國琦・陶文蔭・張向辰・王保如・徐榮卿

本會は成立とゞもに、從來の各機關から事務の引繼を受け、各方面に整理をして、殊に市民會會計の公開即ち豫決算の公示、課金率の合理化による課金の公平を圖りつゝあり。亦積極的には全市民福利増進のための諸設備の擴充、消極的には人件費・物件費・其他經費の節約による市民負擔の輕減等を常に期してゐる。

## 第四章 財政

### 第一節 概况

事變前に於ける本縣の財政は相當に裕福であつたが、産業或は土木方面への支出は皆無であつた。然るに事變に際會して縣財政は極度の混亂状態に陥り、治安の浮動と縣行政機關の不完全から民國二十年度は破産に等しく、大同元年度も委讓税の返還、二十年度以前の滯納税の全免等により收入の激減を來し、支出は治安維持の爲めに警察費、豫備費の







滿洲國地方事情

項	目	決算額	項	目	決算額
四、牙帖稅	一、牲畜稅	1,956,570	經常部	合計	3,019,955,606
	二、牙帖稅	22,000	歲入臨時部	合計	82,333,140
五、煙酒牌照數	一、煙酒牌照數	1,297,500	一、繰越金	越	1,761,465
三、財產	收入	6,355,000	二、繰越金	越	1,761,465
一、財產收入	收入	6,355,000	一、繰越金	越	1,761,465
一、學田租	租	4,561,651	二、國庫補助金	補助金	2,761,465
二、公產地租	租	1,587,900	一定額補助	補助	2,000,000
三、地皮租	租	205,500	一、借	款	3,685,300
四、雜	收入	2,682,240	二、借	款	3,685,300
一、使用料	料	200,100	一、借糧變價	價	1,485,300
二、手數料	料	766,000	二、短期借款	款	2,200,000
三、罰	款	68,900	四、貸付金回收	回收	1,766,290
四、雜	款	766,000	一、貸付金回收	回收	1,766,290
一、利息收入	收入	227,264	一、保路費	費	515,110
一、雜捐罰款	款	68,900	二、保路費	費	515,110
一、婚書費	費	766,000	一、保路費	費	515,110
一、電話局存款得	得	43,940	一、保路費	費	515,110
二、代收十九年草	草	577,990	一、保路費	費	515,110
六、繰入金	金	10,374,945	一、保路費	費	515,110
一、繰入金	金	10,374,945	一、保路費	費	515,110
一、電話局存款得	得	43,940	一、保路費	費	515,110
二、代收十九年草	草	577,990	一、保路費	費	515,110

一五五四

歲出經常部 三四九、六五二・二七九

項	目	決算額	項	目	決算額
六、繰入金	金	10,374,945	三、收倉穀款	款	9,754,086
一、繰入金	金	10,374,945	臨時部	合計	82,333,140
一、電話局存款得	得	43,940	經常部	臨時部總計	402,987,466
二、代收十九年草	草	577,990	一、繰入金	金	5,888,665
一、縣公署費	費	1,988,663	二、各項薪津	津	1,799,360
一、俸給	給	531,819	一、委任俸給	給	1,799,360
一、薦任俸給	給	14,665,590	二、科員俸給	給	8,154,134
二、各項薪津	津	6,103,300	一、俸給	給	1,344,818,009
一、雇員給料	料	3,384,011	二、給	給	3,993,870
二、差役工資	資	16,833,550	一、俸給	給	3,993,870
三、辦公費	費	34,954,663	二、差役工資	資	87,875,500
一、事務費	費	2,257,137	一、給料	料	86,355,500
二、物品費	費	16,366,167	二、差役工資	資	1,610,000
三、辦公費	費	30,342,963	一、辦公費	費	2,410,349
一、辦公費	費	1,555	二、辦公費	費	3,250,257
二、辦公費	費	1,555	三、辦公費	費	3,250,257
三、辦公費	費	1,555	四、辦公費	費	3,250,257
四、辦公費	費	1,555	五、辦公費	費	3,250,257
五、辦公費	費	1,555	六、辦公費	費	3,250,257
六、辦公費	費	1,555	七、辦公費	費	3,250,257
七、辦公費	費	1,555	八、辦公費	費	3,250,257
八、辦公費	費	1,555	九、辦公費	費	3,250,257
九、辦公費	費	1,555	十、辦公費	費	3,250,257
十、辦公費	費	1,555	十一、辦公費	費	3,250,257
十一、辦公費	費	1,555	十二、辦公費	費	3,250,257
十二、辦公費	費	1,555	十三、辦公費	費	3,250,257
十三、辦公費	費	1,555	十四、辦公費	費	3,250,257
十四、辦公費	費	1,555	十五、辦公費	費	3,250,257
十五、辦公費	費	1,555	十六、辦公費	費	3,250,257
十六、辦公費	費	1,555	十七、辦公費	費	3,250,257
十七、辦公費	費	1,555	十八、辦公費	費	3,250,257
十八、辦公費	費	1,555	十九、辦公費	費	3,250,257
十九、辦公費	費	1,555	二十、辦公費	費	3,250,257
二十、辦公費	費	1,555	二十一、辦公費	費	3,250,257
二十一、辦公費	費	1,555	二十二、辦公費	費	3,250,257
二十二、辦公費	費	1,555	二十三、辦公費	費	3,250,257
二十三、辦公費	費	1,555	二十四、辦公費	費	3,250,257
二十四、辦公費	費	1,555	二十五、辦公費	費	3,250,257
二十五、辦公費	費	1,555	二十六、辦公費	費	3,250,257
二十六、辦公費	費	1,555	二十七、辦公費	費	3,250,257
二十七、辦公費	費	1,555	二十八、辦公費	費	3,250,257
二十八、辦公費	費	1,555	二十九、辦公費	費	3,250,257
二十九、辦公費	費	1,555	三十、辦公費	費	3,250,257
三十、辦公費	費	1,555	三十一、辦公費	費	3,250,257
三十一、辦公費	費	1,555	三十二、辦公費	費	3,250,257
三十二、辦公費	費	1,555	三十三、辦公費	費	3,250,257
三十三、辦公費	費	1,555	三十四、辦公費	費	3,250,257
三十四、辦公費	費	1,555	三十五、辦公費	費	3,250,257
三十五、辦公費	費	1,555	三十六、辦公費	費	3,250,257
三十六、辦公費	費	1,555	三十七、辦公費	費	3,250,257
三十七、辦公費	費	1,555	三十八、辦公費	費	3,250,257
三十八、辦公費	費	1,555	三十九、辦公費	費	3,250,257
三十九、辦公費	費	1,555	四十、辦公費	費	3,250,257
四十、辦公費	費	1,555	四十一、辦公費	費	3,250,257
四十一、辦公費	費	1,555	四十二、辦公費	費	3,250,257
四十二、辦公費	費	1,555	四十三、辦公費	費	3,250,257
四十三、辦公費	費	1,555	四十四、辦公費	費	3,250,257
四十四、辦公費	費	1,555	四十五、辦公費	費	3,250,257
四十五、辦公費	費	1,555	四十六、辦公費	費	3,250,257
四十六、辦公費	費	1,555	四十七、辦公費	費	3,250,257
四十七、辦公費	費	1,555	四十八、辦公費	費	3,250,257
四十八、辦公費	費	1,555	四十九、辦公費	費	3,250,257
四十九、辦公費	費	1,555	五十、辦公費	費	3,250,257
五十、辦公費	費	1,555	五十一、辦公費	費	3,250,257
五十一、辦公費	費	1,555	五十二、辦公費	費	3,250,257
五十二、辦公費	費	1,555	五十三、辦公費	費	3,250,257
五十三、辦公費	費	1,555	五十四、辦公費	費	3,250,257
五十四、辦公費	費	1,555	五十五、辦公費	費	3,250,257
五十五、辦公費	費	1,555	五十六、辦公費	費	3,250,257
五十六、辦公費	費	1,555	五十七、辦公費	費	3,250,257
五十七、辦公費	費	1,555	五十八、辦公費	費	3,250,257
五十八、辦公費	費	1,555	五十九、辦公費	費	3,250,257
五十九、辦公費	費	1,555	六十、辦公費	費	3,250,257
六十、辦公費	費	1,555	六十一、辦公費	費	3,250,257
六十一、辦公費	費	1,555	六十二、辦公費	費	3,250,257
六十二、辦公費	費	1,555	六十三、辦公費	費	3,250,257
六十三、辦公費	費	1,555	六十四、辦公費	費	3,250,257
六十四、辦公費	費	1,555	六十五、辦公費	費	3,250,257
六十五、辦公費	費	1,555	六十六、辦公費	費	3,250,257
六十六、辦公費	費	1,555	六十七、辦公費	費	3,250,257
六十七、辦公費	費	1,555	六十八、辦公費	費	3,250,257
六十八、辦公費	費	1,555	六十九、辦公費	費	3,250,257
六十九、辦公費	費	1,555	七十、辦公費	費	3,250,257
七十、辦公費	費	1,555	七十一、辦公費	費	3,250,257
七十一、辦公費	費	1,555	七十二、辦公費	費	3,250,257
七十二、辦公費	費	1,555	七十三、辦公費	費	3,250,257
七十三、辦公費	費	1,555	七十四、辦公費	費	3,250,257
七十四、辦公費	費	1,555	七十五、辦公費	費	3,250,257
七十五、辦公費	費	1,555	七十六、辦公費	費	3,250,257
七十六、辦公費	費	1,555	七十七、辦公費	費	3,250,257
七十七、辦公費	費	1,555	七十八、辦公費	費	3,250,257
七十八、辦公費	費	1,555	七十九、辦公費	費	3,250,257
七十九、辦公費	費	1,555	八十、辦公費	費	3,250,257
八十、辦公費	費	1,555	八十一、辦公費	費	3,250,257
八十一、辦公費	費	1,555	八十二、辦公費	費	3,250,257
八十二、辦公費	費	1,555	八十三、辦公費	費	3,250,257
八十三、辦公費	費	1,555	八十四、辦公費	費	3,250,257
八十四、辦公費	費	1,555	八十五、辦公費	費	3,250,257
八十五、辦公費	費	1,555	八十六、辦公費	費	3,250,257
八十六、辦公費	費	1,555	八十七、辦公費	費	3,250,257
八十七、辦公費	費	1,555	八十八、辦公費	費	3,250,257
八十八、辦公費	費	1,555	八十九、辦公費	費	3,250,257
八十九、辦公費	費	1,555	九十、辦公費	費	3,250,257
九十、辦公費	費	1,555	九十一、辦公費	費	3,250,257
九十一、辦公費	費	1,555	九十二、辦公費	費	3,250,257
九十二、辦公費	費	1,555	九十三、辦公費	費	3,250,257
九十三、辦公費	費	1,555	九十四、辦公費	費	3,250,257
九十四、辦公費	費	1,555	九十五、辦公費	費	3,250,257
九十五、辦公費	費	1,555	九十六、辦公費	費	3,250,257
九十六、辦公費	費	1,555	九十七、辦公費	費	3,250,257
九十七、辦公費	費	1,555	九十八、辦公費	費	3,250,257
九十八、辦公費	費	1,555	九十九、辦公費	費	3,250,257
九十九、辦公費	費	1,555	一百、辦公費	費	3,250,257
一百、辦公費	費	1,555	一百零一、辦公費	費	3,250,257
一百零一、辦公費	費	1,555	一百零二、辦公費	費	3,250,257
一百零二、辦公費	費	1,555	一百零三、辦公費	費	3,250,257
一百零三、辦公費	費	1,555	一百零四、辦公費	費	3,250,257
一百零四、辦公費	費	1,555	一百零五、辦公費	費	3,250,257
一百零五、辦公費	費	1,555	一百零六、辦公費	費	3,250,257
一百零六、辦公費	費	1,555	一百零七、辦公費	費	3,250,257
一百零七、辦公費	費	1,555	一百零八、辦公費	費	3,250,257
一百零八、辦公費	費	1,555	一百零九、辦公費	費	3,250,257
一百零九、辦公費	費	1,555	一百一十、辦公費	費	3,250,257
一百一十、辦公費	費	1,555	一百一十一、辦公費	費	3,250,257
一百一十一、辦公費	費	1,555	一百一十二、辦公費	費	3,250,257
一百一十二、辦公費	費	1,555	一百一十三、辦公費	費	3,250,257
一百一十三、辦公費	費	1,555	一百一十四、辦公費	費	3,250,257
一百一十四、辦公費	費	1,555	一百一十五、辦公費	費	3,250,257
一百一十五、辦公費	費	1,555	一百一十六、辦公費	費	3,250,257
一百一十六、辦公費	費	1,555	一百一十七、辦公費	費	3,250,257
一百一十七、辦公費	費	1,555	一百一十八、辦公費	費	3,250,257
一百一十八、辦公費	費	1,555	一百一十九、辦公費	費	3,250,257
一百一十九、辦公費	費	1,555	一百二十、辦公費	費	3,250,257
一百二十、辦公費	費	1,555	一百二十一、辦公費	費	3,250,257
一百二十一、辦公費	費	1,555	一百二十二、辦公費	費	3,250,257
一百二十二、辦公費	費	1,555	一百二十三、辦公費	費	3,250,257
一百二十三、辦公費	費	1,555	一百二十四、辦公費	費	3,250,257
一百二十四、辦公費	費	1,555	一百二十五、辦公費	費	3,250,257
一百二十五、辦公費	費	1,555	一百二十六、辦公費	費	3,250,257
一百二十六、辦公費	費	1,555	一百二十七、辦公費	費	3,250,257
一百二十七、辦公費	費	1,555	一百二十八、辦公費	費	3,250,257
一百二十八、辦公費	費	1,555	一百二十九、辦公費	費	3,250,257
一百二十九、辦公費	費	1,555	一百三十、辦公費	費	3,250,257
一百三十、辦公費	費	1,555	一百三十一、辦公費	費	3,250,257
一百三十一、辦公費	費	1,555	一百三十二、辦公費	費	3,250,257
一百三十二、辦公費	費	1,555	一百三十三、辦公費	費	3,250,257
一百三十三、辦公費	費	1,555	一百三十四、辦公費	費	3,250,257
一百三十四、辦公費	費	1,555	一百三十五、辦公費	費	3,250,257
一百三十五、辦公費	費	1,555	一百三十六、辦公費	費	3,250,257
一百三十六、辦公費	費	1,555	一百三十七、辦公費	費	3,250,257
一百三十七、辦公費	費	1,555	一百三十八、辦公費	費	3,250,257
一百三十八、辦公費	費	1,555	一百三十九、辦公費		



滿洲國地方事情

二、討伐費	七六,000	一、俸給	一四三,五〇〇
三、恤金醫藥費	二,八〇〇,八七〇	二、各項薪金	一,四三九,五〇〇
四、殯殮費	二四五,三四〇	一、給料	五,五一〇,九九五
五、情報費	一,一五四,七八〇	二、差役工資	二,〇七九,八九五
六、衛生費	九五三,二〇〇	三、辦公費	三,四三二,〇〇〇
七、緝捕費	三〇二,五九〇	一、辦公費	二,七〇〇,〇〇〇
八、彈丸費	三二二,三五五	業費	二,三三〇,〇〇〇
九、房租費	三四六,四〇〇	一、辦公費	二,四〇八,八七五
十、爐火費	三,六六六,二〇〇	給	八二八,七五〇
十一、服裝費	二一,七三四,三〇〇	一、俸給	八二八,七五〇
十二、教育費	六八,七〇,五八八	二、各項薪金	一,〇一七,九〇〇
一、俸給	六九,八六六,五〇〇	一、給料	一,〇〇〇,〇〇〇
二、各項薪金	六九,八六六,五〇〇	二、農夫工資	八五,一九〇
一、給料	六,七七一,四一〇	一、辦公費	五六八,三三五
二、差役工資	三,三五五,九一〇	備費	一四,九八一,八〇九
三、辦公費	三,三六一,五〇〇	一、豫備費	一四,九八一,八〇九
一、辦公費	一,五八六,六七八	二、豫備費	五六八,三三五
二、辦公費	一,五八六,六七八	一、豫備費	一四,九八一,八〇九
三、辦公費	九,三二〇,五九五	合計	三四九,六三二,三七九

一五五六

歲出臨時部 四三、四〇五・五七七

一、補助金	二,七四四,五〇〇	二、補解過年度稅	六、實業局費	三三,六〇〇
一、教育補助	二,七四四,五〇〇	一、貸付金	一、補解過年度田房稅	一,〇四〇,〇一〇
二、連庄會補助	一,八九四,五〇〇	一、貸付金	一、補解過年度田房稅	一,〇四一,〇一〇
三、電話局補助	三五〇,〇〇〇	二、借入金	一、墊付馬乾費	一,六一九,二四〇
一、過年度支出	五〇〇,〇〇〇	一、借入金	二、墊付春耕貸款	一,四六九,二四〇
一、自治會費	三九,〇一五,九一七	二、借入金	一、辦公費	一,五〇〇,〇〇〇
二、警務局費	三七,九七四,八九七	一、借入金	二、辦公費	二五,九二〇
三、教育局費	二,九〇二,五二三	一、借入金	三、辦公費	二五,九二〇
四、財務局費	一三,二九八,九五〇	一、借入金	四、辦公費	二五,九二〇
五、試驗場費	一九,四七二,八二四	一、借入金	五、辦公費	二五,九二〇
	一,七〇一,〇〇〇	一、借入金	六、辦公費	二五,九二〇
	二七六,〇〇〇	一、借入金	七、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	十、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	十一、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	十二、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	十三、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	十四、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	十五、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	十六、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	十七、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	十八、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	十九、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	二十、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	二十一、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	二十二、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	二十三、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	二十四、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	二十五、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	二十六、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	二十七、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	二十八、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	二十九、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	三十、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	三十一、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	三十二、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	三十三、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	三十四、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	三十五、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	三十六、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	三十七、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	三十八、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	三十九、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	四十、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	四十一、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	四十二、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	四十三、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	四十四、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	四十五、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	四十六、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	四十七、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	四十八、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	四十九、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	五十、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	五十一、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	五十二、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	五十三、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	五十四、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	五十五、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	五十六、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	五十七、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	五十八、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	五十九、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	六十、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	六十一、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	六十二、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	六十三、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	六十四、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	六十五、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	六十六、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	六十七、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	六十八、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	六十九、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	七十、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	七十一、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	七十二、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	七十三、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	七十四、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	七十五、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	七十六、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	七十七、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	七十八、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	七十九、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八十、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八十一、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八十二、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八十三、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八十四、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八十五、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八十六、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八十七、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八十八、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	八十九、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九十、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九十一、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九十二、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九十三、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九十四、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九十五、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九十六、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九十七、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九十八、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	九十九、辦公費	二五,九二〇
		一、借入金	一百、辦公費	二五,九二〇

大同二年度に入つては稅收好成績を納め、顯著なる回復を示しつゝあり、年額一萬二千圓の國庫補助額のみにて、立派に自給自足を爲し更には元年度分の借款をも返還し得る見込である。然し現在の各機關給與は事變後二割五分減のまゝであるから、下年度に於ては考慮する必要がある。二年度の毎月收支情況は左の通りである。

大同二年度開原縣收支月額表

奉天省 開原縣

一五五七



月別	收入	支出	過不足	備考
大同二年七月	八、三七一、四三三	二〇、九〇一、二七一	(一) 一二、五八三、八四四	短期借款三、〇〇〇圓借入
八月	一〇、一二三、三九	二三、三〇〇、七九	(一) 一三、一七九、〇〇	收入に國庫補助金六、〇〇〇圓を含む
九月	三、七七二、九五	二五、七五〇、三三	(一) 二二、九七八、三八	短期借款八、五〇〇圓借入
十月	二四、一九四、五四	二六、三九三、七五	(一) 一、一九九、二〇	短期借款三、〇〇〇圓返還
十一月	四四、三二五、二二	二七、九〇八、四九	(+) 一六、四一六、七三	支出に警察服裝六、八九、八三圓を含む
十二月	七四、八三六、四七	三三、三六一、四九	(+) 四一、四六四、九八	短期借款三、五〇〇圓返還
一月	五七、二二九、二九	二二、九四七、六三	(+) 三四、二八一、六六	短期借款五、〇〇〇圓返還
二月	一六、四九五、六四	二二、五二二、七〇	(-) 七、〇六六、〇六	收入に國庫補助費六、〇〇〇圓を含む
三月	一八、三四〇、二二	二七、二八、五六	(-) 八、七八、三四	收入に前年度繰越金九、八七、八九圓を含む
四月	五三、四六一、三八	二五、〇四、五一	(+) 二八、四一六、八七	支出に年末賞金八、一五四圓を含む
五月	二七、五三三、六三	二八、九三六、六七	(-) 一、四〇三、〇四	

參考までに二年度豫算書を掲ぐ。

奉天省開原縣大同二年度豫算書

歳入 三七九、六六九圓  
 歳出 三七九、六六九圓  
 臨時部 三〇圓

合計 三七九、六六九圓  
 合計 三七九、六六九圓  
 歳入 經常部 三七九、六六九圓  
 歳出 臨時部 三〇圓

科	目	年豫算額	科	目	年豫算額
一、畝捐	一、畝捐	一、三〇、四九一	一、剪捐	一、剪捐	一〇〇
二、附加畝捐	二、附加畝捐	一、三三、八六三	一、房地租	一、房地租	一〇〇
三、園圃捐	三、園圃捐	三、六、二八五	二、商捐	二、商捐	四九、九一〇
三、學產及地皮租	一、菜園捐	七、五〇〇	三、營業商捐	三、營業商捐	四〇〇
	二、學田租	六、二一六	四、糧捐	四、糧捐	四、三、三〇〇
	三、地皮租	四、七七五	五、密業捐	五、密業捐	四〇〇、〇〇〇
	三、公產學田租	一、〇〇〇	六、廣告捐	六、廣告捐	三〇〇
		一、五〇一			三〇〇



科	項	目	年豫算額
二、公署費 (縣長以上)	三、事務費	二、俸給	110,000.00
		一、事務費	8,000.00
	二、事務費	一、俸給	15,000.00
		一、物品費	14,250.00
	三、消耗品費	一、物品費	867.00
		三、消耗品費	1,518.00
	三、通信運搬費	三、通信運搬費	300.00
		四、旅費	650.00
	五、差役工資	五、差役工資	1,680.00
		六、接待費	227.00
七、雜費	七、雜費	70.00	
	八、財務費	6,990.00	
九、解雇手當	九、解雇手當	1,250.00	
	三、警察費	29,850.00	
三、差役工資	二、俸給	100,700.00	
	三、差役工資	2,290.00	
合計			
三、公署費 (縣吏員)	四、教育費	三、辦公費	8,860.00
		四、雜費	3,300.00
	五、服裝費	五、服裝費	9,000.00
		六、子彈費	750.00
	七、撫恤費	七、撫恤費	750.00
		八、解雇手當	100.00
	八、解雇手當	八、解雇手當	133,490.00
		二、俸給	89,850.00
三、給料	三、給料	2,300.00	
	三、差役工資	3,200.00	
四、辦公費	四、辦公費	38,050.00	
	五、勸業費	1,380.00	
二、俸給	二、俸給	868.00	
	三、辦公費	500.00	
一、積立金	一、積立金	51,000.00	
	二、積立金	51,000.00	
七、豫備費	七、豫備費	6,500.00	
	一、豫備費	6,500.00	
合計			379,669.00

歲出經常部

三七九,六六九圓

科	項	目	年豫算額
二、公署費 (縣長以上)	三、事務費	二、俸給	110,000.00
		一、事務費	8,000.00
	二、事務費	一、俸給	15,000.00
		一、物品費	14,250.00
	三、消耗品費	一、物品費	867.00
		三、消耗品費	1,518.00
	三、通信運搬費	三、通信運搬費	300.00
		四、旅費	650.00
	五、差役工資	五、差役工資	1,680.00
		六、接待費	227.00
七、雜費	七、雜費	70.00	
	八、財務費	6,990.00	
九、解雇手當	九、解雇手當	1,250.00	
	三、警察費	29,850.00	
三、差役工資	二、俸給	100,700.00	
	三、差役工資	2,290.00	
合計			
三、公署費 (縣吏員)	四、教育費	三、辦公費	8,860.00
		四、雜費	3,300.00
	五、服裝費	五、服裝費	9,000.00
		六、子彈費	750.00
	七、撫恤費	七、撫恤費	750.00
		八、解雇手當	100.00
	八、解雇手當	八、解雇手當	133,490.00
		二、俸給	89,850.00
三、給料	三、給料	2,300.00	
	三、差役工資	3,200.00	
四、辦公費	四、辦公費	38,050.00	
	五、勸業費	1,380.00	
二、俸給	二、俸給	868.00	
	三、辦公費	500.00	
一、積立金	一、積立金	51,000.00	
	二、積立金	51,000.00	
七、豫備費	七、豫備費	6,500.00	
	一、豫備費	6,500.00	
合計			379,669.00

科	項	目	年豫算額
滿洲國地方事情	七、車捐	二、車牌捐	3,000.00
		三、轎車捐	2,000.00
	六、屠宰捐	二、屠宰捐	6,200.00
		三、屠宰捐	3,000.00
	三、血泡毛款	二、肉捐	2,700.00
		三、血泡毛款	500.00
	二、班捐	二、班捐	2,700.00
		三、妓捐	1,000.00
	二、橋梁捐	二、橋梁捐	1,000.00
		二、橋梁捐	1,000.00
二、雜捐	二、雜捐	38,500.00	
	二、雜捐	500.00	
合計			110,000.00
三、公署費 (縣吏員)	三、學費	三、學費	26,300.00
		三、回居義務捐	1,400.00
	四、抗糧捐	四、抗糧捐	300.00
		四、田賦提成	1,300.00
	一、違警罰捐	一、違警罰捐	1,350.00
		二、田賦提成	1,300.00
	二、違警罰捐	二、違警罰捐	1,300.00
		三、雜捐罰款	100.00
	一、國庫補助金	一、國庫補助金	11,000.00
		二、國庫補助金	11,000.00
二、陳缺款捐	二、陳缺款捐	45,460.00	
	三、陳缺附加款捐	35,696.00	
合計			9,767.00
合計			379,669.00



### 第二節 歲入

歲入は縣稅・財産收入・雜收入で縣稅は縣稅概況、財産收入は縣財産にて記す。

#### 一、縣稅

第一 畝 捐 (二七〇、四九一圓)

甲 畝 捐 (一三三、八六三圓)

民國十六年十一月一日より徵收を開始したるものにして、毎年十一月一日より當該年度の分を國稅である田賦と共に徵し、亦各區に二名宛の催徵員を派遣して徵稅事務に當らしめる。その稅率は一畝に付き上則地一角四分六厘、中則地一角四分、下則地一角三分四厘、減則地六分七厘である。但し民國十六年以前は民國元年自治會決議により各則地を區別せず一様に一畝に付き二角を、民國九年十一月よりは省の命により一畝に付き上則地一角、中則地九分、下則地八分、減則地五分を徵しありたるものなり。

乙 附加 畝 捐 (三六、六二八圓)

地方歲入不足したるにより、奉天財政廳に申請認可を得て民國二十年九月一日より徵收を開始したものであり、前項畝捐と同時に徵し、受領票は兩捐にて一枚を發行す。その稅率は一畝に付き上中兩則地四分、下則地三分、減則地二分である。

第二 園 圃 捐 (七五〇圓)

茶 園 捐 (七五〇圓)

民國十九年七月奉天財政廳に申請の結果認可を経て二十年十二月六日より實施したるものにして、城内外の野菜畑一畝毎に當時は城内一圓五角城外九角を徵しありたるも、滿洲事變後自治委員會の決議により半減し、城内七角五分城外四角五分とせり。その徵收は城内は財務局に來納し、城外は各分卡に納入す。

第三 剪 捐 (二〇〇圓)

剪 捐 (二〇〇圓)

野蠶場にて使用する剪子(ハサミ)一個毎に年額四圓を春秋兩季に分つて徵稅員を現場に派して徵す。民國元年自治會の決議を経て同年一月十日より實施したるものなり。

第四 營業 商 捐 (四九、九二〇圓)

甲 商 捐 (四、三二〇圓)

民國十九年以前に於ては縣商務會より一年總額五千圓として請負ひありたるも、同年一月二十一日から營業不振を理由としてこの制度を廢止し、各戸の資本に照して縣自体が直接徵收することとなりたり。その稅率及徵收方法は、城内は資本額により一等から四十等迄に區分し、一等月額二十七圓、四十等月額二角を二ヶ月に一回徵し、城外は一等から六等迄區分し、一等年額三十圓、六等年額一圓五角にて一年春秋二季に分つて人を派して徵するものである。

乙 糧 捐 (四五、〇〇〇圓)

出廻の馬車をその途上に迎へて穀物の種類に論なく一律に一斗に付き五厘を徵す。その爲め出廻期約五ヶ月間は平常



の常役財務分卡三個所に臨時分卡六個所を増置するを毎年の例としてゐる。

丙 寄 業 捐 (三〇〇圓)

煉瓦と瓦の燒窯は一回毎に三圓五角を、盆窯は一回毎に七角五分を、木炭燒窯は年額四圓を各財務分卡にて徴す。

丁 廣 告 捐 (三〇〇圓)

城内及び其他の場所に英米煙草會社で廣告するに對して年定額三〇〇圓を徴す。

第五 車 捐 (三五、四〇〇圓)

甲 車 牌 捐 (三三、〇〇〇圓)

大同二年中央の令により全國統一し、五套車六圓・四三套車四圓・二套車二圓・一套車一圓なり。

乙 輪 車 捐 (二、四〇〇圓)

民國九年八月奉天財政廳に申請し許可を得て同年八月五日より徴收せり、稅率は營業用大車及乘用馬車毎月一圓、人力車毎月五角で、各車の所有者は毎月十日以前に來局の上納付し、引換へに車捐證を下附し、十日以後は巡查を派して取締らしめる。

第六 屠 宰 捐 (六、二〇〇圓)

甲 屠 宰 捐 (三、〇〇〇圓)

民國元年一月十日から開始したものであり、牛・豚・羊の屠宰業者屠宰せんとするとき、城内は縣財務局に、小孫家台、義和屯は各該地の財務分卡に赴いて納稅し、受領證を得て、縣立屠宰場に至り屠殺す、その稅は牛一頭に付一圓、豚一

頭五角、羊一頭一角五分で、自家用に屠殺するものに對しては牛一頭一圓、豚一頭二角、羊一頭一角五分を徴す。

乙 肉 捐 (二、七〇〇圓)

既に屠宰せる販賣用肉を課稅物件として牛一頭一圓・豚一頭五角・羊一頭二角五分を徴す、故に自家用肉には課稅せず。

丙 血 泡 毛 類 (五〇〇圓)

城内縣立屠宰場を使用する場合、以前の慣習によれば、豚の血、毛等を屠宰場に殘留し置き持ち歸らなかつたが、滿洲事變後民國二十年十一月一日からは血、毛は屠宰業者の所有に歸し、屠宰場の使用料として豚一頭毎に三角を納付することゝした。牛、羊に對して、及小孫家台、義和屯其他の地に於て屠宰する場合には課せず。

丁 回 屠 義 務 捐 (一、四〇〇圓)

民國元年頃本縣と回々教徒との間に規定したるもので豚を食しない回々教徒が販賣用牛、羊を屠宰する場合、牛一頭二角、羊一頭二角五分を徴す。(但し、例ひ回々教徒に非ざる者が、販賣用牛羊を屠殺する場合にも徴稅すべきも、實際上は牛、羊を屠殺するは回々教徒のみであつて、回教特權の如き慣習あり)この捐の半額は歲出に於て教育費、辦公費中から回々教徒設立の清真小學校經費として支出するものである。

第七 妓 捐 (一、七〇〇圓)

甲 班 捐 (一、〇〇〇圓)

民國元年から開始したもので第四區小孫家台の料理店營業三十餘戸に對し一戸に付き月額三圓を小孫家台分卡で徴する。



乙 妓 捐 (一、七〇〇圓)

開始年度は前者と同一であり、城内小孫家台何れも妓女一名に付き月額一圓五角を徴す。

第八 渡 口 捐 (二〇、〇〇〇圓)

橋 梁 捐 (二〇、〇〇〇圓)

左記の三路の河流に、冬期出廻期に際して、交通安全の意味から高粱橋を架設して、始めその使用料として、後には徴税のために即ち一種の交通税として、出廻大車に對してのみ徴收す。

イ 東 路

縣城東方第二區上清河から第一區尙陽堡に至る清河沿流十個所に架設し、その架設費は毎年約二千一百餘圓を要する、この經費は縣が負擔することゝして、橋捐の徴收は毎秋縣に於て布告入札の上、最高入札者に落札す。大同二年度は九萬一千圓で、その徴收は落札者一切を處理することになつてゐる。率は一車一回通過毎に三角である。

ロ 北 路

西豊縣方面から威遠堡門を経て附屬地に至る滬河沿流四ヶ所に高粱橋を架設す、橋捐は一車毎に三角を徴す。なほ北路及次日南路は民國十四年開豊鐵道開通により、それ以前出廻大車の交通量多大にして、縣收入の主要部分を占めおりたる橋捐危殆に瀕したるため縣より同汽車会社に要求し、南北兩路の架設費を同公司以負擔し兩路の入札を同公司以執行するとともに、その落札全額を縣に納付するの責を負ひ、且つ兩路年額合計最小限度八千圓を保証することゝ約定して今日に至る。

ハ 南 路

城南門外清河に一ヶ所架設し、一車に付き二角を徴す。

第九 雜 捐 (八〇〇圓)

甲 婚 書 費 (五〇〇圓)

結婚に際して男子側から二枚の婚書(民政廳より下附)を財務局亦は各分卡にて一枚に付一圓で購入するものである。

乙 抗 糧 捐 (三〇〇圓)

城内糧棧で買付けた糧一斗につき一厘を徴す。

備考 一、税外收入を記せず。

二、( ) 内の數字は大同二年度歳入豫算を示す。

二、徵 稅 機 關

徵稅機關として徵收處、分卡、各區催徵員等あり、徵收處は縣公署院内にあつて、地方税のみならず國税である契稅、田賦をも、未納者から徵收し、地方には次表の如く各分卡を設置し、臨時分卡は毎年三月一日に始まり翌年三月十五日に終る。地方税の大宗である畝捐(田賦も同時に)の徴收に際しては十一月一日より翌年四月末まで各區に正副二人の催徵員を派して徴税に當らしむ。

財 務 分 卡 表



常臨	分卡名	所在地	主任	僱員	巡查	夫役	計	常臨	分卡名	所在地	主任	僱員	巡查	夫役	計
常設	石家台	四區	一	一	一	一	四	同	八棵樹	二區	一	一	二	一	四
同	小孫家台	四區	一	一	一	一	同	同	柴河堡	八區	一	一	二	一	四
同	義和屯	四區	一	一	三	一	同	同	南關	九區	一	一	二	一	四
臨時	中固	四區	一	一	二	一	同	同	地窖子	九區	一	一	二	一	四
同	許家台	四區	一	一	二	一	四								

三、縣 財 產

縣財産として土地(學田、公産地)及び有價証券がある。土地の地積、所在地、地代等は左表の通りで、この他に地代の納入されない公署用地、廟地等がある。

開原縣學田、公産地調査表

(康德元年三月末日現在)

所在地	則	地	畝	數	地代(年額)	說	明
西豊縣第六區涼	中	則	地	一、二七四、六	畝		
水泉子、石廟	下	則	地	四八、六			
子	減	則	地	六〇三、九			
本縣第二區黑貝村	計	則	地	一、九二七、一	糧租四〇石(高粱大豆)	同	學田
				一七三、九	糧租 二六石(同)		

本縣第六區黃龍岡	本縣第四區賀家屯	城內南街	城內東北隅	東關	合計
中	中	則	則	則	則
則	則	地	地	地	地
七、〇	五〇、〇	不明	不明	三六、〇	二、天七、〇
糧租 二〇石(同)	糧租 二〇石(同)	錢租 豐圓	錢租 二〇圓	糧租 一〇五石二斗	錢租 二四五圓
同	同	同	同	公	産

有價証券は紡紗廠股票及び濱海鐵路股票で前者は六九四株、後者は七三〇株で今般の買収により既に現金四萬四千九百三十二圓六角九分を受け入れた。

第三節 歲 出

從來歲出の大部分を警務行政、教育行政の費に當てられたことは當然であり、且亦止むを得ないとするも、將來に於ては縣民の福利増進の爲に、より生産的方面に用ひられる可きものと思考される。

第四節 財政々策

縣費の一錢と雖も、縣民汗血の結晶であることを、縣の全吏員に自覺せしめ、御手盛俸給手當或は機關の濫設と人員



増置による公然たる掠奪を禁じ、辦公費、旅費、機密費と稱するが如き浪費を排しており、新税目の設定、税率の変更等は第二として、先づ徴税に際しては公平を旨とし、正直な税吏の手を経て、可及的に縣民の負擔を軽減することを念としてゐる。殊に大地主、土豪劣紳、不在地主(他縣に居住)、巨商等の巧妙なる脱税行爲を嚴重に取締り、慢性的な惡習の掃に努めつゝある。更に歳出に於ては縣帑の郷村への還元を計り、各村立小學校への補助金の増額其他を計畫中であり、従來の縣公署或は縣城中心の弊を改めつゝある。

### 第五節 縣 債務

本縣の債務は事變前から繼承されたものでなく、何れも事變後發生したものである。税捐局からの借用、市縣財政緊急處理借款、元年度救濟春耕貸出紅糧流用、元年度短期借款、元年度教育俸給未拂等であり、その他に流通券、商會からの借入等はない。

#### 1. 税捐局からの借用

滿洲事變直後(民國二十年度)縣財政失常の際憲兵隊の提唱により自治委員會を経て開原税捐局から三萬四千六百七十圓五角九分を借用し、司法機關である法院檢察兩方庭に六千九十四圓七角八分を、縣費として十一月十二月に二萬八千五百八十一圓八角一分を使用した。

#### 2. 市縣財政緊急處理借款

民國二十一年一月(民國二十年度)中央銀行から田賦及び全縣の一切の稅收を擔保として三萬圓を借入れた。その利率は月一・三%であり、同月三十日から起算することになつてゐる。

#### 3. 元年度救濟春耕貸出紅糧流用

大同元年六月三十日民食欠乏の故を以て高粱三千石を、救濟春耕貸出款粮の内から貸下げ方を省公署に申請し、七月二十七日附を以て認可あり、被害の程度に應じて縣下に貸付けることとなり、八月十五日附屬地にある四官銀號の經營する公濟糧棧から二千三百九十六石を受領した。不足分は再三催促したが遂に送附し來らなかつた。當時縣費の不足に困り抜いてゐた縣は九月三日この糧を一斗に付き六角二分で同糧棧に賣却し、國幣一萬四千八百五十五圓三角二分を收入し、農民には貸付けをなさず、一般行政費として支出したものである。

#### 4. 元年度短期借款

大同元年秋季短期借款として次の三回に涉つて合計二萬二千圓を借入れた、年利八歩で、この負債は二年度積立金から返還し得る豫定である。

借 受 日	借 受 額	利 息 起 算 日
九 月 八 日	10,000.00 圓	二 年 三 月 八 日
十 一 月 五 日	7,000.00	二 年 五 月 五 日
十 一 月 十 一 日	5,000.00	二 年 五 月 十 一 日

#### 5. 元年度教育未拂俸給



大同元年八月から二年一月迄の間に於ける(大同元年度)教育俸給の未拂は郷村小學校を主として總額約三萬四千四百七十圓二角四分九厘である。目下その内容を精査中である。

以上の他に大同二年度に於て四萬五百圓の借款をなしたるも既に返還済で、二年度に於ては負債をなさないで終るものと思はれる。

### 第六節 土地形態並に地積の變化過程

本縣の土地形態並にその地積の變化過程を検討することは、單に財政上から地租の課税物件としての土地を明にする許りでなく、行政、經濟、文化の史的考察の上に重大な功績をもたらすものである。故に、明朝以前の研究は資料も乏しく困難であるから後日に譲ることとして、以下清朝、民國から現在に至る間の民地、旗地、民地と民紅冊地、餘地、民典旗地、介料地、其他等に分けて記すこととする。

#### 一、清 代

#### 甲 民 地

#### (一) 民 紅 冊 地

漢民族の移住が繁くなるや、康熙三年開原に民治機關である縣が設置されたことは前述の通りであるが、その以前に於ては原額地なく、招民開墾による新墾荒地のみであつた。縣の設置されてからは、この新墾地を起料してその所有を公認するとともに賦を徴するに至つた。起料は康熙十年以前は開墾後三年の後、十一年以後は十年の後、十五年以後は三年の後、十八年以後は六年の後之を爲する定めである。起料した土地を民紅冊地と呼び、土地はその地質の上中下による等則の區別をつけず、一畝毎に年額銀三分を順治十五年頃から徴した。

盛京通志によると、開原の最初の起料は康熙七年であり、其後九年十一年十五年十七年等にそれ／＼起料した旨記されてあるが、何れも承遼鐵開四州縣合計で單獨の畝數は不明である。康熙二十二年に至つて始めて開原のみの地積があり、それは原額と新增を合して三三、四〇七畝五分で、その賦徵收高は銀一、〇〇二・二二五兩である。賦の率は康熙三十二年米三升に、四十七年には米七升五合に、五十三年には銀三分に、五十六年には米に、雍正五年以後は銀米半折等數回に涉つて變化した、以上は何れも一畝當り年額である。

雍正八年には土地をその地質によつて上中下の三則地に區分し、左の如き率で銀米各半折して徵收した。

		米	銀
上	則 地	六、三一五八	三分
中	則 地	四、二一〇五	二分
下	則 地	二、一〇五三	一分

雍正十一年の原額並に新增地合計は九六、一七〇畝でその徵收高は銀一、〇〇九・七八五兩、米二、一二五・八三七八五石である。

雍正十二年は十一年に全く同じ。



乾隆元年新起料地三〇九畝を増加す。

同 三年新起料地三一・四畝を増加す。

同 二十四年秋向の二屬地を民地に改めて八八二畝を増す。

同 三十年水害地二、三八九畝を控除して残り九四、九七七・四九畝となる、その別及び徴收米銀次の如し。

上 則 地	中 則 地	地積		計	
		畝	石	畝	石
三七九〇、九九六	二八四九三、二四七	一、一九九、七二六・六六	五九、八六四・九〇	二八、四九三、二四七	二九、九三六・四五
一、一九九、七二六・六六	五九、八六四・九〇	二、〇九九、五〇九・一〇五	九四、九七七、四九〇	二、〇九九、五〇九・一〇五	一四二、四六二・三五
一、一九九、七二六・六六	二八、四九三、二四七	二、〇九九、五〇九・一〇五	九四、九七七、四九〇	二、〇九九、五〇九・一〇五	一四二、四六二・三五
二八四九三、二四七	五九、八六四・九〇	二、〇九九、五〇九・一〇五	九四、九七七、四九〇	二、〇九九、五〇九・一〇五	一四二、四六二・三五
計	計	計	計	計	計

加一耗羨銀(各官養廉の用になす)九九兩七二六四

道光二十一年、銀地のみ一畝四厘を増徴した、その次の通りで、米地には變更なし。

上 則 地	中 則 地	銀地積		下 則 地	
		畝	兩	畝	兩
一八、九九五、四九〇	一四、二四六、六三五	六四五、八四六・三〇	一四、二四六、六三五	一四、二四六、六三五	一九九、四五二・七九
一八、九九五、四九〇	一四、二四六、六三五	六四五、八四六・三〇	一四、二四六、六三五	一四、二四六、六三五	一九九、四五二・七九
一八、九九五、四九〇	一四、二四六、六三五	六四五、八四六・三〇	一四、二四六、六三五	一四、二四六、六三五	一九九、四五二・七九
一四、二四六、六三五	三四、九八八・六四	三四、九八八・六四	四七、四八八、七四五〇	三四、九八八・六四	一、一八七、二八六・三三
計	計	計	計	計	計

(二) 餘地

餘地とは民紅冊地以外の荒地を新しく拓いて得た土地を云ひ、その所有權は國家に在り、用益の代償として租を國家に納めるものである。

1. 民人餘地

民人餘地としては次の通りである。

- 乾隆二十七年 首報餘地 七、二八二・〇〇<sup>畝</sup>
- 同 三十九年 文出餘地 五一六・六八
- 同 四十年 首報餘地 一〇九・一〇
- 合 計 七、九〇九・七八

その租は一畝當り年額銀五分であり、銀三九五兩四八分九厘を徴するのであるが、半分は銀一分に對し大制錢一千文の割合で大制錢を徴する、その額は三九五串四八九文となる、これは縣庫に保管しておいて春秋二季兵餉の支給に當て、亦每串につき大制錢五文を引き去り書吏の紙代とする。

2. 加賦地

加賦地は次の二筆である。

- 乾隆四十五年 旗人招佃民人私開地 一六六・二<sup>畝</sup>
- 同 四十六年 民人私開地 八八七・二
- 合 計 一、〇五三・四

私開地として毎畝銀八分、米四合四勺二抄五撮を徴し銀は銀錢に折半したことは前者に同じ。

3. 首報地

奉天省 開原縣



嘉慶二十四年	首報另段開墾地	六九一・〇
同 年	首報滋生地	四六七・六
合 計		一、一五八・六
4. 首報牧養地		
咸豐十一年	銀 荒 地	二八五・〇
同 治 五 年	同 右	二六四・〇
合 計		五四九・〇

(三) 民 典 旗 地

旗人の身分制的、世襲的領地である旗人を、民人が受典したとき、この土地を民典旗地と云ふ。旗民不交産例の施行されておるにもかゝはらず、かゝる民典旗地の發生と、次に述べるが如き知縣衙門に於ける公認は、旗人の没落を語るものである。

乾隆三十五年民典旗地の出典旗人その後繼者絶へて、管理者なくなりたれば、受典民人に命じてこの土地を耕種せしめ、租は知縣衙門に歸し永遠徵租とした。地積は二五八畝で、その租は一畝當り銀五分を銀錢折半で納入する。

同年、天公門下の壯丁並喇嘛官下の壯丁の受典した土地を知縣衙門に歸し暫行徵租としたるもの五〇一畝あり、乾隆五十一年出典者自ら典價を返還して土地を取り戻したる分一二九畝を除いて、残り三七二畝となり、その租價は前者に同じ。

以上二項を合計すれば六三〇畝となる。

(四) 升 料 地

光緒三十二、三年(一九〇六、七)の清賦による新升料地は次の通りである。

中 則 地	一九七、一七四・六二一
下 則 地	二、九九七・〇三七
沙 減 地	四、〇三七・六九九
計	二〇四、二〇九・三五七

(五) 其 他

光緒二十七年(一九〇一)鐵道用地として收用された土地畝数は

上 則 地	六、〇四三・二〇〇
民 餘 地	二、二二一・七二〇
暫 行 地	六、〇〇〇
計	八、一七〇・九二〇

であり。

光緒三十三年(一九〇七)法庫縣の設置によつて該縣内に編讓した分が

新 徵 地 七五四・六〇

奉天省 開原縣



民國三年(一九一四)同上

加 賦 地 五二二・二〇

民國三年(一九一四)興京縣へ委讓せる分が

上 則 地 一二五・〇〇

民 餘 地 三〇・〇〇

であり、以上合計 九、六〇二・七二

宣統三年伊通縣との境界地(民地及台地)の本縣に編入されたもの

挿 花 民 地 六二、〇一一・九〇

挿 花 台 地 八、二九七・六七

計 七〇、三〇九・五七

以上差引増加畝數六萬七百六畝八分五厘である。

民地總計三十七萬一千一百九十四畝四分七厘七毫となる。

乙 旗 地

清朝は行政上も司法上も屬人主義をとり、旗人の世襲的土地である旗地も亦、民治機關である縣に管理せしめず、奉天府で直接管掌してゐた。その爲に旗地は民地と確然と區分された。その地積の變化は諸種に依るに次の如くである。

順治年間(一六四四—一六一) 一一、六六七响

康熙三十二年(一六九三) 八〇、四一八响

雍正五年(一七二七) 二〇七、六三八・四

咸豐七年(一八五七) 二三七、四一〇・八四五三二

民國三年(一九一四)清朝の崩壊とともに縣公署が城守尉から引繼を受けた旗地々積は九一、七八九・一五三一六で一响を六畝として計算すれば 五五〇、七三四・九一九となり 咸豐七年のそれに比して激減を示してゐる。これに就て縣志は「縣志編纂當時に於ては旗署廢止されて已に十五年なれば、事實を考するに由なく、鐵嶺、法庫への編入及鐵道の佔用によつて然るものならん」と稱してゐるが、さる事實もあつたとしても、更に大きな原因としては、清末その勢威の及ばざるにつれて、旗地が民地に實際上變じたものが少くなかつたものと考へられる。なほ上記の地積は次のやうな部分からなつてゐる。

旗 餘 地 三四七、五二七・一四五

旗 升 料 地 三三、一六三・六二四

旗 餘 租 地 二〇、三八四・一五〇

内 倉 地 一四、八〇一・〇〇〇

丈放起料兵缺地 一三二、四八九・四〇〇

永陵隨缺地 二、三六九・六〇〇

計 五五〇、七三四・九一九

奉天省 開原縣



旗地に似て非なるものに隨缺地がある。隨缺地とは駐防八旗官兵及三陵官員兵丁にその在任期間に限つて、その地の使用收益を許された土地の様である。

咸豐年版の縣志によれば

盛京陵隨缺下則官地

三二、九二二・七〇<sup>畝</sup>

兵等自行招佃取租隨缺地

一〇、九〇〇响

とあり。

同治十二年(一八七三)の「申送奏銷同治十二年分代催隨缺地租制錢並考成職名各冊」によれば

民人承種三陵官員兵丁隨缺地

六、六七三畝

民人承種盛京八旗滿漢官員兵丁隨缺地

一八、一六〇・〇八四

とあるが、何れも前記五萬五千畝の内に含まれてゐるものと解される。

民國三年に於ける民地と旗地との總計は九十二萬一千九百二十九畝三分九厘六毫となる。(以上清代に就てあるが、民國三年に迄及んだのは、土地制度の上から見ての清代は民國三年迄を清代と同視するの便宜上からのことである)

二、民國時代以降

民國になつて、清丈は斷へず年々繰り返へされ、封建的土地形態破壊の工作がしきりであつた。本縣の地積は年々若干の増減はあつても、殊に民國十四年清源縣の設治にともなふ減少もあつたが、大体増加の傾向を辿つて來た。その状態は次の通りである。

開原縣 自民國四年 至大同元年 地積増減表

年 度	增 加	減 少	現 在	年 度	增 加	減 少	現 在
民國四年	—	—	九七、八七四、八二 <sup>畝</sup>	十三年	一二、〇九〇、六〇五	—	一〇九、〇〇〇、〇〇〇
五 年	三、七五五、三三	八、九四五、二〇	九二、六六四、三四	十四年	一八三、〇七九、七五〇	一六七、九二七、五〇	一、二九三、五八一、六七四
六 年	五八、五四五	六八二、〇〇〇	九二、五五〇、七七九	十五年	三八、六九九、〇〇〇	一一五、七〇六	一、三三三、〇七五、八八四
七 年	九、二一〇、〇七	五八、一四〇、〇〇〇	九二、〇〇〇、九〇一、四四九	十六年	二五、〇九二、六二〇	三三八、四三〇	一、三五六、八二九、一〇四
八 年	五、五〇五、四六〇	一、二九〇、七〇	九六、七〇六、八八九	十七年	五、二二二、七〇〇	六、二八一、五〇〇	一、三五六、七〇二、二四四
九 年	五七、八〇一、一八〇	五、五九七、七〇〇	一、一三、四八、三九九	十八年	一七、一八〇、九三〇	—	一、三六五、九六六、七三四
十 年	六八、六八三、五六〇	二五八、〇〇〇	一、一八〇、八三三、三九九	十九年	一九五、七六〇	一三、一七五、三〇〇	一、三五四、七六七、一九四
十一年	七四、四六三、四五〇	一、一六三、三〇〇	一、二五四、〇六六、八八九	二十年	—	—	一、三五四、七六七、一九四
十二年	一一、三五四、三五〇	—	一、二六六、四二七、八八九	大同元年	四三、〇〇〇	二九七、五八四	一、三五四、五二二、六一〇

課税は縣に備へてある「錢糧冊子」(或は徵冊とも云ふ)によるものであつて、この徵税台帳は全縣下の土地を第一に路別に、第二に村別(主副村)に、第三に則地別に、第四に所有者姓名別に列記しあり、徵税はその土地毎に納める爲めに、同一人が數ヶ處に土地を所有するときは、税徵收毎に數葉の税票を交付せねばならない不便がある。毎年この台帳を書き換へ、下の空欄に納税額と納税日を記入し、税吏が印章を押捺することゝしてゐる。また所有權の移轉毎にその名義を隨時縣で變更してゐる。この台帳はもとより不完全で、台帳面に記載しあるも、所有者不明で且つ土地が實際上どこ



にあるか判らない土地が相當にあり、又これにも増して、台帳面に記して實際面積が甚だ廣大であるのが普通である。大同二年末に於ける台帳面の地積は左の通りである。

村名	上則地	中則地	下則地	減則地	合計
區總計	17,050	77,500	26,433	19,348	123,448
八木社	1,270	6,856	1,457	1,135	9,448
楊馬溝	—	5,240	1,444	628	7,312
前馬溝	—	3,947	1,511	798	6,256
後馬溝	—	1,121	3,338	535	4,994
汪馬溝	18,600	6,400	1,550	557	27,107
張相東	—	4,348	1,144	279	5,771
新立屯	—	2,841	717	168	3,726
孔陽溝	43,000	2,278	1,400	1,044	47,722
尙陽堡	—	6,271	1,410	1,941	9,692
佟家屯	16,400	3,391	1,256	949	21,996
王家窩	—	3,604	1,370	1,466	6,440
王米溝	—	3,534	1,069	431	5,034
斛米溝	—	3,796	733	677	5,206
老峪	—	—	—	—	—

村名	上則地	中則地	下則地	減則地	合計
區總計	336,400	766,666	248,833	250,419	1,285,480
區計	7,700	58,883	11,287	8,387	83,257
下清河	3,000	31,689	8,697	1,345	43,731
尖山子	1,170	5,288	2,465	1,134	9,067
中清河	2,330	12,441	5,000	2,124	21,895
陳家堡	2,380	12,441	5,000	2,124	21,895
二道子	—	8,505	1,161	1,446	11,112
葉家堡	—	17,365	5,591	2,110	25,066
大三家子	—	4,540	1,011	1,941	7,492
柞子	—	1,437	875	1,003	3,345
官根窖	12,000	81,587	22,216	4,018	117,820
荒地	—	3,389	1,301	695	5,385
八道崗子	26,000	219,746	61,177	23,844	326,727







小孫家台	三、四八〇、八九	一、四一〇	三、五五四、二九
大孫家台	四、九二一、五〇	三〇八、七〇	五、二九六、〇〇
腰寨	七、三三〇、一五	三三〇、〇〇	七、五五五、一五
二寨	九、二二一、三〇	八五六、三〇	一〇、七九二、五〇
四寨	一〇、〇七九、四六	七三八、五八	一三、一九三、九四
五寨	七、〇八八、六〇	六九六、八〇	七、九九〇、五〇
偏坡	八、二五八、五九	三八三、七〇	九、四八一、九
東西十八崗子	七、〇七九、六四	一〇、三三三、四三	一七、八三三、七七
公台	九、〇四三、八五	一、二七九、九三	一〇、四九九、八
大山崗	六、三二一、四七	七六六、八〇	七、三九五、五七
大東	三、四六四、九九	九八六、九〇	四、八〇一、八九
梁家台	六、八六三、一四	六七九、七〇	七、六三三、六四
沙河	四、四二四、七	六七八、〇五	五、一三三、七六
榆樹堡	五、五二七、三	八三〇、〇〇	六、四〇六、三三
前後付家屯	三、九六六、九〇	一、五三二、四〇	五、七四六、三〇
中家	二、一七五、一一	一、一五九、六〇	一三、四三〇、九二
梅家	六、九六二、七五	六四〇、五〇	八、二二一、一五
新屯	三、八七三、一七	二、二三四、三	六、三三四、二九
王廣福屯	三、九九六、七〇	二、二四一、三〇	八、六九四、九〇

小高力屯	三、六二六、六〇	九、七四七、四三	一、七四五、八〇	八四九、六〇	一、二七〇、五、四三
大高力屯	六、七二〇、〇	七、一一二、二七	一、七五〇、七〇	六七五、一〇	八、九三〇、六七
區總計	三、五九五、五五	三三三、七三〇、五三	三三、四三九、五六	五三、九二三、六五	三二四、六七九、三〇
西關	—	一、六二一、八七	三九九、一一	七三、三五	二、〇七四、一三
前後三台子	六二、九〇	八、三七六、〇一	二、一〇九、四五	九〇、八〇	一〇、五五九、一六
十社	—	八、八七〇、二六	一、八〇三、二二	一八五、〇〇	一〇、一一八、四七
四社	—	五、〇八四、三四	三二九、五〇	一四六、三五	五、五六〇、〇九
二社	—	九、三九一、二六	二八八、〇〇	二二、〇〇	九、八一五、〇六
前後馬園子	—	六、四三〇、九七	八八〇、九一	九四、九〇	七、四〇六、七八
樣堡	一、五〇〇	六、六九五、二〇	二七七、四〇	—	六、九五二、六〇
和順屯	四四六、四〇	五、四六六、八五	一八九、八〇	—	六、一〇三、〇五
八寶屯	一四七、八〇	九、九五六、二四	三、八四三、五〇	一六八、四〇	一四、一一五、九四
大灣屯	三、〇四〇	一、一三四、七三	八四五、〇一	一一九、四〇	一三、二一九、五三
六花樓社	三六、〇〇	六、三三七、八七	一五二、九〇	二四〇、三〇	六、七四五、九七
北相台	二八五、二〇	八、五二八、三〇	九二八、二〇	二二三、九〇	九、九四五、六〇
唐相台	一八、六〇	八、六三三、九七	五六六、一〇	三八、一〇	九、二五五、六七
南英城	一三、一四〇	五、六九四、一三	六六〇、四〇	七八、五〇	六、五六四、四三
北英城	三八、八〇	七、八六八、五九	五〇四、三〇	四四、〇〇	八、四五六、六九







汪家溝	一五八,四〇〇	四,七九一,一〇〇	二,五五四,九〇〇	七六八,五〇〇	八,二六三,九〇〇
下肥地	一三三,三〇〇	五,二二三,七六〇	二,四〇三,〇〇〇	九,八二〇,一〇〇	九,八二〇,一〇〇
文屯	五〇,七〇〇	六,七四七,六〇〇	一,八三八,八〇〇	一,五三三,〇〇〇	一〇,一七〇,〇〇〇
南山	—	一,六六七,八〇〇	〇	〇	〇
撈貝	—	二,〇一〇,〇〇〇	〇	〇	〇
上肥地	—	三,七六七,六〇〇	〇	〇	〇
破東溝	三三,〇〇〇	二,七四〇,二七〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇
柴河堡	八五,〇〇〇	八,六五六,七〇〇	一,六三三,五〇〇	〇	〇
靠山屯	一八八,〇〇〇	五,四四〇,一四五〇	一,一九六,七〇〇	〇	〇
東西灣	—	三,一四一,五〇〇	九六〇,〇〇〇	〇	〇
一西城	五四,〇〇〇	一,二一〇,九四五〇	一,〇四〇,〇〇〇	〇	〇
大寨子	一〇,一〇〇	五,五二〇,五〇〇	一,〇三三,〇四〇	〇	〇
小寨子	五〇,一〇〇	三,三〇三,六〇〇	一,〇五八,八五〇	〇	〇
會家寨	三〇,〇〇〇	六,四四二,八二〇	二,三三三,〇四〇	一,〇六七,〇〇〇	一〇,三三七,五〇〇
黃旗寨	三五,〇〇〇	四,四八七,八〇〇	一,一五六,二〇〇	六九〇,九七〇	六,七三〇,九七〇
藍旗寨	二五,〇〇〇	一,六六六,三〇〇	六七七,二〇〇	二,九二二,〇〇〇	二,六八二,〇〇〇
上頂子	一四,〇〇〇	一,六二七,一〇〇	五七三,一〇〇	七五五,一〇〇	二,九六九,六〇〇
橫頭背	四九,〇〇〇	一,七四〇,八〇〇	五七二,七〇〇	三,四四〇,〇〇〇	二,二六〇,〇〇〇
縣總計	二,一八三,六八三	九一八,三三二,一三三	二,六四,六三七,八七	一,五二,四七〇,〇四	一,三六六,二七五,八八

孟家寨	—	三,三八三,五三〇	一,五二二,一〇〇	一七,〇四,〇〇〇	八,四六七,〇〇〇
蘇拉山堡	四四,二〇〇	三,一四一,一三三	二,〇四〇,五〇〇	四八七,〇〇〇	五,三六六,八三三
半拉子堡	—	三,四八六,二四〇	二,〇四〇,五〇〇	五四三,七〇〇	六,〇四九,二三三
腰堡	二〇,七〇〇	一,八六六,二四〇	一,五四二,三〇〇	一,八三八,一〇〇	五,一七六,〇三三
邱家屯	—	一,〇一七,一〇〇	〇	一,八三八,一〇〇	三,八八三,〇四〇
大康屯	—	二,七二二,六〇〇	一,〇四八,〇〇〇	三,八九九,〇〇〇	四,一九九,六〇〇
劉達子村	二四,〇〇〇	一,三三六,六〇〇	三三三,六〇〇	一,五五六,五〇〇	二,〇六六,九〇〇
上冰峪	—	一,四四五,五六〇	一,三三三,〇〇〇	三七九,〇〇〇	三,一五〇,五八〇
大台	五,一〇〇	三,九二七,五〇〇	一,六二二,三三〇	四七六,五〇〇	六,〇七六,四二〇
英城	—	三,七二二,四〇〇	一,八九六,五〇〇	三,五六六,一〇〇	七,一九四,五四〇
金寨	四三,一〇〇	七,一五四,〇〇〇	一,八三八,六〇〇	二,四五五,一〇〇	一,四九〇,八〇〇
馬家寨	一五〇,九八〇	九,八〇一,二五〇	二,〇七〇,二〇〇	一,〇〇七,八三〇	一,三三〇,〇一七
大紅石	—	一,四四〇,九〇〇	〇	三五六,〇〇〇	三,一七七,七〇〇
陳家屯	二,七〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	一,〇六九,四〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	四,一〇一,一〇〇
山槐堡	—	一,五〇五,八五〇	〇	二,五四,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
嵩山堡	〇〇,六〇〇	三,五七五,一六〇	〇	三,九四,九〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
區總計	四四,四〇〇	一,二九七,七〇〇	〇	一,一一五,一〇〇	三,四七九,七〇〇
八區	九八五,四〇〇	八二,三四七,四七	二,六,四九〇,九七	一,五,〇六二,八三	一,三四,八八五,六五
上區	—	—	—	—	—



### 第六章 原始產業

#### 第一節 農業

##### 第一項 概況

縣下の直接農業従事者及其の家族は全縣下人口二十九萬餘の八割四分を占めてゐる。他の一割六分も大多數は直接間接にその生活の根據を農業に置いてゐるものである。故に農業の興亡は即ち縣全般の繁榮と衰微を意味する。斯くて農業に對する嚴正な檢討と研究が要求される。大同二年秋から縣下農村調査を開始したが未だ完結しない、その完了を待つて農村實体を正確に把握し王道經濟の下に自治農村の善美なる發展を企圖してゐる。

##### 第二項 耕地及農產物

縣總面積三、六二四、〇〇〇畝の三分の一は耕地面積であり、可耕地の未耕地は一萬餘畝である。次に土地の所有形態を検するに左の通りである。

開原縣土地所有形態表

(單位戶)

區	畝以上		畝以上		畝以上		畝以上		畝以上		畝以上		合計	
	一〇〇	五〇	二〇	一〇	一	無所有	合計	區	畝以上	畝以上	畝以上	畝以上		合計
第一區	一五五	二五六	四三三	三六八	五二五	三〇九五	四、八六二	計	九七七	一、四四一	二、三〇一	一、九三二	一、五五三	一七、八六二
第二區	三〇〇	四一六	六八六	五三三	二六二	二、五三三	四、七九千	率	五四	七九	一、二六	一、四七	八一	五、四六
第三區	四七七	七二七	一、一四一	一、〇一〇	七五五	四、一八九	八、二六六							一〇〇〇
第四區														

右表の示す通り土地を所有せざる雇農並に生活を充足し得ない土地を所有する零細農が大部分であり、此等の農民層は苛酷な小作契約、雇用契約の制壓下に飢餓線彷徨の生活を餘儀なくされる。

雇農はその雇用期間によつて年工と小工とに分れ、年工は十ヶ月間の農作期間勞力を提供するもので、昨今の賃銀は農業に對する經驗を有するもので平均年五〇圓から七〇圓迄である、但し食事は地主持の慣習である。その賃銀の支給期は種々で春に、秋に、或は春秋二回に等區々で一定してゐない。

小工は日雇でその賃銀は食事自己負擔で一日二角内外であるが、農繁期殊に天候の關係から急に人手を要する時には例外的に暴騰し今春も除草期に七角から一圓までになつた。この小工は早朝城内の一地點に集合し、雇主がこれを求めて行くのである。

次に小作契約であるが、縣下に於けるその様式は分益小作を主として物納小作、金納小作も行はれてゐる。縣東半の第一、二、七、八區方面は分益小作で地主は土地、建物を提供し、農具、馬匹、種子等は小作人の負擔で收穫の半分宛均分の例である。縣の西半第三、四、五、六區方面は分益小作は稀であり、物納小作を主とし、金納小作を従として兩者が行はれてゐる。物納、金納共に生産高の半額が地主に地代として支拂はれるが、物納の場合は大豆、高粱の二種を半々に納付するのが普通である。

小作の始めに當つて取り交される契約は口頭が八分を占め文書によることは極めて少い、その期間も一二年が多い。土地に對する租税、課金の内田賦、畝捐は地主の負擔であるが、村公所を通じて分課(會難款)される村費は小作人の負擔に歸することが多い。(第三章参照)



次に最近の調査に係る地主對小作人の負擔表を掲ぐ。

開原縣地主對小作人負擔表

區名	村名	納給地主率	地主負擔		小作人負擔	
			税金	公費	税金	公費
一區	汪哆囉東	二分之一	全負擔	不負擔	不負擔	全負擔
	楊木林子	同	二分之一	三分之一	二分之一	全負擔
	八馬社	同	全負擔	不負擔	全負擔	同
	前馬家	同	同	三分之一	同	同
	後馬家	同	同	同	同	同
	尙陽堡	同	全負擔	二分之一	同	同
	佟家屯	同	同	同	同	同
	王家窩棚	同	同	同	同	同
	方家屯	同	同	同	同	同
	大金家	同	同	同	同	同
	老谷峪	同	同	同	同	同
	太平村	同	同	同	同	同

區名	村名	納給地主率	地主負擔		小作人負擔	
			税金	公費	税金	公費
二區	荒地	二分之一	全負擔	二分之一	同	同
	八道崗	同	同	同	同	同
	葉家堡	同	同	同	同	同
	陳家堡	同	同	同	同	同
	下清河	同	同	不負擔	同	同
	古城子	同	同	二分之一	同	同
	耿王庄	同	同	同	同	同
	王泉城	同	同	不負擔	同	同
	二道子	同	同	同	同	同
	尖山子	同	同	同	同	同
	新邊子	同	同	同	同	同
	柞子	同	同	同	同	同



















第七區 六九四・五〇 第八區 四、三五七・五〇  
 合計 二八、七九五・四〇

縣下水田の開発が目覚しく進みつゝある原因は事變後の情勢が鮮農の居住を安易にしたこと、主作物である大豆、高粱の暴落に引きかへ米の騰貴より地主が畑地を水田に變すべく積極的になり來つた等の原因からと見られる。附屬地、城内居住の鮮人精米所又は有力者が滿人地主と借地の契約を結びたる後鮮人農民に轉貸或は小作せしめるのである。地代は現金を以て春に、又は收穫の分割で、一畝三〇圓——二〇圓で一切の租税、課金は地主の負擔である。縣下に鮮人が土地を購入して商租權を獲得したのは一筆だけである。將來水田に關して考慮さるべき諸點は 一、鮮農進出にとともに、滿鮮民族間の對立的惡感情の發生防止 二、鮮農の義務權利の同等なる負擔と所得 三、利權屋的中间搾取層の排除 四、水利に關し引水排水の完備 五、水田開發の助成指導機關の設立 六、鮮農の火田式掠奪農法の停止等である。

### 第三項 農業 團體

縣には民國十四年六月の成立に係る縣農會がある、各區に區農會を置いているが活動としては見る可きものなし。將來縣を單位とする農村社會へ適合する合作工作が必要であり、斯る農會も合作社の類に改組さるべきか。

### 第四項 農業 移民

嚴寒に堅く結氷した大地が、春陽に漸く解けんとする舊曆一月末二月上旬の頃、一包の寢具を背にした群が、渡り鳥の姿にも似て、南から北へ〜と陸續と歩いて行く、縣城の南門をくぐる此等の關内から來た移民が、本縣に足を止めるのは約一千名内外で、他は悉く東門を抜けて伊通縣へ、或は北門を出て昌圖へ去る。本縣に止つた者は、同郷人或は日本人の農業移民はない。

緣故者を尋ねて春來り、秋の收穫を終へて歸郷するものである。その歸郷者數は明白でないが、開原驛の調査による、南下乗車苦力の推定數は左の通りである。移民の雇農に或は小作人となる者である。他に水田従事のため移住し來る若干の鮮人もあるが、將來はいざ知らず、現在の處、數量に於て問題とならない。

開原驛苦力(推定)乗車數調査表 (開原驛調査)

年 月 分	數	年 月 分	數	年 月 分	數
昭和六年 十月	三一三名	大同元年 十月	三〇五名	大同二年 十一月	九六四名
同 十一月	四五六名	同 十一月	五四二名	同 十二月	一、三一五名
同 十二月	三二〇名	同 十二月	三、四八四名	大同三年 一月	一、二三〇名
昭和七年 一月	七三八名	大同二年 一月	一、七九九名	同 二月	三七二名
同 二月	二一〇名	同 二月	三三八名	同 三月	三、二九五名
大同元年 三月	五一二名	同 三月	四三名		
同 四月	四二八名	同 十月	八七一名		

## 第二節 林 業

縣下には目下の處林業として見る可きものはないが、山地の利用、治水、水田への用水其他の諸要求に應じて造林は



最も必要なことである。

### 第三節 牧畜

本縣では云ふ迄もなく農が主であり、牧は従であるために、家畜の如きも自家使役用、又は自家食用に供するもので、稀には副業として飼養してゐるものもある。市場其他の施設機關としては、目下縣に於て家畜組合の組織を計畫中であり、設立の曉には市場をも附設の豫定である。屠場は城内と小孫家台の二個所に原始的な不清潔なのがある。縣立の農事試験場ではパークシヤの種豚を飼ひ之を在來種に交配して改良を企てゐる。大同二年夏に於ける家畜現在數は次の通りである。

馬	四〇六三頭	騾	四九三一頭	驢	六一九頭	牛	二九六四頭
羊	一九〇三頭	豚	二七七六五頭	雞	一八九七三五羽		

### 第四節 鑛業

縣の東半に鑛物多く、現在採掘中のものは皆無であるが、將來の發見に待つもの少からざるは容易に想像されるところである。

金 鑛 第八區下肥、柴河堡一帶の柴河流域は砂金に富み、事變前には相當數に上る者は採掘に従事してゐたが、事變後停止され、又最近漸く世人の注目を引いて來た。

鉛 鑛 第八區一面城附出に産出され、第七區にもありと傳へられる。

石灰 第三區第一區の境養馬大屯、蔣家窰、石灰窰等は古來有名であり、その地名を以ても知ることが出来る。

### 第五節 其他

水産業、鹽業は皆無で營口、大連方面からの移入にまつてゐる。蠶業は縣の東北地帯に若干あるがこれ亦問題とする程でなく。

## 第七章 工業

### 第一項 概況

縣下の工業は近代的工場工業の類でなく、何れも土着商業高利貸資本によつて運営されるマヌファクツールであり、燒鍋・油房・磨房・番店等であるが、その主なるものを擧げると次の如くである。

開原縣工業調査表

商號	業別	經營者	資本金	工人数	年生産額	開業年	造法
同 增 益 湧	燒 鍋	宋 雲 鄉	三、五〇〇圓	三月 七圓 五月 九、五	酒 三四萬斤 豆 一〇萬斤 粕 一萬八千個	光緒六年	蒸 汽 機 (一馬力)
同 油 房	同	同					



元川	和湧	東長	德馨	永陞	新昌
趙翼	金讓	毛越	張耀	周雲	梁鳳
同	同	同	香店	同	同
四〇〇〇	三〇〇〇	五、〇〇〇	八〇〇	二〇〇	六〇〇
七月九、五	四月九、五	四月九、五			
豆油	豆油	豆油	豆油	豆油	豆油
一〇萬斤	一萬四千個	七千六百個	一萬五千個		
大同元年	民國元年	同十二年	同十四年	同二十年	大同元年
羅生德式電機	旋(三馬力)	人	人		
力	力				

### 第八章 交通

#### 第一節 鐵道

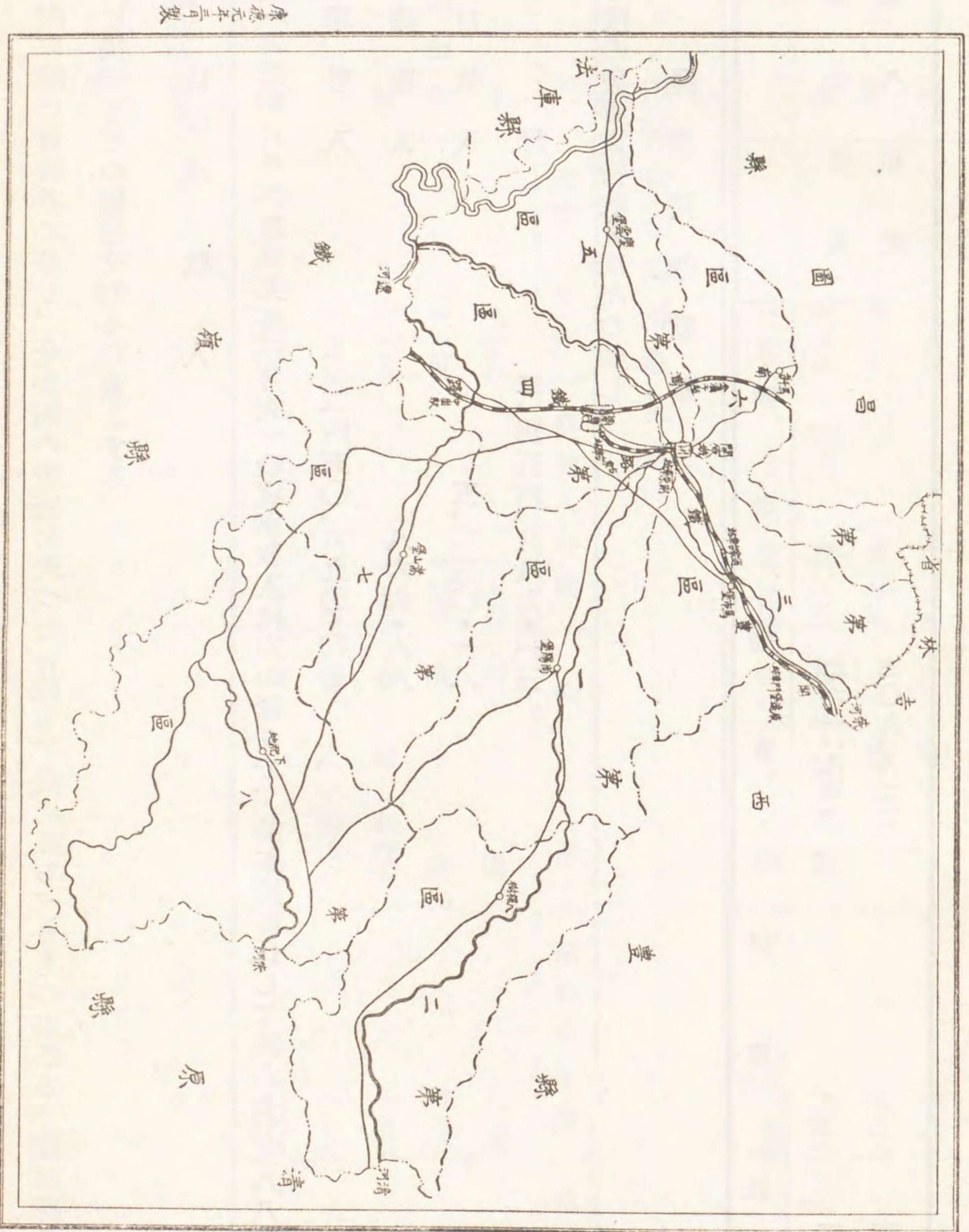
##### 第一項 概況

縣下には、縣を南北に縦斷する南滿鐵道と、石家台に起つて北上して西豊に至る開豊輕備鐵道とがある。前者の開原驛は特産物の發送驛として全滿に名あり、後者は西豊縣方面と滿鐵線とを結ぶ鐵路として、經濟的には勿論のこと、政治的にも重要な機能を有してゐる。

##### 第二項 南滿鐵道

本縣内にある南滿鐵道の驛は北から金溝子驛・開原驛・中固驛の三つであり、金溝子驛中固驛は單に中間驛としての存

開原縣鐵路圖





在であるが、開原驛は貨客共に多く、全盛期の殷盛を失つたと雖も、尙ほ見るべきものがある。開原驛の調査編成に係る諸資料を左に掲げてその様態を知るの資とする。

貨車收入

昭和八年度(自昭和八年四月至九年三月末)の貨車收入は左の通りで、前年度に比して四六七、三八八圓九二銭の増加  
 貨車收入 二、四五〇、六九〇・〇七  
 倉庫收入 八六六・八八  
 諸口收入 五、三三〇・一八  
 合計 二、四五六、八八九・二三

昭和七八年度の發着貨物數量は左の如し。

昭和七年度	發着貨物數量	
	發送 噸數	到着 噸數
昭和七年度	二六一、八三〇	一〇一、四五九
昭和八年度	三〇九、九二三	一〇六、八一七

特産物發送數量 單位 噸

品名	昭和七年度	昭和八年度	品名	昭和七年度	昭和八年度
大豆	二八、三九四	一六一、六五三	米	七、九四七	六、一九三
高粱	四七、四三三	三、三六五	其他雜穀	六、一一七	七、〇三五
包米	一九、一〇三	四、八〇〇	合計	七、四一〇	一三、一五四
粟	一六、三九〇	二、三四四		二二、七九五	二六、五七四

主要貨物到着數量表

品名	昭和七年度	昭和八年度	品名	昭和七年度	昭和八年度
大豆	八、九七九	一、二五五	石油	二、一五	一、六〇五
其他穀類	四、七九五	三、四九一	麻袋	四、七三三	四、五七七
麥粉	一四、七三六	一五、五四三	石炭(社外)	二、五五〇	二、一三四
鹽	七、四九九	六、五五〇	石炭(社内)	二七、二八六	二七、〇八四
砂糖	一、八六〇	一、九五九	合計	七四、五四四	六四、一三七

但し中繼貨物を含まず

收入

奉天省 開原縣



種別	第五年度(自民國十九年七月至同二十年六月)			第六年度(自民國二十年七月至大同元年十二月)			第七年度(大同二年十二月)		
	客	運	貨	客	運	貨	客	運	貨
普通	1,593,301	1,236,588	1,127,700	1,300,433	912,514	1,632,704	8,833,677	6,723,377	4,560,899
補充	1,236,588	1,127,700	7,011,559	2,383,144	6,896,118	8,833,677	6,723,377	4,560,899	3,311,301
行李	7,011,559	3,557,111	2,592,083	6,896,118	5,000,677	4,560,899	3,311,301	3,311,301	3,311,301
包裹	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083
郵費	3,557,111	3,557,111	3,557,111	3,557,111	3,557,111	3,557,111	3,557,111	3,557,111	3,557,111
零擔	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083
正裝	3,000,466	3,000,466	3,000,466	3,000,466	3,000,466	3,000,466	3,000,466	3,000,466	3,000,466
雜入	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083	2,592,083
合計	5,342,455	5,342,455	5,342,455	5,342,455	5,342,455	5,342,455	5,342,455	5,342,455	5,342,455

客貨輸送成績表

客	第五年度			第六年度			第七年度		
	乘車	行李	包裹	乘車	行李	包裹	乘車	行李	包裹
乘車	3,000,978	4,496,619	2,760,621	4,541,848	9,724,771	1,828,433	6,249,077	1,383,173	8,944,732
行李	4,496,619	9,724,771	2,760,621	9,724,771	2,760,621	1,383,173	2,760,621	9,724,771	2,760,621
包裹	2,760,621	2,760,621	2,760,621	2,760,621	2,760,621	2,760,621	2,760,621	2,760,621	2,760,621
合計	10,258,218	17,002,011	8,281,863	17,027,440	15,245,413	5,952,227	11,770,319	14,405,124	22,610,184

各站發送貨物分類表(第七年度)

單位噸

貨名	第五年度			第六年度			第七年度		
	整車	零擔	計	整車	零擔	計	整車	零擔	計
大豆	4,938,000	1,089,935	6,027,935	4,938,000	1,089,935	6,027,935	4,938,000	1,089,935	6,027,935
高粱	1,040,000	2,700,770	3,740,770	1,040,000	2,700,770	3,740,770	1,040,000	2,700,770	3,740,770
包米	1,490,000	1,000,000	2,490,000	1,490,000	1,000,000	2,490,000	1,490,000	1,000,000	2,490,000
稻子	1,270,000	97,333	1,367,333	1,270,000	97,333	1,367,333	1,270,000	97,333	1,367,333
小豆	1,431,000	2,000,000	3,431,000	1,431,000	2,000,000	3,431,000	1,431,000	2,000,000	3,431,000
吉豆	1,431,000	2,000,000	3,431,000	1,431,000	2,000,000	3,431,000	1,431,000	2,000,000	3,431,000
雜糧	4,532,000	669,984	5,201,984	4,532,000	669,984	5,201,984	4,532,000	669,984	5,201,984
穀子	995,000	24,976	1,019,976	995,000	24,976	1,019,976	995,000	24,976	1,019,976
麵粉	3,604,000	1,450,883	5,054,883	3,604,000	1,450,883	5,054,883	3,604,000	1,450,883	5,054,883
麵粉	3,604,000	1,450,883	5,054,883	3,604,000	1,450,883	5,054,883	3,604,000	1,450,883	5,054,883
煤油	540,000	1,375,779	1,915,779	540,000	1,375,779	1,915,779	540,000	1,375,779	1,915,779
煤油	540,000	1,375,779	1,915,779	540,000	1,375,779	1,915,779	540,000	1,375,779	1,915,779
糖類	748,000	97,261	845,261	748,000	97,261	845,261	748,000	97,261	845,261
糖類	748,000	97,261	845,261	748,000	97,261	845,261	748,000	97,261	845,261
木材	3,000,000	7,560	3,007,560	3,000,000	7,560	3,007,560	3,000,000	7,560	3,007,560
木材	3,000,000	7,560	3,007,560	3,000,000	7,560	3,007,560	3,000,000	7,560	3,007,560
鐵製	1,000,000	1,477,000	2,477,000	1,000,000	1,477,000	2,477,000	1,000,000	1,477,000	2,477,000
鐵製	1,000,000	1,477,000	2,477,000	1,000,000	1,477,000	2,477,000	1,000,000	1,477,000	2,477,000
紙張	1,600,000	4,991,771	6,591,771	1,600,000	4,991,771	6,591,771	1,600,000	4,991,771	6,591,771
紙張	1,600,000	4,991,771	6,591,771	1,600,000	4,991,771	6,591,771	1,600,000	4,991,771	6,591,771
磁器	2,000,000	4,800,977	6,800,977	2,000,000	4,800,977	6,800,977	2,000,000	4,800,977	6,800,977
磁器	2,000,000	4,800,977	6,800,977	2,000,000	4,800,977	6,800,977	2,000,000	4,800,977	6,800,977
合計	37,700,000	27,700,000	65,400,000	37,700,000	27,700,000	65,400,000	37,700,000	27,700,000	65,400,000



### 第三項 開豊輕便鐵道

民國十二年頃開原から海龍への輕便鐵道敷設の議が起り、民國十四年八月起工し、同年十一月石家台、開原城間の營業を開始した。民國十五年五月には石家台、西豊間全通し、同時に資本金奉票一五〇萬圓を奉票二、一〇〇萬圓に増額し、株式五六、四〇〇株となし、民有民營であつた。新國家の建設後この公司の株の内逆産に認定されるものがあり、逆産處理法第五條の適用により大同二年十一月二十五日逆委領第九一號を以て同處理委員會から臨時領置の上その暫行管理が奉天省公署に委託されたのが六、九四六株である。此は大同三年二月二十七日同會から沒收處分を受け國有官株となり、目下財政部、國有財産科の管理に歸してゐる。

現在この鐵道の西安への延長がしきりと議せられてゐるが、然る以前にこの公司の根本的な整頓と改善が必要であらう、斯るときに於て最大の機能を發揮するは官株であると思惟す。尙ほ日人側の當公司への参加が企圖されてゐることは將來好き結果をもたらすものと考へられる。

## 第二節 水 運

### 第一項 概 況

南滿鐵道建設前に於ては縣下の穀物は悉く通江口に集り遼河を船便で南下したものであるが、現在は河川改修の不全と、治安の關係から全く鐵道に奪はれて昔日の面影なし。二、三年前では夏季増水期に縣城南門外の清河に當地の特

産である大蒜(ニンニク)を積みとり鐵嶺の馬蓬口、營口等に運送した帆船がさかのぼつて來たが、現在水田開發のため水量減じて船の運行を妨げ且つは匪勢を恐れて來るもの皆無なり。

## 第三節 通 信

### 第一項 概 況

附屬地には電々會社の電報電話局、關東廳の郵便局、滿洲國孫家台郵局等あり、電話は城内との間に連絡線あつて需要者に便益し、郵便は日滿何れも附屬地城内の集配をなしてゐる。斯く通信は相當發達してゐるが、將來益々完備せんことを期してゐる。

### 第二項 郵 便

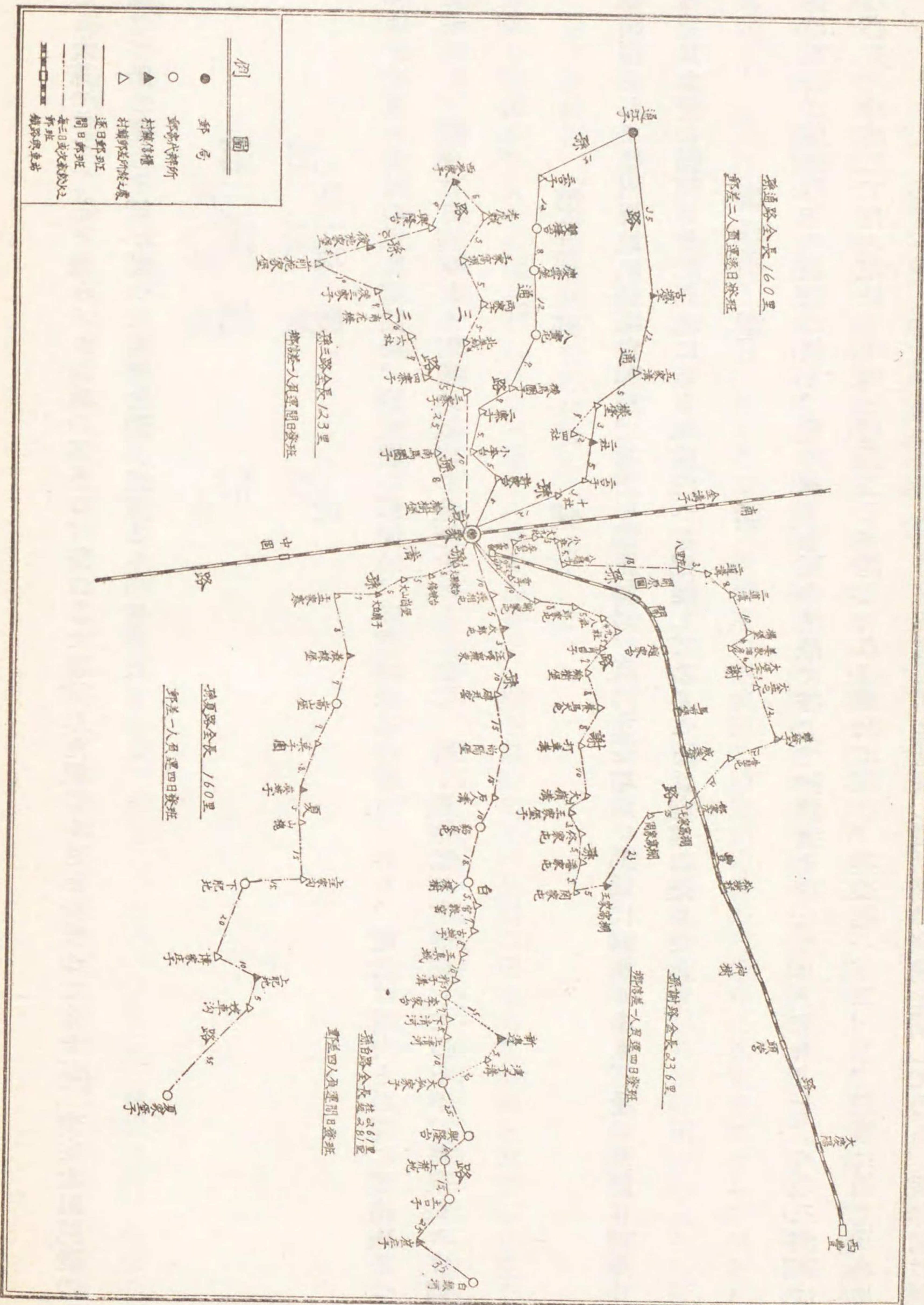
滿洲國側としては附屬地に孫家台郵局、城内に開原郵局、縣内主要地點に郵局代辦所があり、その郵路は別圖の如くである。日本側の郵便局が附屬地にあり縣城内へも配達してゐることは前述の通りである。

### 第三項 電 話

本縣の電話は民國四年の創設に係り、當時縣下各區の地畝に按じて建設費を徴したり。第六、七、八の三個區は電話建設の必要を痛感して自ら電柱を準備し建設方を申請したれば最初に設け、其後第一、二、三、四區に通じ現在に於ては各區並に警察署、警察分所に通ぜざるところなく將來各村公所迄延長し電話網の完備を期してゐる。電話局は縣公署



圖 公路郵政事務所部台來孫



の庭内に在り各區に交換方面を置く、經理は縣有縣營であるが、會計は獨立してゐる。

三月に於ける電話の現情は左表の通りである。

電話通信狀況調査表

(康德元年三月調)

區	間	距離		架設年月日	經費	經費		維持會	工警備
		(日本里)	有電話			縣	省補助		
城內縣公署	西豐縣界	六、五里	有	民國四年七月	三、四九一、五〇	三、四九一、五〇			
同	威遠堡警察	十一、四里	有	同	四、七三三、五〇	四、七三三、五〇			
同	八棵樹警察署	六、七里	有	同	五、八七三、四〇	五、八七三、四〇			
同	鐵嶺縣界	六、里	有	同	二、五四六、五〇	一、三〇〇、五〇	(大同二年五月)		
同	中固警察署	三、二里	有	同	一、八八九、五〇	一、八八九、五〇			
同	慶雲堡警察署	三、二里	有	同	一、四四〇、五〇	一、四四〇、五〇			
同	昌圖縣界	三、二里	有	同	一、四四〇、五〇	一、四四〇、五〇			
同	馬千台警察	三、二里	有	同	三、五二〇、〇〇	三、五二〇、〇〇	(大同二年七月)		
同	第七區	七、里	有	同	五、八五五、〇〇	二、三四五、〇〇			
同	第八區	七、里	有	同	二、九六七、五〇	二、九六七、五〇			
同	下肥地警察	六、里	有	同	二、九六七、五〇	二、九六七、五〇			
同	清原縣界	四、三里	有	同	一、四四三、〇〇	一、四四三、〇〇			
同	上肥地	四、三里	有	同	一、四四三、〇〇	一、四四三、〇〇			
同	黃旗寨警察	〇、七里	有	同	二、七三三、〇〇	二、七三三、〇〇			
同	龍灣	七、二里	有	同	一、三七五、八三	一、三七五、八三			
同	大高力屯	七、二里	有	同	一、三七五、八三	一、三七五、八三			
同	西豐縣界	三、二里	有	同	八七三、〇〇	八七三、〇〇			



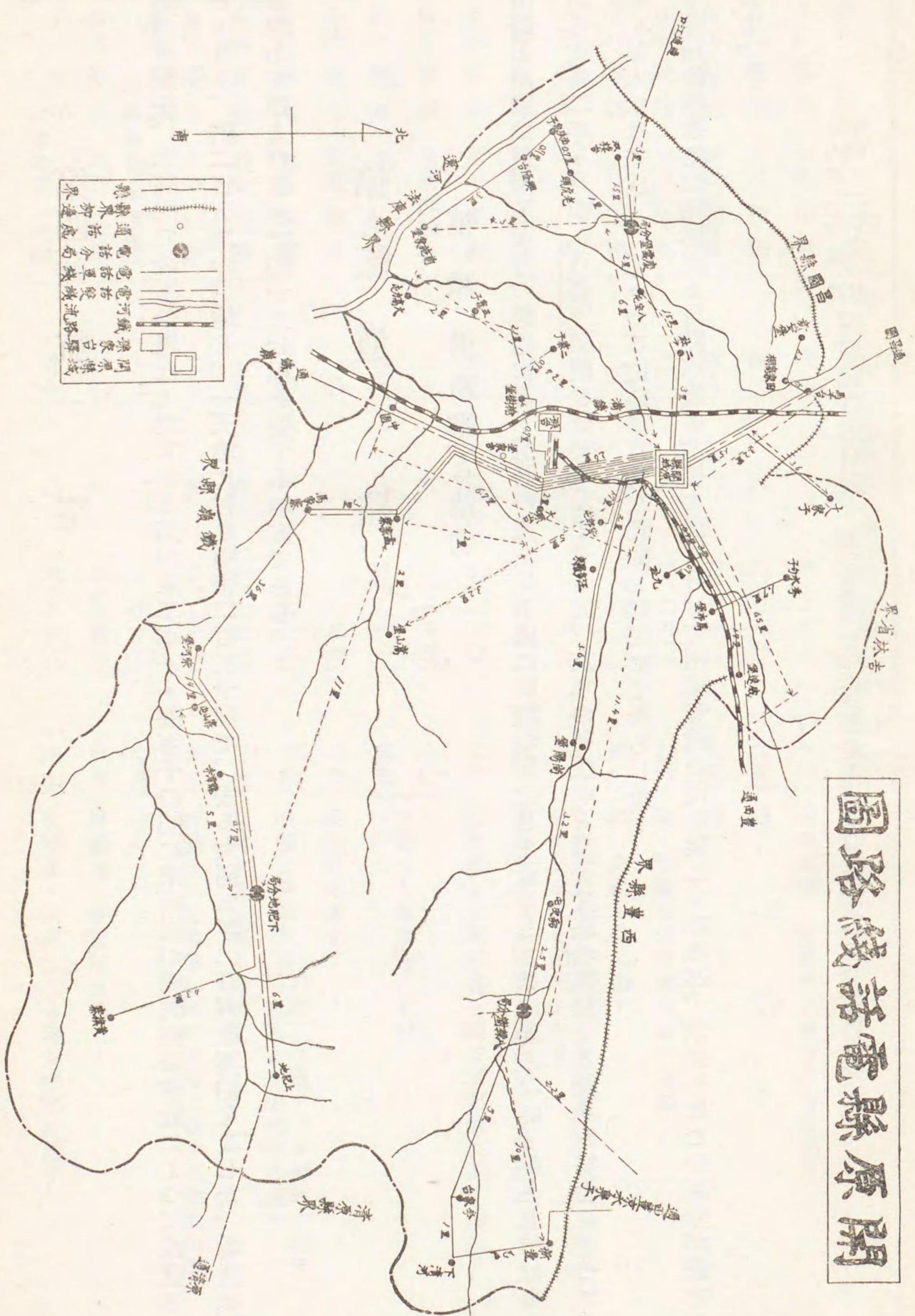
同 大孫屋台—大高	新邊警察	十里	有	民國五年七月	三、八六、五〇	三、八六、五〇			
力屯驛寨子	二寨子	〇、七里	有	大同二年八月	二九、〇〇				二九、〇〇
慶雲堡	前施家堡警察	四、三里	有	同 二年九月	一、二八、〇〇	一、二八、〇〇			
慶雲堡	昌圖通江口	三里	有	同 二年五月	一、一六、〇〇		一、一六、〇〇		
馬千台	新安堡警察	二里	有	民國十七年七月	五、四、〇〇	五、四、〇〇			
城內—馬千台	十八家子警察	三、六里	有	同 十七年八月	一、二七、五〇	一、二七、五〇			
城內—西豐界	九社警察	〇、七里	有	同 十六年六月	二、四七、〇〇	二、四七、〇〇			
同家子	秀水甸子	二里	有	大同元年十月	四、四、〇〇	四、四、〇〇			
馬市堡	貨郎屯	〇、七里	有	同 元年七月	二、七四、〇〇	二、七四、〇〇			
城內—八棵樹	市內各機關		有	民國四年五月	五、四一、〇〇	五、四一、〇〇			
城內—八棵樹	計				四七、五九、二三	三七、二七、四〇	八、六〇、〇〇		一、六七、八三

備考 既設電話に省補助費を加算したるは直通専用線を加設したるものとす

第四項 無電

大同二年夏奉天省情報處、本縣に無電台を設置し、近縣・西豐・昌圖・法庫・康平・清源の情報集中地となして上記の各縣との電話線を改良或は新設するとともに奉天局との間に毎日數回受發信をした。翌年六月中旬之を撤廢し岫巖縣に移轉した。

開原縣電話綫路圖





### 第四節 航空

滿洲事變後、本縣内で最も平坦な土地である第四區二寨子・腰寨子の間に飛行場が滿洲航空會社によつて設置されることとなり、約二百天地の用地を、一天地に付き國幣二百五十圓で、去る大同三年二月買収契約をなした。場所は開原附屬地から西方自動車で約十五分程を要する地點である。

### 第五節 道路

#### 第一項 道路網と治安

道路と治安は絶對不可分の關係にあり道路の完成せる處に匪類の影なしと斷言してはばからない。縣としては斯る見地から大同二年五月頃から縣下道路の修築に着手せる處、友軍の御援助と縣民諸氏の熱誠なる獻身的努力によつて左表の如く年末には完成し、担々たる道路は巨大な利福を縣民にもたらした。

警備用幹線道路は馬車道と自動車道に木杭を以て分けて兩車交通の便に供してゐるが、豫想外にこの區分が嚴守されてゐる。

自大同二年五月  
至同二年十一月 開原縣管内自動車道(警備道路)修築並構築所要勞力並從事村調査表

區	間	里	程	從事村數	使用延人員	馬車延數	摘要
自附屬地	至尙陽堡	四二	一三	四、二六〇	一一三	清河流域 附屬地より清原縣に通す	
自尙陽堡	至八棵樹	四七	九	三、三五〇	九四	同	
自八棵樹	至清原縣界	四八	一二	三、七四〇	九五	同	
自八棵樹	至灣子溝	二八	六	二、二四〇	五六	同 支線西豊東部地區に連絡	
自八棵樹	至耿玉庄	二〇	二	一、六〇〇	四〇	同 支線西豊に通す	
自附屬地	至城內	一六	四	一、二六〇	三二	同 舊奉天街道は附屬地の地方を通しあるも現在利用せず本道を利用しあり	
自附屬地	至嵩山堡	五〇	一一	三、八九〇	九八	附屬地より孟家寨・嵩山堡―下肥地に通す	
自嵩山堡	至下肥地	四〇	七	三、三五〇	七六	孟家寨より馬家寨を経て下肥地に通す線あり	
自下肥地	至清原縣境	三五	八	二、八八五	六〇	下肥地―馬家寨―中固	
自下肥地	至中固	六九	八	五、二四一	一三七	鐵嶺縣に通す	
自陳家屯	至鐵嶺界	一〇	一	八二六	二三	中固より馬家寨 孟家寨に通す、下肥地に通す	
自馬家寨	至孟家寨	一〇	一	八三八	二六	中固―孟家寨―嵩山堡	
自孟家寨	至中固	一八	四	一、一五〇	三六	附屬地―榆樹堡を経て中固に通する奉天街道	
自附屬地	至中固	二八	五	二、二六〇	五六	附屬地―慶雲堡直通	
自英守屯	至鐵嶺縣(平頂堡)	一二	二	九六〇	二四	附屬地―大高力屯を経て中固に通す	
自附屬地	至慶雲堡	三〇	八	二、三四五	五九		
自二寨子	至大高力屯―中固	七七	一〇	六、二四五	一四七		



自和順屯 至施家堡子	一二	二	九八五	二三	和順屯より施家堡に通し遼河流域に通す
自慶雲堡 至古城子 施家堡	一七	六	一、四二六	三三	慶雲堡より遼河沿岸に通す
自城 内 至慶雲堡	三八	一一	二、九三四	八二	城内より慶雲堡直通
自城 内 至馬千台	二一	五	一、五九〇	四二	城内より馬千台を経て昌圖縣界を通す
自馬千台 至慶雲堡	二五	一三	一、九四五	三九	慶雲堡に達する線
自金溝子 至古城堡	一五	五	一、三三七	四七	
自十八家子 至昌圖縣 馬仲河	五	一	三九五	一〇	伊通縣に通する街道
自城 内 至馬市堡 西豐縣	五〇	一三	三、六四五	九九	
自雙樓台 至昌圖縣界	八	三	九八五	二三	附屬地 通江口道
自威遠堡 至袁家屯	二二	六	一、七八五	四六	伊通縣境に通す
計	七九三	一七六	六三、四六七	一、六一五	

1. 一里に對する所要勞力

一里平均使用延人員 八十人 三二元(一人四角として)

一里平均使用延馬車數 二台 四元(一台二元として)

2. 工賃人四角・馬車二元としての總額

延人員 六三、四六七人 一人〇、四〇元 二五、三八六、八〇元

延馬車數 一、六一五人 一台二、〇〇元 三、二三〇、〇〇元

計 二八、六一六、八〇元

3. 其他

一、道路線新設に依る土地面積調査中

二、本修築作業は大同二年春解氷期より農閑散期に主として行ふに第一期、第二期、第三期は從來の路面地均しに過す、第四期に馬車道と自動車道を區別す、第五期より自動車道としての作業其後各村競ふて修築作業をなす。

第二項 乗合自動車

警備道路の完成につれて個人經營の自動車江口・八棵樹方面に走つておつたが、大同二年暮滿洲自動車交通股份有限公司交通部大臣の營業認可を得て、開原城内から附屬地、慶雲堡を経て通江口に至る路線の營業を開始し、目下附屬地から城内へ日に六回往復、附屬地から通江口へ一回往復である。附屬地から尙陽堡を経て八棵樹に至り更に清原縣草市に至る路線を開原長途汽車股份有限公司が認可を得て近く營業開始の豫定である。尙第七區第八區方面へも延長方を同公司以計畫中である。

第九章 商業及金融

第一節 商業

第一項 概況

本縣の商業は元代頃から殷盛であつたと傳へられているが、劃期的な發展を遂げたのは、咸豐十一年(一八六一)營



口の開埠からである。當時開原附近が急速に開墾されると同時に、遠くは山城鎮を経て東邊道一帯からの農産物は開原（今の縣城內）に集中して、更に西の方通江口に出て、遼河を下り營口に出で、亦世界の商品はその道路を辿つて開原に着き、自然開原は商業の中心地として繁榮したのである。その最高潮期は東清鐵道（現在の南滿、北滿鐵道）の開通した光緒二十九年（一九〇三）の二三年前即ち光緒二十七、八年頃である。東清鐵道の開通後は、遼河の繁榮は鐵路に奪はれ、開原城内の商業は漸次閉靜となり、附屬地が之に代位することゝなつた。民國八年（一九一九）頃好景氣の波に乗つて股盛を極めたが、農民を唯一の顧客とする當地の商業は、農村の恐慌ともなつて不振となり、かてゝ加へて民國十五年（一九二六）から民國十七年頃迄に清海鐵路開通してからは出廻の激減と共に不活潑となり、次いで滿洲事變の大打撃を受けて全く昔日の面影を失ふに至つた。

第二項 會社 商店

現存する商店で最も古い歴史を有するのは、約二百年前城内に山西人の手で開かれた復成號である。城内の商店は大部分が關内昌黎・樂亭・撫寧縣の者多く、附屬地の商店は、城内から分離したのも一、二あるが、多くは鐵道開通後營口、鐵嶺から分店したのも多く、關内の黃縣人が絶對多數を占めてゐる。

城内及び附屬地の主要な商店を列擧すると次の通りである。

開原城内、附屬地會社商店營業別戸數調査表

（康德元年三月末日現在）

業別	城内	附屬地	合計	業別	城内	附屬地	合計
絲房	八	一四	二二	旅店	二七	一一	三八
當舖	四	一二	一六	醫藥舖	四二	一八	五〇
燒鍋	一	一	二	醫藥院	一	一	二
油房	三	二	五	靴舖	四	六	一〇
米面	三〇	一三	四三	鞋舖	一四	二	一六
錢莊	二	七	九	靴業舖	一	二	三
金店	四	一	五	靴業	一	一	二
洋貨舖	七	二	九	靴業	一	一	二
書舖	四	二	六	靴業	一	一	二
雜貨舖	三八	七〇	一〇八	靴業	一	一	二
飲食舖	四五	一八	六三	靴業	一	一	二
餛飩舖	三	九	一二	靴業	一	一	二
茶舖	六	一	七	靴業	一	一	二
布舖	六	一	七	靴業	一	一	二
襪子舖	二	一	三	靴業	一	一	二
皮舖	一	一	二	靴業	一	一	二
碗舖	一	一	二	靴業	一	一	二
合計	一五	一〇	二五	合計	二四	一四	三八
菸舖	二	二	四	合計	二四	一四	三八
山貨莊	二	二	四	合計	二四	一四	三八
香舖	一	一	二	合計	二四	一四	三八
煤舖	二	二	四	合計	二四	一四	三八
木舖	一九	二	二一	合計	二四	一四	三八
鐵工廠	一	二	三	合計	二四	一四	三八
鐵匠舖	五	二	七	合計	二四	一四	三八
洋鐵舖	七	一	八	合計	二四	一四	三八
梨舖	三	一	四	合計	二四	一四	三八
鮮貨舖	一八	三	二一	合計	二四	一四	三八
糖舖	三	四	七	合計	二四	一四	三八
香油房	一	一	二	合計	二四	一四	三八
香油舖	二	一	三	合計	二四	一四	三八
醬油舖	一	一	二	合計	二四	一四	三八
肉舖	二	一	三	合計	二四	一四	三八
豆腐房	一〇	一	一一	合計	二四	一四	三八
豆房	二	一	三	合計	二四	一四	三八
染房	八	二	一〇	合計	二四	一四	三八
合計	一〇	二	一二	合計	二四	一四	三八











して来る、これを掌櫃的と云ふ。掌櫃的は廣義には老板をも含む。掌櫃的の給與は後に述べる利益金配當の他にはなく、食事は商店から給せられ、衣服は自己の負擔であるが、一定の額まで毎年櫃上から無利息で借受けて自己の生活費に當てる。その額は大きな商店の一等掌櫃的でも年額百五十圓から二三百圓程度であり、その金は利益分配の際差引かれ、不足分は自分で工面して返済せねばならない。年輕的とは別名「學賣賣的」とも云ひ、十四、五才の頃親戚又は同郷の關係から、商店に保証付で紹介され、採用されるものである。現在の年輕的には本縣人も關内の者もある。この年輕的の給與は食事商店負擔、衣服自己負擔で、第一年々額十八圓乃至二十四圓、第二年々額三十圓乃至四、五十圓で、その成績によつて年々増額する。普通三年以上の修業を経て勞金となる、勞金となつても給與は大差なく、食衣は前者と同様であり、年額三四十圓から七八十圓、最高限度百五十圓である。早いものは二、三年で遅いものは十數年を要して掌櫃的の一人となることが出来る。この年輕的と勞金との總稱を夥計と云ひ、何れも店內に起居する。

掌櫃的、夥計の食事は櫃上から給せられて一樣なものである。舊曆四月一日から同八月末日迄は三回食事で朝晝高粱飯、夜小米(粟)の粥で、この期間を除く間は二回で、月に四回白麵・白米飯・肉の菜等の特別な食事が出る習しである。但し商業の景氣よい時には掌櫃的だけに好食が給されることもある。

次に利益分配の方法は、三年に一回の決算で算出された利益を「份子」と稱する、株式會社に於ける株にも等しいもので按分されるのである。財東と老板の有する份子は最初の紅帳に定められてあり、後に加入した、或は勞金から昇進した掌櫃的にもそれ〳〵份子が與へられて、その精勵如何に應じて份子が増加されるのである。だから創辦以來年を経ると共に份子の數を増すのが常である。例へば某商店の財東が五份子、老板が一份子、甲乙丙の三掌櫃的が各七、七、六

厘であるとき、八千圓の利益を擧げた場合には、財東五千圓、老板一千圓、甲七百圓、乙七百圓、丙六百圓の分配となる。

掌櫃的、夥計に論なく商店で個人の商賣は許されない、又その身分の保証も確實で、自ら辭し亦は失態のない限り解雇されることはない。

本縣では糧棧と絲房とが判然と別れており、四平街以北で行はれている「批青豆」と稱する青田賣買は行はれてゐない。

## 第二節 金融

### 第一項 概況

縣下の金融情況は農商界を論ぜず、一般に甚だ梗塞状態に在り、不動産の所有も左程の力なく、全く高利貸の跳梁に委ねられてゐる。速に金融機構を整備して、勤勞生産者を、高利貸資本から解放し、保護するための適當な對策の實施が、しきりと各方面から要望されてゐる。

### 第二項 機關

銀行は城内に中央銀行開原城内支行があり貸付、預金事務を取扱ひ、貸付は城内に限つて家屋・穀物・貨物を擔保として月一分二厘で爲すことになつてゐるが、その手續が簡易でない爲に貸付額皆無の状態である。預金は當座一萬圓に付き日歩三角で、定期は六ヶ月年利四分八厘、一年々利五分である。農村に對しては地券擔保による貸付をしない。附屬地には中央銀行支行を始め日本側朝鮮銀行・滿洲銀行・正隆銀行及び中國銀行、交通銀行の支店がある。



農村金融を目的として大同二年末本縣に金融合作社が設立された、左に同社の概要を記す。

### 開原金融合作社概要

#### (一) 設立の經過

窮迫せる農村の金融を緩和し其の經濟の發達を企圖する爲め極めて簡易に且つ小細民に低利の貸付を爲す金融合作社の設立が各方面より要望せられ、大同二年九月十九日奉天省長より當縣に新設の件決定を見たるに付き、十一月二十日に至りて之が設立籌備委員會を縣公署にて開催し、發起人募集の件、發起人會及び組織會開催の件及び事務所改築の件等を議決せり。

當日出席の委員は左記十四名なり。

#### 奉天省金融合作總處側

縣長	佐久間正春
參事官	廣守心
副參事	宮内虎雄
警務指導官	岡部善修
總務科長	山本定伯

#### 縣側籌備委員

縣長	常守
參事官	宮内
副參事	岡部
警務指導官	山本
總務科長	牛希

#### 地方側籌備委員

財務局長	王子鐘毓
實業局長	全子章
警務局長代理	彭煥林
農務會長代理	王錫九
商務會長	徐紹鄉
紳士	王用賓
同	趙幼樵

十二月五日發起人會及び組織會を縣農務會議場に於て開催し常縣長以下籌備委員及び發起人五十一名出席の上定則の議決及び第一期の社長監事の選舉を了す。かくて十二月十一日奉天省長より設立認可の指令あり同日佐久間正春理事に任命せらる。

十二月二十六日縣農務會議場に於て創立總會を舉行し評議員七名の選舉をなし、明けて大同三年一月十五日より業務開始の運びに至りたり。

#### (二) 組織の概要

開原金融合作社は事務所を縣農務會内に置き開原縣一圓を其の業務區域とし社員の經濟發達に必要な資金を貸付くと共に他面預金をも取扱ふものにして、社員たるの資格は開原縣内に住所を有し獨立の生計を營む者にして且つ一口以上の出資をなしたるものとす。而して出資は一口十圓とし拂込は毎年一回二圓にて五年を以て完了す。



本合作社の議決機關として總會及び評議員會あり又業務の執行機關として社長及び理事を、審査機關として監事を有す。社長は社員中より選舉せられ名譽職とし、理事は奉天省長の任命に依る。社長及理事は共同して代表するも、日常の業務は理事に於て單獨に執行し得るものとす。  
現在本合作社の役員は次の如し。

社長	康季封	評議員	石永章
理事	佐久間正春	同	會希崑
監事	王保如	同	戴睦仁
同	趙家語	同	董興武
同	王晉忱	同	宋明星
		同	趙子英
		同	王廷弼

(三) 業務の概況

金融合作社は政府より基本金國幣壹萬圓の交附を受け、更に國幣貳萬圓の無利息貸下金あり、尙必要に應じて奉天省公署を経て中央銀行より貸款資金の借入を爲すことを得。この政府貸下金・借入金・社員の出資金及び預金を以て貸款の資源となし、經費は當分の間毎年壹萬圓以内にて政府より補助せられ、大同二年度經費壹萬圓は補貼を受けたり。而て餘裕金は中央銀行に預け入れをなすこととせり。

今、康德元年三月十五日現在の金融合作社社員數、出資金貸款及び存款を示せば次の如し。

創立當時 康德元年三月十五日現在	社員數	出資口數	出資金	貸款	存款
大同二年十二月	五一八	五一〇	五一〇圓	〇圓	〇圓
五日現在	四〇七人	四〇八口	四、〇八〇圓	六、七七〇圓	四、九四八圓

一、社員及び出資金

社員は原則として約十名位の相互連帶保証團體を組織せしめ、各員相互に連帶して償還保証の責に任ずることとなせり。現在組織せるこの保証團體數は三十九組あり。尙此の他に目下入社請願を受理し保証團體を組織せるもの二十四組二百三十名あり。

出資金は入社と同時に第一期分を拂込むこととし現在の拂込済出資金は八百十六圓なり。

二、貸款

貸付には信用による保証貸款と有抵押貸款の二種とし、擔保は地券を採り本人の信用状態及用途を參酌して金額及び條件を決定することとせり。現在は有抵押貸款のみを行ひ、貸款件數六十八件、總額六、七七〇圓にて期限は全部一ヶ年以内なり。貸付は資金の偏在を避け成るべく廣く貸付ける主旨にて一人當りの貸付限度を定めあり。現在最高限度は保証貸款一五〇圓、有抵押貸款三〇〇圓とす。

貸付の利率は有抵押貸款月利一分九厘、保証貸款月利二分一厘にて、從來農村に於ける小口金融利率は相當高率なり



したため餘程低率となれり。

三、存款

從來適當なる貯蓄機關無かりしたため、金融合作社設立以來安全且有利なる貯蓄機關として漸次利用せらるゝに至り、現在存款額四、九四八圓にて其内、社員存款四、七七〇圓、非社員存款一七八圓あり。

存款の種類は定期存款及貯蓄存款の二種にて貯蓄存款には更に零存整付存款(月掛貯蓄)及普通貯蓄存款の別あり。各種利率は次の通りなり。

定期存款	六ヶ月以上 一ヶ年以上	年利九分 年利一分
零存整付(月掛貯蓄)	每百圓につき	日歩二分五厘
普通貯蓄	同	日歩一分二厘

以上

上記合作社の如き組合組織の金融機關は城内にはなく、僅に小規模な「パイヤ拔會」と稱する頼母子講が行はれてゐる。附屬地には開原金融組合及び開原金融會があり、前者は日人の貸付、預金を取扱ひ、貸付は信用貸、普通擔保、不動産擔保の場合には日歩三錢一厘、優良有價証券擔保は日歩二錢六厘であり、預金は定期年五分、小口貯金日歩一錢である。後者は朝鮮人を相手に、耕作地水田、穀物を擔保として日歩五錢で貸付け、預金は定期五分七厘乃至六分二厘である。庶民金融としては城内に左記四軒の質商があり、主に城内住民の利用を待つてゐる。

開原城内質商調査表

商號	地址	代表者	資本額	貸出總計	一件最高 貸付額	一件最低 貸付額	利息	開業日
源巨當	西街路南	趙駿業	五、〇〇〇圓	二一、〇〇〇圓	一八〇圓	五角	月利三分	大同二年五月二十日
戊辰當	南街路東	曾叙倫	五、〇〇〇圓	九、七〇〇圓	一八〇圓	五角	月利三分	大同二年九月二十六日
公消當	東街路北	楊寶龍	一〇、〇〇〇圓	九、二〇〇圓	一八〇圓	五角	月利三分	大同三年一月一日
大昌當	根某市	大野幹男	三、〇〇〇圓	二二、〇〇〇圓	一八〇圓	五角	月利三分	大同二年四月十八日

事變前は粮棧が農村に對して、春季その求に應じて月利二分五厘乃至三分で貸付けをなしてゐたが、現在は全く停止されてゐる。

個人貸付は相當に盛んであるが、事變前の貸付けが、今日に至るも返済されないのが巨額である爲めに、餘程充分な擔保又は保証がない限り、貸付けを避ける傾向がある。利子は月二分五厘から三分であるが、法定利子二分五厘の故に借用証書面には二分五厘として、實際上それ以上の利子を要求するのが常である。亦「印子錢」と稱して日賦償還による貸付もある、これは普通妓館等に對する貸付で、完済期迄の期間日日元利を分割返済するもので、その度毎に帳面に印章を押捺することから「印子錢」の語が生れたものである。

第三項 通貨

現在縣下に流通する通貨は中央銀行紙幣及び鑄貨であり、舊貨幣は既に回收されて稀にしか見受けなくなつた。一般



の小取引は大部分従來奉票單位であり、鑄貨行き渡らず、取引に支障を來してゐるが、この點は將來鑄貨の大量發行によつて解決されるものとしても、一般庶民の生活程度からすれば、最低貨幣が五厘青銅では不充分であり、一厘鑄貨を需要する。流通券はないが、若干の現大洋が鄉村に保存されてあるものと思はれる。

#### 第四項 農村金融

過去に於ける農村に對する春耕資金の貸付けとして、遼寧農商貸款及び大同二年度春耕貸款がある。この兩者に就ては左に記すが、農村金融上に最も遺憾な點は、現在の農村金融は擔保貸付、殊に地券を擔保とすることに限られてゐるから、農民の半數に近い、土地無所有の或は極く小面積の土地を僅に所有する細貧農戸に對しては、金融の道が堅く閉ざされて開かれないのである。擔保貸付ですら高利である今日、この擔保借入の機會を持ち得ない零細農が、無理算段して個人からの貸付を希望するときの重刑は更めて云ふ迄もない。穀價暴落の上に蝨のやうな高利資本に吸ひ付かれては農民は生きて行かなくなる。國家は大悟一番、營利本位の低級な小策から離脱して、擔保力のない者には連帶保証を求めて、巨額の貸付を斷行するのが、目下の急務と考へられる。

#### (一) 遼寧農商貸款

「民國十九年冬奉天省に於てなせる農商貸款は臧省長が遼寧省主席任内にして各縣の農商民困苦其極に達し地方の狀況危機に瀕し張學良に向ひ地方農商救済の爲二千萬元支出方要求せる所先づ現金三百萬圓發給するに決し不取敢舊官銀號より二十年春耕貸款と共に大洋一千六百餘萬元を立替貸出すこととし其分配方法は畝數に按分或ひは村に平均分配し以て救済を普及せしむることとし(中略)名義は貸款なるも事實は救済金と異なる處なし」(奉天省公署總務廳財政科編奉

天省各縣々況要覽一三四項)との主旨によるもので、本縣には三十萬圓を分配され、縣農商貸款事務所の手を経て、二十九萬六千四十圓を官銀號から貸付けた。農商の借受率は農七、商三である。新國家の建設となり大同二年九月五日財政部訓令第二五九號にて遼寧全省農商貸款整理辦法制定され「救済金と異なることなき」舊貸款の返済が督促されることとなつた。勿論現在の農商が事變の悪影響を受けて四苦八苦の中にあるとき、急速にその元利を要求することは不可能である云ふ迄もなく、「大同三年一月一日以降大同五年十二月三十一日迄据置くものとし」(整理辦法第二條)元金は「据置期間經過後二個年以内に完済したるものに對しては元本の五分の一、据置期間經過後四個年内のときは元本の十分の一」(第八條)を免除し、利息は「大同二年十二月三十一日以前の利子は之を全免し既に拂込みたる利子は之を元本の償還に充當するものとし」(第五條)となし、(因に本縣の既拂込利子は二、三三八圓四角である)「据置期間中百年百分の二、經過後は百年百分の八・四」(第四條)と利率を定めて「据置期間經過後十箇年年賦元利均等償還の方法を以て返済せしむるものとす」(第三條)となしてゐる。

以上は据置期間經過後償還の場合であるが、その期間中と雖も償還することを得せしめ(第七條)その場合には元本の三分の一を免除する(第八條)こととなつてゐる。

本縣では康徳元年三月一日から、この整理事務を縣公署財務局で取扱を開始したが、返済者陸續として來り大多忙を極めてゐる。未だ具体的な數字は得られないが、据置期間中に大部分を返済するに至るのではないかと推察される、それは擔保として押へられている地券或は保証等の返還を希望することの切なのと、一面整理辦法の第八條等による技術的策が見事に功を奏したものと云ふべきである。殊に地券其他証據書類の保管をした、縣貸款事務所、官銀號開原城内



分號が匪亂の害を受けなかつたことは幸とするところである。

(三) 大同二年度春耕貸款

大同二年春季「水災、匪災等に因り被害を蒙り窮乏せる農業經營者に對し本年期既墾地耕作に必要な種子・牲畜・農具・勞力等の諸經費に充當する貸付資金」(奉天省春耕貸款辦法第一條)即ち春耕資金を奉天省に「四百萬圓を限度として」(同上第二條)「既墾地一畝に付國幣壹圓を以て限度とし」(同上第四條)で「既墾地及春耕資金監理委員會縣分會の保證」(同上第五條)を擔保として「利息月利八厘」(同上第六條)にて「農耕資力窮乏せる地主、自作農、及地主を連帶債務者とする小作農」(同上第三條)に貸付けをなした。この際本縣最初の割當額は五萬圓であつたが、希望者多く更に三萬圓を追加して八萬圓を縣分會を通じて全縣下に貸付けた。

本縣に於ては、舊政權の關内への地券持逃げ等による地券の皆無、従つて貸付不能の如き事情はなかつたが、その手續の餘りにも煩雜であつたこと、亦一面には事務處理に慣れなかつたことによつて、困難な點もあつたが、九、一八事變後治安亂れて、草賊横行、軍馬の往來また繁く、窮乏の極にあつた縣下農村にとつて、早天の慈雨に等しく相當の良好な効果を納め得たことは疑のないところである。

借受人を検討するに、その耕作面積(所有面積に非ず)は次表の通り百畝以下の耕作者過半數を占めてゐる。借受人の土地所有状態を知る材料を持たないが、貸付辦法第四條による地主を連帶債務者とした小作人は、實際問題としては不可能であり、最も資金を必要とした小作人に及ばなかつたことは遺憾である。一方大地主は地價二、三十圓の地券を擔保として一圓の貸款するの必要もなく、またその信用を以てすれば、他の方面からの貸款も不可能ではないので、借受

けなかつた模様である。よつて大部分小地主及び自作農に貸付けられたものと解される。

大同二年度開原縣春耕貸款借受人耕地面積表

耕地面積積		戸數	耕地面積積		戸數
自	至		自	至	
一畝	九畝	六一戸	一五〇畝	一九九畝	七三戸
一〇畝	一九畝	三七五戸	二〇〇畝	二九九畝	九九戸
二〇畝	二九畝	三五三戸	三〇〇畝	三九九畝	四九戸
三〇畝	四九畝	五八六戸	四〇〇畝	四九九畝	五戸
五〇畝	九九畝	五三二戸	五〇〇畝	一〇〇〇畝	二二戸
一〇〇畝	一四九畝	一八五戸	合	計	二三四〇戸

借受戸の戸當り借受額は次表の如くであつて九十九圓以下が總戸數の九〇%以上を、四十九圓以下が八三%以上を占め、平均一戸當り三十四圓一角八分である。「貸付金は原則として一戸當り國幣壹千圓を超過することを得ず」と同辦法施行細則第四條に規定されてあるが、五百圓以上は皆無であり、大体零細に廣く配分されたと見るべきである。

大同二年度開原縣春耕貸款貸付額表

貸付額		戸數	貸付額		戸數
自	至		自	至	
一圓	九圓	三七五戸	一〇圓	一九圓	七二五戸



二〇圓	二九圓	三三一戶	二〇〇圓	二九九圓	一七戶
三〇圓	四九圓	五二〇戶	三〇〇圓	三九九圓	三戶
五〇圓	六九圓	一四〇戶	四〇〇圓	四九九圓	二戶
七〇圓	九九圓	一三二戶	五〇〇圓	一〇〇〇圓	〇戶
一〇〇圓	一九九圓	九五戶	計	計	二三四〇戶

「元金の返還並利息の支拂は大同三年一月三十一日迄に行ふものとす」(辦法第七條)と定められてあるが、從來その元金の返還は勿論の事、利息の支拂すら怠り勝ちであつたが、この借款の返還状態を見るに次の通りである。返還がその期限迄に約三分の二に及んで良好な成績を示してゐるのは、農民が春耕資金の本質を理解して、生活費に當て、或は救済金と同視しなかつたによるものであり、更に翌三年度に再度借受の希望を有し、その信用保持に努めたものと思考される

大同二年度開原縣春耕貸款各區貸付額及返還額表

區別	返還額		合計	未返還額	區別	返還額		合計	未返還額
	十一月分	十二月分				十一月分	十二月分		
一	六、六五六	一、五七六	七、二四二	二、〇二〇	三、九二八	三、六五六	二、二四二	九、八三五	三、一八五
二	五、三三五	二、四六九	五、一六二	四、六四四	—	七四四	五〇三	一、八六一	二、七八三
三	七、七九六	七、七七	七、九一	三、二六	三、五八	七六七	一、〇八六	二、二二一	—
四	一〇、五七七	五、一六三	—	九、四二八	—	—	—	—	—
五	三〇、〇五一	九、四六六	五、〇三〇	一、三四九	二、二七五	八、三三六	—	—	—
計	八〇、〇〇〇	一五、七五三	一〇、八四二	六、六八五	—	—	—	—	—

# 第十章 教育及宗教

## 第一節 教育

### 第一項 概況

縣下の教育は形式上は大體普及してゐると云へるが、その新國家の教育の大本は教員にすら徹底せず、軍閥政權時代に比して、僅に黨義を捨てた程度であり、王道國の教育としては、眞に不完全なものであると云はねばならない。學校は單に文字を教へる處であり、德育の全然忘れられてゐることは遺憾である。

小學校ですら學費を徴してゐる爲めに、資力のない家庭の子弟は如何に天資に恵まれても、上學出来ないやうな状態にあり、その經費は村立學校では、村が俸給を除く一切の經費を負擔し、俸給は學費と縣からの補助を以てし、區立學校では當該區の全村が地積に按分して俸給以外の經費を負擔し、俸給に學費と縣の補助費を當てることは村立と同様である。中等學校の縣立は當然であるが、城内の小學校を都で縣立としてゐるのは不都合である。地主、商賈、官公吏等の子弟の通ふ學校の經費を縣費で支辨し、城外にある勤勞の農家に轉嫁することは今後許されないことで、縣城市民會に移管されるべきである。

縣民の大約半數は文盲で、村長の内にすら新聞の讀めない者が少くないやうな現情であるから、大々的に「識字運動」を起して文盲を退治し、學校教育としては、高等遊民生産の工場化を防ぎ、人材の離村を避けるやう農村本位の實用教



育が要望される。

第二項 機關

縣公署教育局は全管下の各學校を監督し、常に視學、又はその他の科員を派して各學校を督勵する許りでなく、一般の社會教育等にも努めてゐる。

教員及び教育界に關係のある者によつて組織されてゐる縣教育會がある。初め光緒三十四年創立され當時正會長に田開宇、副會長に張座候が就任し、第二代には正會長王毓禎、副會長瑞珍就任し、民國四年の改選により、正會長王作霖副會長張四維、民國二十年命令により王鑄が常務幹事に、霍雲閣等が幹事となり、事變後會務は自治委員會から教育局に委任保管することとなり、大同二年省公署の令により奉天省教育會開原縣分會と改稱され、會長に霍雲閣、副會長に楊樹東が着任して現在に及ぶ。その組織正副會長の他に、總務部長、學務部長及び事務員一名があり、會員は男五二四名女四〇名合計五六四名である。一年の經費は一、五九五圓で、家賃一二〇圓、地代四五〇圓、會費五五〇圓の收入があるが、尙不足額四七五圓は省教育會から補助されることになつてゐる。事務所は教育局内に置いてあり、將來學藝講演會、成績展覽會等を開催する豫定である。

各村には學務委員とも稱すべき學董數名があり、村立學校の事項を管掌してゐる。學董の内には學務に全力を傾注する程熱心な人士も少くない。

縣下の學校は次の一覽表の通りである。なほ事變後の閉校は、事變直後は平常通り授業を續けたが、その後漸く治安亂れて、匪賊横行するに及んで繼續するもの、閉鎖するもの等まち／＼となつたので、教育局は匪害のない學校を指定

して續開せしめ、匪害を蒙つた地方の學校は一律に大同元年十一月一日から閉校し、地方の平靜を待つことゝなつた。同年十二月一日全部開校することにしたが、實際上未だ開け得ない學校も少くなかつた。表中に「未停」とあるのは、一日も閉校しなかつたことを意味する。

開原縣全境學校一覽表

區別	校名	所在地	地級數	教職員數		學生數		成立年月日	事變後停課日	事變後開學日
				男	女	男	女			
城內縣	立師範學校	城內東南隅	四	一〇	一	一〇	一三	民國二年二月		未停
	同女子師範學校	同西南隅	一	三	一	四	一	同		同
	同高級中學校	同東南隅	二	五	一	六	四	同		同
	同初級中學校	同	八	一五	一	一六	四	同		同
	同初級中學校	同	四	五	一	六	三	同		同
	同女子初級中學校	同西南隅	四	五	一	六	三	同		同
	同職業中學校	同東南隅	三	九	一	一〇	三	同		同
	同私立育斌中學校	同大街路北	五	一四	一	一五	〇	同		同
計	七		二七	六二	五	六六	七九	八三	一〇〇一	
城內縣	立師範附屬小	城內財神廟院內	五	六	二	八	一三	民國十六年二月		未停
同學校	第一小學校	文廟左側	七	一三	一	一三	三三	光緒三十一年十月		同







區	校名	地址	部	開辦日期	停課日期	上課日期
同	第三小學校二	道溝	二	同	未	未
同	第四小學校楊	堡	二	同	未	未
同	第五小學校小	灣屯	二	同	未	未
同	第一小學校嵩	山堡	二	同	未	未
同	第二小學校馬	家寨	二	同	未	未
同	第三小學校大	白廟子	二	同	未	未
同	第一小學校龍	潭寺	二	同	未	未
同	第二小學校上	肥地	二	同	未	未
同	第三小學校柴	河堡	二	同	未	未
同	第四小學校黃	旗寨	二	同	未	未
同	第五小學校下	肥地	二	同	未	未
合計	三四		七			
一區	村立第一小學校郎	家屯	一	宣統元年二月	未	未
同	第二小學校八	哆囉社	一	光緒三十二年二月	未	未
同	第三小學校汪	馬家溝	一	宣統二年二月	未	未
同	第四小學校後	馬家溝	一	宣統二年二月	未	未
同	第五小學校前	馬家溝	一	光緒三十二年二月	未	未
同	第六小學校斛	米溝	一	民國九年二月	未	未

校名	地址	部	開辦日期	上課日期
第七小學校大	甸子	三	同	同
第八小學校施	家溝	三	同	同
第九小學校闊	家堡子	三	同	同
第十小學校石	家堡子	三	同	同
第十一小學校下	老谷峪	三	同	同
第十二小學校西	老谷峪	三	同	同
第十三小學校東	老谷峪	三	同	同
第十四小學校小	金家溝	三	同	同
第十五小學校西	中和屯	三	同	同
第十六小學校東	中和屯	三	同	同
第十七小學校大	金家溝	三	同	同
第十八小學校會	家屯	三	同	同
第十九小學校羅	家堡子	三	同	同
第二十小學校太	平溝	三	同	同
第二十一小學校刁	皮屯	三	同	同
第二十二小學校方	家屯	三	同	同
第二十三小學校尙	陽堡	三	同	同
第二十四小學校王	家窩棚	三	同	同
第二十五小學校潘	家屯	三	同	同































同第廿八小學校柴河堡	三	二	五	七	同	同
同第廿九小學校于當堡	一	一	三	六	同	同
同第三十小學校下汪家溝	一	一	二	六	同	同
同第卅一小學校郭家溝	一	一	一	一	同	同
同第卅二小學校腰堡	一	一	二	二	同	同
同第卅三小學校盤嶺	一	一	九	二	同	同
合計	三三	六	一六	二〇	同	同
總計	三四二	四五〇	五〇〇	八二九	四二七	二五六

### 第三項 社會教育

城内に圖書館が一個所あるが、その内容は充實せず、利用者も亦極めて少い。同じ所にある新聞閱覽室は毎日市民が蟬集してゐる。其他の社會教育機關はないが、今年から民衆學校が開かれることになつてゐる。

事變後、軍事、政治、警備工作に従つて宣撫工作が屢次繰り返へして實施されたが、現在では若干食傷の感があり、今後は従來のやうな通り一偏の工作は無意味であり、徳性に訴へる、根強い教化工作が長期に涉つて實行されることが必要である。

### 第四項 日語教育

事變後日語は潮の如き勢を以て普及され、需要されて來た。本縣でも日語修得の希望が普通化して來り、城内に日語

學院、日語學校等が開設されたが、現在何れも閉鎖されて、一般に續開希望の聲があり協和會により日語學院再開の豫定である。各學校に於ける日語教育の情況は次の通りである。

開原縣下各學校日語教育表

校名	學年	一週授業時間數	語學時數			校名	學年	一週授業時間數	語學時數		
			國文	日文	英文				國文	日文	英文
新制師範		三六	五	三	三	初級中學一年	三六	七	三	四	一四
舊制師範		三六	五	三	三	女子師範	三五	六	三	三	一二
高級中學三年		三六	七	三	三	女子初中	三五	六	三	三	一二
同 二年		三六	五	三	三	職業學校	三六	六	三	三	一二
初級中學三年		三六	六	三	三	縣立小學高級	三五	一〇	一	一	一二
同 二年		三六	七	三	三	同 初級	三〇	一	一	一	一二

## 第二節 宗教

### 第一項 概況

本縣下に於ては佛教を信奉する者最大多數を占め、其他基督教、天主教、回々教、道教等あり。次項に各種別毎に詳記する。



第二項種類別

一、佛 教

佛教は縣下一般によく普及し、貧富に論なく各家庭に佛をまつり、焼香、讀經するを常とす。宗派は大乗教、混元門等にして、城内に大塔寺、第三區に龍潭寺あり。他の宗教に比して地味であるが、大同二年十月世界大同佛教會開原分會設立され、朝夕の誦經の他日曜日毎に講演會を開く等積極的に活動をしてゐる。會員より組織され、會長一、副會長二を置き經費は善男善女の喜捨と年三圓の會費を以て當てゝゐる。目下の處會員數は五百餘名である。五區八寶他にも分會あり。

二、基 督 教

基督教の歴史は遠く清朝にさかのぼり、民國時代殊に學良政權下に於てはその隆盛著しく、遂には政治的に迄活動することとなりたるも、事變と共に青年會の解散其他で衰微に赴きたるも、現時純然たる宗教本來の使命に還元して、漸次復舊の傾向にあり。

イ、開原城内基督教會

英人魏雅牧師及劉慶昇長老の發起により光緒八年二月開原城内東南隅に創設されたもので、その後畢牧師、趙牧師、金牧師等相續いで教義の傳布をなし、現在英人林德五牧師及劉乘權がその局に當つてゐる。傳道者は滿人十名で信徒は六〇〇名と稱せられる。年經費は約三百圓で附設事業として、仁愛醫院と文光女學校を經營してゐる。

ロ、小孫家台教會

これは宣統元年三月六日附屬地開原大街に創設されたものが、宣統三年に公園の附近に、民國十三年に此の地に移轉したもので、現在奉天基督教神學院卒業の何思生が牧師として布教に従事し、信徒は現在五十名である。

ハ、東老谷峪教會

大同二年六月八日設立され、信徒一三八名で賴文煥が傳道してゐる。

ニ、朝鮮耶蘇教耶家屯教會

民國十四年三月一日第一區耶家屯に設立され長老派に屬し目下李枝思牧師の職に在り、信徒は悉く朝鮮人で朴聖三以下約六十名である。

三、天 主 教

天主教は基督教とよもに勢力あり、殊に城外に於て信仰者多し。

イ、靠山屯教會

光緒二年三月佛國人蘇主教の手になり、現在佛人杜化南牧師として居住し信徒千名の信仰の中心となり、第八區靠山屯は他の村に比して一風をなしてゐる。同區東窰、柴河堡、小寨子等に教堂ありしも今はなし。

ロ、城 内 教 會

光緒十九年六月佛人の創設に係り、光緒二十六年拳匪の亂に一時避難歸國せるも同年秋歸開せり。今日滿人杜振民布教師として三百名の信徒あり。

ハ、双樓台教會



第五區双樓台に設立されたのが光緒二十二年で、現在滿人杜寶祿が宣教師としてあり、信徒五〇名なり。

四、回 々 教

城内東北隅に清真寺あり、清順治三年創設するところ、光緒三十二年重修し、教民の公議を経て清真寺内に清真教會を設立せり。同寺内には浴室の設備あつて禮拜者の沐浴に便し、その隣には清真小學校あつて同教徒の子弟を教育し或は公共墓地を設けて管理員を置く等團結力甚だ強し。教長、衣嗎且、司賬、長教各一名居り經費は年額三九九〇圓を要し、會費六四〇圓献金三三五〇圓を以て之に充つ。

第三項 地方的迷信

縣下には今尙「巫醫」の風習が盛んである、巫醫と云ふのは、女子が、まれには男子が、依頼のあつた患者の前で祈禱の後、狐狸が乗り移つたと稱して、病氣の原因或はその治療の方法等を告げるのである。病氣の他易者の領域に迄發展することもある。その數は城内だけでも十名餘、城外は各村に一名宛ぐらい居る模様である。

次にこれも病氣治癒の胡仙廟及黃仙廟の迷信がある。胡仙廟の胡は狐の同音同意で、黃仙廟の黃は鼠の意味であり、この兩つの廟は市街の胡同、辻にたくさん祭られてある。病人のある家人が一杯の湯呑に水を盛つて赤布でおほつて廟の前に供へて香を焚きお祈り叩頭をして、その水を持ち歸つて患者に飲ませたり。或は患部に塗ると直ぐ効めが現はれると稱される。大家ではその庭内に自ら祭つてゐることもある、これを護宅大仙と云ふ。縣公署の前にもこの種の廟があり、靈驗あらたかと思へて、參拜者と香煙の絶えたることなく、功德無量等を書いた信者の寄進した牌が無數にかゝつてゐる。

第十二章 衛生

第一項 概 況

縣民の意識から衛生の二字が全く忘却されてゐると稱して差支へない程で痲病しては手を拱いて迷信に走り、傳染病の來襲には天の怒となして「沒法子」を口にして對策を知らず、飲料の良否を辨へずして尙且つ生を長らえるは、天恵に依る体内抵抗力の強大の幸する處とも云ふべきか。王道國としては最善の努力を以て國民の天命を全うすべく計るべきではないか。

第二項 機關及醫藥業

市街衛生の機關としては城内は市民會に、小孫家台は衛生組合にそれ／＼處理せしめてゐる。

治療機關としては、醫院の形をなしているのは、英人の經營に係る城内仁愛醫院あるのみで、他は文字通りの簡單な開業醫があるが、それを區別及西漢別にすると左表の如くである。

開原縣開業醫調查表

區 別	西 醫	漢 醫	西漢醫	其 他	計	區 別	西 醫	漢 醫	西漢醫	其 他	計
第 一 區	一	一六	一	一	一七	第 三 區	一	一一	一	一	一一
第 二 區	一	二〇	一	一	二二	第 四 區	八	二二	一	一	三一



第五區	四	二八	一	一	三二	第九區	一	一七	一八
第六區	一	四	一	一	六	計	二四	二四	四〇
第七區	四	四	一	一	四	第八區	三	一七	一八〇

右表の如く漢方醫西醫に比してすこぶる多くその資格程度を見ると次の如く亂雑低級であり、疑はしい次第である。

開原縣開業醫出身別調査表

區別	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區	合計
醫科大學	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
中學卒業	一	二	一	一	一	一	一	一	一	九
師範卒業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
高等小學	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
私塾修業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
醫科專門中學	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
醫科研究會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
家傳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
縣ノ試験合格	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
醫師傳授	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
醫院	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九

第三項 衛生思想普及

原始的衛生状態から脱離して近代文化の粹醫術を講ずるに至ることは誠に望ましい限りであり、民への衛生思想普及の工作与、諸衛生施設の完備こそ緊要事である。

第四項 傳染病及地方病

傳染病は天然痘を主とし亦特種な地方病なし。

第五項 飲料水

縣下の飲料水は良質であるが、井戸を使用する爲め害物侵入の危険少からず、縣城に於ても洋井(堀抜井戸)を使用するは稀である。

第六項 上水及下水

上水道の設備は勿論なく、僅に附屬地隣接地帯に附屬地水道を延長する考へのみ、下水に至つては隨時隨處に放流して省りみず、縣城其他の地の都市計畫整理にともなつて考慮せらる可き哉。

第十三章 結論

往古「採詩之官」あつて郷を巡り廣く民の聲を尋ねしと聞く、今滿洲の地にその人ありやなしや。大地に跪して天に慟哭する百姓の姿、失はれたる徳の光を求めて號ぶ諸人。誰かあつてこの姿を視、この號びを聞



新國家生れて王道を宣す。それ必然のこと、民雙手を擧げて喜ぶ。然も王道の光は、都の混濁に包まれて暗く民の聲は都の喧擾に消さる。

略奪と戦利品に埋れた都ローマの榮華は寂しい。高く芳しい土の香が明日の滿洲を約してゐる。

9820  
53



康徳元年十一月二十日印刷  
康徳元年十一月廿五日發行

〔非賣品〕

編輯者

滿洲國大同學院

滿洲國地方事情編纂會

發行者

新京老松町十番地

村上正雄

印刷者

廣島市小網町十九番地

瀨川常次

印刷所

廣島市小網町十九番地

大同印刷館印刷部



